

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成18年第3回幕別町議会定例会

(平成18年9月4日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
5 草野奉常 6 岡田和志 7 中村弘子
- 日程第2 会期の決定  
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 議案第56号 幕別町地域活動支援センター条例
- 日程第5 議案第57号 幕別町立学校あり方検討会条例
- 日程第6 認定第1号 平成17年度忠類村一般会計決算認定について
- 日程第7 認定第2号 平成17年度忠類村国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 日程第8 認定第3号 平成17年度忠類村簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第9 認定第4号 平成17年度忠類村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第10 認定第5号 平成17年度忠類村老人保健事業特別会計決算認定について
- 日程第11 認定第6号 平成17年度忠類村介護保険事業特別会計決算認定について
- 日程第12 認定第7号 平成17年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第13 認定第8号 平成17年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第9号 平成17年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第10号 平成17年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第11号 平成17年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第12号 平成17年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第13号 平成17年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
- 日程第19 認定第14号 平成17年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第20 認定第15号 平成17年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第21 認定第16号 平成17年度幕別町水道事業会計決算認定について
- 日程第22 陳情第6号 安全・安心の医療と看護・介護の実現のために「医師看護師等の大幅増員を求める意見書」の提出を求める陳情書
- 日程第23 陳情第7号 「出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書」の提出を求める陳情
- 日程第24 陳情第8号 「季節労働者の「特例一時金」現行維持及び通年雇用の促進に関する意見書」の提出を求める陳情

# 会 議 録

平成18年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年9月4日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月4日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (29名)  
議長 本保証喜  
副議長 額額太郎  
1 前川雅志      2 芳滝 仁      3 前川敏春      4 牧野茂敏      5 草野奉常  
6 岡田和志      7 中村弘子      8 大坂雄一      9 中橋友子      10 豊島善江  
11 中野敏勝      12 伊東昭雄      13 助川順一      14 杉山晴夫      15 齊藤順教  
16 堀川貴庸      17 乾 邦広      18 小田良一      20 野原恵子      21 永井繁樹  
22 千葉幹雄      23 坂本 偉      24 古川 稔      25 佐々木芳男      26 南山弘美  
27 杉坂達男      28 大野和政
- 6 欠席議員 (1名)  
19 増田武夫
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町長 岡田和夫    助役 西尾 治    助役 遠藤清一    収入役 金子隆司  
教育長 高橋平明    教育委員長 林 郁男    代表監査委員 市川富美男  
農業委員会会長 上田健治    総務部長 菅 好弘    企画室長 佐藤昌親  
民生部長 新屋敷清志    経済部長 藤内和三    建設部長 高橋政雄  
教育部長 水谷幸雄    札内支所長 本保 武    忠類総合支所長 川島広美  
総務課長 川瀬俊彦    糠内出張所長 中川輝彦    企画室参事 羽磨知成  
監査委員事務局長 坂野松四郎    地域振興課長 姉崎二三男
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭    課長 横山義嗣    係長 國安弘昭
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
5 草野奉常      6 岡田和志      7 中村弘子

# 議事の経過

(平成 18 年 9 月 4 日 10:00 開会・開議)

## [開会・開議宣言]

- 議長（本保証喜） ただいまから、平成 18 年第 3 回幕別町議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。

## [議事日程]

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に、5 番草野議員、6 番岡田議員、7 番中村議員を指名いたします。

## [会期の決定]

- 議長（本保証喜） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本定例会の会期は、本日から 9 月 26 日までの 23 日間といたしたいと思っております。  
これにご異議ありませんか。  
(なしの声あり)  
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から 9 月 26 日までの 23 日間と決定いたしました。

## [諸般の報告]

- 議長（本保証喜） この際、諸般の報告をいたします。  
監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定による、例月出納検査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配付いたしてあります。  
後刻ご覧いただきたいと思っております。  
次に、事務局から報告いたさせます。  
○事務局長（堂前芳昭） 19 番増田議員より、本日、欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。  
○議長（本保証喜） これで、諸般の報告を終わります。

## [行政報告]

- 議長（本保証喜） 日程第 3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。  
岡田町長。  
○町長（岡田和夫） 平成 18 年第 3 回町議会定例会が開催されるにあたり、日ごろより町政各般にわたってお寄せいただいております議員各位の温かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきまして、ご報告をさせていただきます。  
さて、本年も、10 月 1 日に 110 年目の開町記念日を迎えるにあたり、偉大な先人たちが理想郷の実現を目指し、不撓不屈の精神を持って本町発展の礎を築かれたご遺徳を偲びますとともに、町民各位の限りない郷土愛により、本町が着々と発展を続けておりますことに、深甚なる敬意と感謝を捧げるものであります。

例年、開町記念日に本町の功労者を顕彰させていただいておりますが、過日、表彰者選考委員会からいただきました答申を尊重し、18名の方を顕彰させていただくことといたしました。

永年にわたり教育委員会委員として本町の自治振興の分野においてご功績のありました美川の邊見政孝さん、札内中央町の天津路子さん、忠類錦町の豊田信之さんの3名の方に自治功労賞を、また、本町嘱託医師及び学校保健指導医として保健衛生の向上にご功績のありました札内青葉町の柏木道彦さん、同じく札内新北町の越智仁司さん、町福祉団体の役員として地域福祉の向上にご貢献をいただきました札内桂町の藤田和子さん、人権擁護委員としてご貢献をいただきました忠類中当の紺野タカさん、民生委員児童委員及び人権擁護委員としてご貢献をいただきました札内春日町の櫻田はるみさん、さらには、消防団員として消防行政の分野においてご功績のありました途別の山崎武弘さん、錦町の野村武志さん、寿町の東原均さん、錦町の品田竹夫さん、駒島の船越清光さん、忠類栄町の松田元宏さん、忠類錦町の大坂和雄さん、忠類白銀町の佐々木茂さん、以上13名の方に社会功労賞をお贈りさせていただきます。

また、商工会役員として本町の産業振興の分野におきましてご功績のありました旭町の藤原壽美さん、農業協同組合役員としてご功績のありました忠類西当の小原喜久雄さん、以上2名の方に産業功労賞をお贈りさせていただきます。

受賞されます皆さんのご功績に対しまして、心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

次に、今年度の地方交付税額について申し上げます。

普通交付税につきまして、この程、総額55億959万円の交付決定を受けたところであります。

今年度の普通交付税算定の特徴といたしましては、1点目には、児童手当給付制度改正による交付税措置が行われたことにより、本町といたしましては、基準財政需要額に7,482万6,000円が算入されたこと。

2点目といたしましては、インセンティブ算定、いわゆる行政改革効果等に係る算定が行われたこととありますが、これは経常経費面の平成13年度と平成16年度とを比較し、また、平成16年度と平成17年度の税の徴収実績を比較し、その効果を算定するものですが、これにおいて2,581万8,000円が算入されたこと。

3点目といたしましては、合併補正の算入であります。合併による臨時的経費等について包括的な財源措置がなされるものでありますが、本町の場合、合併後5カ年間算入され、5カ年間の算入総額は2億3,434万5,000円、単年度では4,686万9,000円が算入されております。

4点目といたしましては、下水道事業建設改良費の財政措置の見直しが行われたことであります。このことにより、4,665万4,000円の減額となっております。

さらに5点目は、本町が過去に借り入れをいたしました地域総合整備事業債に係る交付税措置期間一部が終了したことに伴いまして、総額で1億9,523万2,000円の減となったところであります。

以上の特徴のほかに、例年のことでありますが、基準財政需要額算定に用いられます単位費用の見直しが行われましたことから、幕別町及び忠類村の平成17年度普通交付税交付決定額合計57億3,981万8,000円と比較いたしまして2億3,022万9,000円、率にいたしまして4.0%の減となったところであります。

交付決定額につきましては、当初予算額と比較いたしまして3,583万4,000円の減となりますことから、今定例会に減額補正を計上させていただいたところであります。

次に、第5期幕別町総合計画の策定について申し上げます。

本町は、昭和46年度を初年度とした第1期総合計画を策定以来、これまで10年ごとに総合計画を策定いたしてまいりました。

現計画であります第4期総合計画は、平成13年度から平成22年度を期間とした計画であります。本年2月に忠類村と合併いたしましたことから、新たなまちとしてのまちづくりを推進するため、このほど、平成20年度から29年度までを計画期間とする第5期総合計画の策定に着手いたしましたところであります。

先般、庁舎内に助役、部課長により構成されます策定委員会と、係長等によるプロジェクトチームを設置いたしましたところであります。

今後、町民の皆さんによる検討組織としてまちづくり町民会議を立ち上げるほか、町民アンケートの実施、子ども議会の開催、忠類地域住民会議での検討、パブリックコメントの募集など、広く町民の皆さんのご意見、ご提言をいただきながら、平成 19 年度中の策定を予定いたしているところであります。

計画策定にあたりましては、これまでのまちづくりの施策や指針を継承するとともに、新町まちづくり計画や国、北海道などの計画との整合性を図り、町民ニーズや本町の果たすべき役割などを十分考慮し、実効性のある計画づくりに意を用いてまいりたいと考えているところであります。

次に、障害者自立支援法の施行に関する制度改正等について申し上げます。

本年 6 月の第 2 回町議会定例会においてご報告申し上げました、幕別町小規模通所授産施設「ひまわりの家」の運営につきましては、「特定非営利法人幕別町手をつなぐ親の会」が 7 月 7 日付けをもって NPO 法人の認証を受けましたので、本年 10 月以降は同法人に地域活動支援センター事業を委託する方向で、引き続き通所者の就労支援と社会交流の促進を図ってまいりたいと考えております。

なお、「小規模通所授産施設」が新体系の「地域活動支援センター」に移行し、障害者自立支援法に基づく法定施設となりますことから、今定例会に関連する条例と補正予算につきまして提案をさせていただいたところであります。

また、10 月 1 日から障害福祉サービスの利用手続きが変更され、市町村から障害程度区分の認定を受ける仕組みが新たに導入されますが、この制度では、9 月末時点で支援費対象施設に入所または、通所されている 90 名の方については 5 年間の経過措置がありますので、利用手続きの変更の必要はなく、グループホーム入所者の 14 名の方についても、障害程度区分の認定なしに、訓練等給付の支給決定を行うこととなっております。

なお、本町では、ホームヘルプやショートステイなどの介護給付を希望される 21 名の方が審査の対象となり、認定審査結果をもとに障害程度区分の一次判定を行った上で、東十勝障害程度区分認定審査会に二次判定を依頼し、その審査判定結果に基づき、9 月中旬に障害程度区分の認定結果とサービス利用に係る支給決定通知を行う予定となっております。

次に、十勝愛育園についてであります。本年 10 月 1 日からこれまでの措置制度から利用契約制度に移行し、利用者は北海道から支給決定を受けた上で、利用者と町が直接利用契約を締結し、施設サービスを受けていただくこととなります。

利用者負担につきましても、これまでの所得に応じた月額負担金を道へ納付する方式から、利用回数に応じたサービス費用の 1 割を町に納入する方式に変更されますが、8 月 1 日現在の在園児 6 名中、現段階で契約の意向を示されている方は 3 名となっております。

次に、パロマ湯沸機やプールの排水口安全蓋等の問題に対する本町の対応について申し上げます。

パロマ湯沸機やプールの排水口安全蓋等による死亡事故が発生し、社会問題となっておりますが、本町といたしましても問題を重視するとともに、町内の関連する公共施設の安全確認の指示をいたしましたところであります。

その結果、パロマ製品の該当する機種のないこと、プールの排水口安全蓋の異常等に問題のないことを確認したところであります。

また、併せて公園等の遊具や公共施設の設備等の安全点検を行い、特に問題となる個所がないことを確認したところであります。

今後とも、公共施設の安全確保に意を用いてまいりたいと考えております。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

本年は、春先の大雪や 5 月下旬から続いた低温・日照不足の影響により、ほとんどの作物が生育遅れの状況が続く、収穫量・品質ともに心配されたところであります。

しかしながら、小麦の収穫時期を迎えた 8 月に入ってからは一転して高温少雨の天候になり、一部

の作物では生育を後押しされ回復傾向になりましたが、逆に野菜類、特にキャベツや白菜などは水分不足で大きく育たず、出荷は1割から2割落ちるものとお聞きしているところでもあります。

主な作物について申し上げますと、小麦につきましては、収穫作業が例年より若干遅れたものの、既に作業を終えており、品質は昨年より多少良いとされておりますが、収穫量は平年を下回る反当り8俵程度が見込まれているところでもあります。

また、8月15日現在の作況調査によりますと、地域によってばらつきはありますが、豆類は6日から15日、馬齢署が9日から11日、てん菜が4日から8日などいずれも生育の遅れが目立ち、長芋についても一部で萌芽していない圃場もみられるなど収穫量が心配されているところでもあります。

牧草につきましては、一番牧草の収穫量はほぼ平年並みでありましたが、サイレージ用とうもろこしの生育は、7日から12日程度の遅れとなっております。

いずれにいたしましても、今後は、各作物の収穫作業が本格化する時期になりますが、事故など起こらないよう農作業が順調に進み、豊穰の秋となることを願っているところでもあります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

8月末現在におけます公共工事の発注済額は20億4,200万円で、率にいたしますと79.7%ほどになっております。

土木工事関係におきましては、札内鉄道南沿線通及び札内駅南北線に関連する工事、忠類地域の6路線の改良舗装工事のほか、道道整備などに関連する雨水・汚水の下水道工事、及び上水道第3次拡張工事と幕別簡易水道工事などの発注を終えたところでもあります。

また、建築工事関係におきましては、さかえ保育所建設工事、道の駅建設工事、旭町団地公営住宅建設工事などのほか、地域イントラネット基盤整備、幕別浄化センターの電気設備等の工事などの発注を行ってきたところでもあります。

今後、発注されるものとしては、札内共北通道路整備のほか、幕別簡易水道工事のポンプ施設整備及び美川、古舞地域での配水管整備などを予定いたしており、引き続き早期発注と適期発注に意を用いながら、安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆さまには、引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（本保証喜） これで行政報告は、終わりました。

[委員会付託]

○議長（本保証喜） 日程第4、議案第56号、幕別町地域活動支援センター条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第56号、幕別町地域活動支援センター条例につきまして、提案の理由をご説明いたします。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

本年4月に施行されました障害者自立支援法の第77条におきまして、市町村が行う地域生活支援事業についての規定があり、10月1日から施行されることとなっております。

今回、提案させていただいております本条例につきましては、この地域生活支援事業の施設の一つである地域活動支援センターについて定めるものであります。

先ほどの行政報告の中でも報告をさせていただきましたが、現在、本町には、心身障害者小規模通所授産施設ひまわりの家がありますが、障害者自立支援法の規定により、小規模通所授産施設につきましては、地域活動支援センターなどの新事業体系に移行することとされております。

この地域活動支援センターにつきましては、町が設置することとなっておりますが、運営につつま

しては社会福祉法人やNPO法人に委託することができるかとされているところであります。

このため、運営を特定非営利法人幕別町手をつなぐ親の会に委託することで考えておりますが、障害をお持ちの方に対し、創作的活動または生産活動の機会、社会との交流の促進等の便宜を提供し、自立した生活ができるよう引き続き支援をしてみたいと考えております。

以下、条文に沿いまして説明をいたします。

第1条は、設置について規定するもので、障害者自立支援法に基づき、障害者または障害児が各自の能力を生かして、自立して生活ができるよう支援することを目的に、地域活動支援センターを設置することとしております。

第2条は、名称及び位置について規定するもので、名称はひまわりの家とし、位置を幕別町札内青葉町185番地1とするものであります。

第3条は、委任について規定するもので、規則への委任について定めるものであります。

なお、施行年月日につきましては、平成18年10月1日とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第56号、幕別町地域活動支援センター条例については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第56号、幕別町地域活動支援センター条例については、民生常任委員会に付託いたします。

[委員会付託]

○議長（本保証喜） 日程第5、議案第57号、幕別町立学校あり方検討会条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第57号、幕別町立学校あり方検討会条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

本町の児童・生徒を取り巻く環境につきましては、農村部においては減少傾向にあり、また、市街地におきましては宅地開発などによる地域間のバランスに変化が生じてきている状況にあります。

このような状況は、近い将来における学校運営や児童・生徒の通学距離などに課題となることが考えられますことから、学校の適正配置や適正規模及び通学区域などを検討いたします幕別町立学校あり方検討会を設置し、課題解決に向けました調査・審議をお願いするものであり、検討会の組織及び運営に関し、本条例を制定するものであります。

以下、条文に沿ってご説明をさせていただきます。

第1条につきましては、検討会の設置について規定したものであります。

第2条につきましては、検討会の所掌事項について規定したものであり、学校の適正規模、適正配置、通学区域等について調査・審議し、答申をいただくものであります。

第3条につきましては、検討会の組織について規定したものであり、委員の定数を15名以内と定めるものであります。

また、委員はその審議が終了したときは解任されるものとするものであります。

第4条につきましては、会長及び副会長を規定したものであります。

次のページになりますが、第5条につきましては、会議の招集等について規定したものであります。

第6条につきましては、検討会に部会を置くことができる旨を規定するものであります。

第7条につきましては、検討会の庶務は教育委員会事務局学校教育課において処理する旨を規定したものであります。

第8条につきましては、委任規定であります。検討会の運営に必要な事項を定めることについては、教育委員会が定めることとするものであります。

なお、本条例の施行月日につきましては、公布の日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議案第57号、幕別町立学校あり方検討会条例については、委員会付託のため質疑を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第57号、幕別町立学校あり方検討会条例については、総務文教常任委員会に付託いたします。

#### [一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第6、認定第1号、平成17年度忠類村一般会計決算認定についてから日程第21、認定第16号、平成17年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの16議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、提案理由の説明を省略し、お手元に配付のとおり、委員会条例第7条第1項の規定により、議長及び議員選出監査委員を除く全議員をもって構成する平成17年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思っております。

なお、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与するものとしたらしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件については議長及び議員選出監査委員を除く全議員をもって構成する平成17年度幕別町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することとし、地方自治法第98条第1項の規定による検閲・検査権を付与することに決定いたしました。

#### [陳情の付託]

○議長（本保証喜） 日程第22、陳情第6号、安全・安心の医療と看護・介護の実現のために「医師看護師等の大幅増員を求める意見書」の提出を求める陳情書は、民生常任委員会に付託いたします。

日程第23、陳情第7号、「出資法の上限金利の引き下げ等」、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書の提出を求める陳情は、総務文教常任委員会に付託いたします。

日程第24、陳情第8号、「季節労働者の「特例一時金」現行維持及び通年雇用の促進に関する意見書」の提出を求める陳情は、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### [休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。



議事の都合により明5日から12日までの8日間は休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保重喜) 異議なしと認めます。

異議なしと認めます。

したがって、9月5日から9月12日までの8日間は休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長(本保重喜) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は9月13日、午前10時からであります。

10:29 散会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成18年第3回幕別町議会定例会

(平成18年9月13日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1 会議録署名議員の指名

8 大坂雄一 9 中橋友子 10 豊島善江

(諸般の報告)

日程第2 陳情第9号 雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し国の季節労働者対策の強化を  
求める陳情

日程第3 一般質問

# 会 議 録

平成18年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年9月13日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月13日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (29名)  
議長 本保証喜  
副議長 額額太郎
  - 1 前川雅志
  - 2 芳滝 仁
  - 3 前川敏春
  - 4 牧野茂敏
  - 5 草野奉常
  - 6 岡田和志
  - 7 中村弘子
  - 8 大坂雄一
  - 9 中橋友子
  - 10 豊島善江
  - 11 中野敏勝
  - 12 伊東昭雄
  - 13 助川順一
  - 14 杉山晴夫
  - 15 齊藤順教
  - 17 乾 邦広
  - 18 小田良一
  - 19 増田武夫
  - 20 野原恵子
  - 21 永井繁樹
  - 22 千葉幹雄
  - 23 坂本 偉
  - 24 古川 稔
  - 25 佐々木芳男
  - 26 南山弘美
  - 27 杉坂達男
  - 28 大野和政
- 6 欠席議員 (1名)
  - 16 堀川貴庸
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町長 岡田和夫 助役 西尾 治 助役 遠藤清一 収入役 金子隆司  
教育長 高橋平明 教育委員長 林 郁男 代表監査委員 市川富美男  
総務部長 菅 好弘 企画室長 佐藤昌親 民生部長 新屋敷清志  
経済部長 藤内和三 建設部長 高橋政雄 教育部長 水谷幸雄  
札内支所長 本保 武 忠類総合支所長 川島広美 総務課長 川瀬俊彦  
糠内出張所長 中川輝彦 企画室参事 羽磨知成 福祉課長 米川伸宜  
町民課長 田村修一 土地改良課長 角田和彦 土木課長 佐藤和良  
都市計画課長 田中光夫 学校教育課長 八代芳雄 生涯学習課長 長谷 繁  
地域振興課長 姉崎二三男 保健福祉課長 野坂正美
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 國安弘昭
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
  - 8 大坂雄一
  - 9 中橋友子
  - 10 豊島善江

# 議事の経過

(平成 18 年 9 月 13 日 10:00 開会・開議)

## [開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

## [議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8 番大坂議員、9 番中橋議員、10 番豊島議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

事務局長。

○事務局長（堂前芳昭） 16 番堀川議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（本保証喜） これで、諸般の報告を終わります。

日程第 2、陳情第 9 号、雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し国の季節労働者対策の強化を求める陳情を議題といたします。

ただいま議題となっております、陳情第 9 号は産業建設常任委員会に付託いたします。

## [一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第 3、一般質問を行います。

本定例会における一般質問は、通告されている全議員が一問一答方式の試行により行うことといたします。

なお、質問される各議員の持ち時間は、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11 番（中野敏勝） 通告のとおり、2 点にわたって質問いたします。

医療・保険施策について。

去る 7 月 26 日、厚生労働省が昨年の医療の動向に関する調査結果を発表しました。医療保険と公費から支給される概算医療費は、32 兆 4,000 億円と過去最高を更新しています。

中でも、6 兆円が薬剤費に使われているとのこと。

また、国民一人当たりの年間医療費は 25 万 4,000 円にもなっているのです。

さらに、厚生労働省の試算によりますと、増え続ける国民医療費は、2025 年には 69 兆円もなり、このうちの薬剤費が 14 兆円になると言われています。

もし、このとおりになったとしたら、国民皆保険制度は確実に崩壊してしまいます。

増大する医療費を軽減するために注目されているのが、後発医薬品「ジェネリック医薬品」です。

厚生労働省は今年 4 月から、後発医薬品の使用促進を図るため、医師が医薬品を選択しやすいように、処方箋の様式を変更しています。後発医薬品の一番の特徴は、開発にかかる時間と費用が抑えられるために価格が安いことです。後発医薬品にはないものもありますが、医療機関で保険診療として

用いられている医療医薬品は1万種類以上ありますが、その中の約6,600品目が後発医薬品に登録されているのです。

日本の後発医薬品は、世界でもっとも厳しい基準の元で承認されているにもかかわらず、利用はとて低いのことです。後発医薬品の価格は、高い薬でも新薬の70%、安いものでは15%程度の価格のものがああります。

安全性については、薬事法によって様々な規制が定められており、後発医薬品にも新薬品と同様の規制がされ、先発医薬品によって有効性、安全性が確立されているという利点もあります。

後発医薬品は、効果が全く同一のものもああります。長い期間、薬を服用しなければならない生活習慣病の患者などは、毎月、毎年の医療費に大きな差が出てきます。

国民皆保険制度を維持する上からも、住民に負担を求めるばかりでなく、行政が医療機関や薬局に対して後発医薬品の置き換えの働きかけを行っていくとともに、住民に対して後発医薬品に対する啓発や周知徹底に努めることによって、個人負担はもちろんのこと、保険者である町の保険給付金の抑制にもつながるものではないでしょうか。

町長のお考えをお伺いいたします。

次に、生活道路の改善について。

日常、何げなく利用している生活道路で、カーブになっているところが狭くなっていたり、交差点が確認しにくいなど危険なところが見受けられます。

札内地域は札内南大通りアンダーパス工事に伴って、交通事情が変化しています。あちこちに交通規制もああって、朝の通勤時、夕方の帰宅時間は今までにない交通渋滞となっています。特に、交通規制を行っている札内中央町三叉路交差点は、道路幅も広げられ信号機も付けられ改善はされたが、特別混雑しています。

工事完成までの信号機の設置と思うが、鉄南地域の住民はとて不便を感じています。

札内支所や郵便局、信金などに行った帰り道として利用しているのですが、信号機に右折信号がないために、何度も信号待ちになってしまうこととなります。信号機で待たされ、さらに踏切で待たされ、完成までとはいえかなりの期間不便を与えることになるのです。

右折信号の設置はできないものではないでしょうか。

さらに、交通事情の変化に伴って、様々な道路を活用していますが、特にあかしや団地12号通りの交通量が増加していて、日新線との交差点で、時々、出合いがしらによる事故が発生しています。手押し式の信号機や反射鏡などは設置されているが、他の交通規制の看板もあり、また、反射鏡自体が奥に設置されていることもああって見にくい位置になっています。ドライバーに聞いてみると、反射鏡で安全確認をされている人は少なく、中には反射鏡があるのも知らない人もああります。

事故は安全確認不十分で起きていることは間違いはないが、あかしや団地12号通りには、西から進入する場合、交差点左の個人住宅の植え込みなどにより確認しにくいこともあり、交差点に進入してから確認することになるのです。そこで事故になっているケースが多いのです。この交差点は札内中学校や札内南小学校の児童生徒の通学路にもなっており、登下校時には交通指導員も配置されています。

幸い通学時の事故は発生していないものの、先月も人身事故が起きたばかりです。

早急に時差式の信号の設置が必要と考えますが、いかがでしょうか。

また、カーブの狭い道路、特に泉町東南角、直角カーブになっているため、対向車線にはみ出るように通ることになってしまうのです。現在は工事のため、交通規制が行われ、交通量も少ないものの、通行止め解除に伴って、交通量も増えるものと思われまます。カーブミラーで確認はできるが、そのまま進入してくるので歩道に乗り上げて離合せざるを得なく、トラブルの原因にもなりかねません。

拡幅することはできないものか、また、堤防沿いの道路の延長整備計画はあるのでしょうか。

町長のお考えを伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

初めに、医療・保険施策についてであります。

病院において医師が処方する医療用の医薬品には、新薬と言われる「先発医薬品」とジェネリック医薬品と言われる「後発医薬品」の2種類があります。

新薬は、薬品メーカーが多大な年月と研究費をかけて製造、販売しており、特許により20年から25年保護されるとされております。

このため、ご質問の要旨にありますように、先発医薬品の特許が切れた後に同じ成分で製造されるジェネリック医薬品は、研究開発費が少ないため、価格は、先発品の2割から7割、平均で2分の1程度と言われております。

日本の総医療費に薬剤費が占める割合は約20%であります。厚生労働省では、医療費抑制策の一つとして、ジェネリック医薬品の普及による薬剤費の削減に取り組み始めたところであります。

本町といたしましても、「患者負担の軽減と医療費抑制」という観点から注目いたしているところであります。

現在、国内に流通する医療用医薬品のうち半数近くの種類がジェネリック医薬品と言われるものであります。しかしながら、ジェネリック医薬品メーカーの多くは規模が小さく生産量も少ないため、医療現場からは、「長期使用が必要な患者への供給に不安がある」、「すべてのジェネリック医薬品を在庫することは不可能である」などの意見が出ており、全ての医療機関で扱っているわけではないというも事実上であります。

医療用医薬品については、医師と患者とが相談をして、その方の症状、体質、体調などに応じて処方するものであり、町から医療機関へのジェネリック医薬品使用の働きかけをすることは難しい面があるものというふうに考えております。

なお、町民に対しましては、選択肢の一つとして参考となるようなジェネリック医薬品に関する情報を提供することなどは検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

次に、生活道路の改善についてであります。

1点目の「札内中央町三叉路交差点の信号機」についてであります。従来、道路整備につきましては、交通安全の確保、渋滞の解消及び生活環境の向上など、緊急性や投資効果などを考慮しながら計画的に進めているところであります。

また、道路工事施工に当たって信号機を設置する際には、事業主体が公安委員会と協議を行うほか、地域の要望などにに基づき、公安委員会に要請等を行っているところであります。

ご質問の信号機は、札内南大通踏切除却事業のアンダーパス工事に伴う札内鉄道南沿線通の通行止めにより、迂回路として踏切より札内中央公園通を通り、春日方面へ向かう三叉路交差点の渋滞緩和と交通安全確保のために、北海道と公安委員会とが協議して設置したものであります。

協議の中では、「信号機から踏切までの距離が短いことから、踏切遮断時を考慮し、多くの車の滞留を避けるため」とお聞きしております。このため、踏切方向に向かって車の流入が増える右折信号の設置は難しいものと考えております。

なお、今回、迂回路規制は、アンダーパス上部の札内鉄道南沿線通が開通いたします来年3月までの期間であり、地域の皆さんや通行される皆さんにはご不便をおかけすることとは思いますが、ご理解とご協力をお願いいたしたいというふうに考えているところであります。

2点目の「あかしゃ団地道路12号と日新線の交差点への信号設置」についてであります。中野議員のご指摘にもありましたように、当該交差点におきましては、度々事故が発生している状況であります。

ご存じのとおり、信号機の設置につきましては、公安委員会が設置するものであり、この交差点への信号機設置につきましては、平成5年より毎年、帯広警察署を通じ、釧路方面公安委員会へ要望しているところであります。なかなか実現には至っておりません。

町では、平成2年に吐月橋架け替えに際し、日新線から当該交差点の見通しを良くするために、日

新線吐月橋北側カーブの線形改良を行ったところであります。

当該交差点には、あかしや団地道路 12 号側に一時停止の規制がありますが、事故の大半は一時停止違反、左右確認が不十分であることが原因であり、運転マナーに起因するものであると考えております。しかしながら、事故が起きている実態であることも事実でありますので、信号機の設置に向け、今後とも警察あるいは公安委員会へ強く要望してまいりたいと考えております。

3 点目の「泉町東南角の道路の拡幅と、堤防沿い道路の延長整備計画」についてであります。この地域は、泉町東団地であります。平成 2 年から平成 3 年度にかけて民間の宅地開発によって造成された住宅団地であり、ご指摘の道路は、南側堤防沿いの幅員が 10 メートル、南北方向が 8 メートルの団地内道路であります。

ご指摘の箇所は、これまで対向車の動向が予測できるようカーブミラーを設置し、冬季には砂を撒くなどして通行の安全に配慮してきたところであります。現在は道道幕別帯広芽室線のアンダーパス関連工事により通行止めとさせていただいております。

今後は、アンダーパスと周辺道路の完成によって、団地内を通る通過交通は減少するものというふうに予測しておりますことから、道路の拡幅などについては、現在のところ計画は持っておりませんのでご理解を頂きたいと思っております。

また、堤防沿い道路の延長整備計画についてであります。現在のところ、これらについても整備計画はもっておりません。今後、東側の土地利用計画が図られた時点で鉄道南沿線通りへとつながる道路網として計画しなければならないものというふうに考えております。

以上で、中野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○11 番（中野敏勝） 答弁を頂きましたけれども、多少重複することもあるかもしれませんが、再質問させていただきます。

幕別健康 21 を見ると、生活習慣病のうちの糖尿病が年々増加傾向にあると。長期の治療が必要となっている患者も増えているわけです。町の保険給付金も支払われることになっているわけです。私も国民健康保険被保険者ですけれども、保険給付金が増えることによって、住民への負担も増加せざるを得ないわけです。年金生活が所得の低い家庭などは、大変なやりくりをしながら納税をされているわけです。

年々増え続けるこの国民医療費、先ほども申し上げましたけれども、2025 年までは 69 兆円にもなると試算されているのです。国民の負担は避けられないものと考えております。

この点につきましては、今後、検討しながら行っていくということでもありますけれども、後発医薬品の利用システムというのは、今年になってどんどん整いつつあります。薬価改定もあり、それから診療報酬の改定なども行われ、処方箋も変わっているわけです。今までのこの処方箋は、医師が商品名を処方していたわけですから、薬剤師はそれを見て調剤するだけ。処方箋が後発医薬品への変更ができるという欄ができています。医者が署名するだけで代替調剤を、薬剤師と相談をしながら処方できるようになったわけです。

このことによって、後発医薬品の利用が大幅に進むと言われていますが、病院や薬局が積極的に取り入れなければ進まないわけです。また、利用する側も、よく知らないが故に利用することができないわけです。

幕別町は帯広に近いこともあって、どうしても市内の総合病院などを利用されているのですけれども、総合病院で後発医薬品を取り扱っているところもあるのですが、住民が知らないために、先発医薬品が処方されているというケースもあります。

個人も町も負担を軽減するためにも、住民にわかりやすいこの情報をしっかり伝えるべきだと考えているわけです。

いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、医療費の抑制、あるいは住民負担を軽減する。そういった観点から考えますと、確かに後発の医薬品、いわゆるジェネリック医薬品が普及されていくことは大きな影響を与えてくるのだろうというふうに思います。

ただ、私どもの立場からしますと、やはり薬を処方するということになりますと、お医者さんと患者さんとの信頼関係なり、その症状に合った中での処方でなければならないのであろうというふうに思いますので、私どもの方から、お医者さんに、あるいは薬局に向かって、ジェネリック医薬品をどんどん使っていただくように、先発医薬品は少し控えてもらうようにといったようなことは、なかなか言いづらい面が私はあるのでないかなというふうに思っております。

ただ、後段お話ありましたように、住民の皆さん方にこういう医薬品があるのだと。ジェネリック医薬品が盛んに使われてきているのだというような実態ですとか、現状ですとか、あるいは知識といったものを周知していくことは、我々の役目でもあろうかというふうに思っておりますので、そういった面、今度検討しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 大半が帯広に通院されているように思いますけれども、高齢者などは幕別町内の個人病院などを利用している方も非常に多いのではないかとこのように考えます。大変難しいことではありますけれども、そこを何とか研究されまして、医師会とか、歯科医師会あるいは薬剤師会といったところを通じて、患者に対する後発医薬品の周知、あるいは薬品の効果とか、この説明などの協力を要請することも大事ではないかというふうに思います。住民に対しての周知については、広報などを使ったり、あるいは保険のパンフレットなどに掲載して推進を図ってはどうかと考えます。

この答弁の中に、すべてのジェネリック医薬品の在庫をすることは不可能だというふうに言われておりますけれども、今、医薬分業という制度が昭和31年の4月から制度化されているわけですが、最近になって、時代の流れとともに急速に普及しているわけです。

医薬分業というのは、医師の診断を受けたとき、病院、診療所で薬をもらう代わりに処方箋をもらって、この処方箋を保険薬局に提示して、薬剤師が薬の調剤を行っている。その薬をもらうわけですが、そのために最近、院外薬局が増え、院内薬局よりも医師は薬の値段高い薬を出している傾向もあるわけです。

また、院外調剤では、飲み方なども指導してくれということで、その指導料も含まれて、当然高くなっていくわけですが、医療機関と薬局の療法で、それぞれの会計も当然しなければならないというようなことにもなっているわけです。

医師が高い値段の薬を処方することにより、これも患者の負担が増えるわけです。

誰もが健康で一生を過ごしたいという願いはあっても、好むと好まざるにかかわらず、病気や怪我によって病院に世話にならなければなりません。症状の変化もなく、薬だけ欲しい場合でも、今は、薬剤師は医師の診断の結果、症状に応じて出される処方箋に基づき処方するために、その都度受診しなければならないようになってきているのです。そのために、患者負担が増えるということになるわけです。

生活習慣病の糖尿病の一例を申し上げますと、内服薬4錠を1年間服用した場合、新薬とジェネリックの差は、高齢者1割でもって5,840円の軽減ができると。また、2割にするとその倍ですが、1万1,680円。それから、国保3割負担では、1万7,500円の軽減となるわけです。一つの例でありますけれども、軽度の患者でもこのような結果が生ずるわけです。

保険料の払えない人が増えないためにも、しっかり目標を設定して、本気で取り組んでいただきたいというふうに思うわけです。

在庫がどうしても、これだけは確保できないというような薬局については、例えば、生活習慣病の部分のこの特定の医薬品だけでもジェネリック医薬品に置き換えていただくというようなことも進める必要があるのではないかとこのように思います。

この辺いかがでしょうか。



○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前段申し上げましたように、ジェネリック医薬品が普及されて、薬剤費が下がっていくことは、我々にとっても大変望ましいことだろうというふうに思いますけども、まず、私どもは先ほど申し上げましたように、住民の方々に、こうしたジェネリック医薬品にかかわる情報を提供し、そして、かかっていらっしゃるお医者さんに、まずはご相談を頂いて、どういうものを使うことがその患者さんにとって一番いいのか。そこがやはり一番大事なことなのだろうというふうに思っておりますので、情報提供等には引き続き努めるように検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 次に、生活道路の関係なのですけれども、1点目につきましては、期間も短いし、この答弁で住民も納得をされるのではないかというふうに思っております。

たまたま札内地域の鉄南地域ですね、この方からの要望で、今回、質問をさせていただきましたけれども、この信号機は工事関係者と、それから道警との協議によって付けられたようなんですけれども、特に踏切と道路の間の区間が短いというようなこともありますので、理解いたしました。

2点目ですけれども、ずっと要望しているけども簡単に付けられないというのはよくわかります。しかし、住民は事故が起きるたびに、いつになったら付くのだ、どうしてなのだというようなことがあるわけなのです。

本当に難しい状態ではありますけれども、例えば、手押し式の信号があるわけなんですけれども、これを改善して付けるということはできないものなのではないでしょうか。できるのであれば早急に、この辺も考慮して取り替えていただくとか、改善をしていただくというようなことは必要でないかというふうに感じます。

それから、泉町の東南角ですけれども、この部分もわざわざ西の方から来ると、堤防の方に右へ曲がっているわけです。交差点のすぐ、左に曲がらなければならないところが右へ曲がっているわけですね。その部分を改善することによって、左へ進入することが比較的スムーズにいくのではないかと、いうふうな気がしているわけです。幅員が8メートルと10メートルというふうになっておりますけれども、どちらの道路も同じ幅ではないかというふうに、私は感じているわけです。本当にこのものが、8メートル、10メートルになっているものかどうか。実際に確認してみたいと私は思っております。

質問の内容がちょっと不明確かもしれませんが、先ほど申し上げた改善の点と、それから、幅員の改善の点。この点についてお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） あかしや団地の道路の関係、標識の部分ですけれども、標識の場合、公安委員会の許可なくして付けられるものと、公安委員会の許可がなければ付けられない標識、これは当然出てくるわけなのですけども、あそこに今立っているのは、当然公安委員会の標識と、手前の方に交通安全協会が付けた標識が二つ立っているはずなのです。

ですから、これが見にくいとか、あるいはもっといい方法があるのであれば、町側で付けた分については改善の方法はあるのだろうと思いますけども、公安委員会の方は、今申し上げましたように、当然のことながら許可なりを頂かなければ変えることはできないのだろうというふうに思いますので、その辺はちょっと研究させていただきたい、勉強させていただきたいと思いますけれども、私も見たのですけれども、そう見づらいということはなかったように思うのですけれども、さらに改善の余地があるかどうかは研究したいというふうに思います。

それから、幅員については、これは間違いなくあるのだろうというふうに思っておりますし、そのように管理監督のもとで道路が施行されたというふうに思っておりますので、間違いのないというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

この際、10時50分まで休憩いたします。

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○21番（永井繁樹） それでは、通告に従いまして、自治体の移住促進事業につきまして、質問をいたします。

最初に、字句の訂正をお願いいたします。2ページ目の上から9行目、「現在は62市町村に」とありますが、ここを「64」に訂正をお願いいたします。

それでは、質問をいたします。

都道府県別の将来推計人口において、2030年までに人口が増えるのは東京をはじめとする4都県のみであり、北海道は現在の560万人から16%程度減少すると予測しています。

また、他の府県も同様に人口が減少する傾向にあるとしており、人口減少は多くの地域にとって21世紀最大の課題であります。また、最近は三位一体改革で補助金や交付税も減っており、国から地方へ3兆円程度規模の税源移譲が行われましたが、国はもはや財政の余裕はなく、今後、確実に増税の時代に入るといわれています。

このような状況の中、団塊世代を地方に招くことが人口減少に悩む地域、自治体が復活できる大きな要因になるといわれています。

現在、北海道では、団塊世代の移住促進に戦略的な取り組みを進めているところであります。

今年の2月、「北の大地への移住促進戦略会議」が「『北海道暮らし・北の大地への誘い』移住促進のための戦略」と題する提言をまとめました。団塊世代の退職者が本格化する2007年に向け、北海道全体が取り組むべき具体的な戦略を示したものであります。

北海道では、数年前から新たな生活産業や移住ビジネスの可能性を検討してきました。2004年に首都圏等で意識調査を実施し、北海道移住への関心の高さを確認するとともに、団塊世代の移住による経済波及効果が約5,700億円にのぼることを試算しました。

そして、2005年に「北の大地への移住促進事業」をスタートしたのです。戦略会議もその一環として設置されました。

今回の団塊世代の移住プロジェクトは、これまでの移住・定住策と根本的に違うのは、職業のマッチングを前提にしないことであり、自分たちの地域を住みやすくする「まちづくり」が基本となっています。

道は「主役は、あくまで市町村と民間」と強調し、2005年、2006年を集中取組期間とし、2007年からは市町村と民間が主体的に取り組んでいくとしています。

北海道移住促進協議会では、市町村が連携・協力し、移住促進のための情報発信やビジネス研究、体験事業などに取り組んできており、2005年9月に14市町村で発足し、現在は64市町村に拡大しています。既に幕別町もこの協議会に加盟しているところであります。

北海道では、今年の4月に移住促進協議会と民間企業10社が「『住んでみたい北海道』推進会議」を設立し、官民一体となった移住の受入れ体制の整備を目指して、体験事業やプロモーションに取り組んでいく考えを示しました。既に移住先進地では、「移住者の見る目は非常に厳しい。きちんとしたまちづくりをしないと移住先として評価されない」といわれています。団塊世代の方々に限らず、長期的な視点に立って移住を促進していくことは、将来の北海道にとって、極めて重要な課題の一つではないかと考えられます。

移住対策を展開するに当たっては、団塊世代を中心とするシニア層の意識や動向を大まかに把握すると同時に、個々のニーズにも十分配慮することが大切であり、第2の人生に向けた自己実現を応援することや、様々な移住形態や個性的な生活を提案することが大切であります。

また、官民がそれぞれ一定の役割を担いつつ、お互いに連携しながら、地域全体で取り組んでいくことが不可欠であり、各市町村においては、様々な取り組みをコーディネートしていくことが必要となり、近隣市町村とともに協力・連携して地域段階の取り組みとして発展させていくことが大切になっていきます。さらには、官民連携による北海道全体として取り組んでいくことが重要になります。

企業や大学の誘致はなかなか難しい時代になっているかもしれませんが、幕別町の特性を十分生かせば、全国からの人の誘致が可能になるのではないのでしょうか。

私たちがいかにすばらしい環境の中で暮らしているかを自覚して、空気、水、食べ物、静けさの要素がストレスに疲労しきった都会で働いてきた人たちに、すばらしい生活を提供できることを提案していく必要があります。

シニア層を福祉などの行政負担の対象と見るのではなく、老後を豊かに過ごすための蓄えを持つ富裕層ととらえ、彼らの消費意欲と民間のビジネスが結び付けば、財政の乏しい地方自治体でも活性化ができるのではないのでしょうか。

十勝は都市機能と農業とが融合した高いレベルにあり、団塊世代に限らず対象を幅広く考えた中で、移住促進に取り組むことはさらに効果的であります。

町長の強いリーダーシップのもと、わが幕別町においても官民一体となり、移住の受入れ体制の整備を展開していくことが必要であると私は考えます。

移住促進事業に関する現在までの取り組みと、今後に向けたプロジェクトについて具体的に町長の考えを伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員ご質問にお答えいたします。

移住促進事業についてであります。昭和22年から24年までの間に生まれた「団塊の世代」の大量退職、いわゆる2007年問題が大きな話題となっておりますが、これらの方々の退職後の「第2の故郷探し」、移住の動きが注目されているところであります。

団塊の世代の多くの方は、退職後を老後とは考えず、元気で生涯現役でありたいといった欲求が強く、また、「もの」に対する充足感を背景として、ボランティア活動やコミュニティ活動など「心」や「品性」といったソフト面に対する欲求が高いとともに、個性やこだわりを有していると言われております。これらの方々を受け入れることで、人口の減少歯止め、地域の経済やコミュニティの活性化に結びつくものとの考えから、北海道においては、全国に先駆けて、平成17年度から重点的に移住促進対策に取り組んでいるところであります。道内自治体におきましても、昨年9月に北海道移住促進協議会が設立され、市町村間の協力と連携のもとで、移住の促進に取り組んでいるところであります。

本町のこれまでの取り組みについてであります。一つといたしましては、個別の相談への対応であります。電話、文書、直接面談など本町への問い合わせなど対しまして、口頭、文書での説明のほか、町勢要覧や不動産情報など各種資料の提供、場合によっては町内の案内などを行ってきているところであります。

二つ目といたしましては、情報の提供、そして収集であります。本町のホームページや移住促進協議会を通して、本町の概要や移住に関する情報の提供、収集を行っております。

三つ目としましては、広域圏での取り組みであります。管内19市町村で構成されます十勝圏複合事務組合の基金事業の一つとして、十勝圏への移住に関する専門のホームページの開設、個別相談業務、移住ガイドパンフレットの発行などを行っております。また、道の補助を受けての移住体験ツアーや首都圏でのプロモーション活動も実施してきたところであります。

これらのほか、本町におきましては、移住希望者が就農を考えている場合の受皿として、まくべつ農村アカデミーを開設しているところでもあります。

また、合併前の忠類村におきましては、定住を促進するため、低廉な宅地の分譲や各種奨励金制度などの施策を講じてきたところでもあります。

次に、「今後の取り組み」についてであります。移住の形態については、生活拠点を移す完全移住のほか、花粉症などへの対応としての避難移住、お試し的な体験移住、特定の時期だけ生活拠点を移す季節移住など様々なスタイルがありますことから、これらに対応したきめ細かな情報等の提供が求められているところであります。ご質問の要旨にもありますように、これまでの比較的若い方の移住への対応には、職業・雇用という要素が前提であるケースが多かったわけですが、団塊の世代を対象とした場合には、職業とのマッチングという大きな要素が前提とはならないものとされております。しかし、その一方では趣味やボランティア活動などの生きがいのある暮らしや、医療、福祉、買物などの生活圏の情報などの発信が重要となってくるともいわれております。

町といたしましては、今後移住に関する情報提供、相談窓口の一元化、いわゆるワンストップサービスの実施や、町独自の移住ガイドのしおり作成など、きめ細かな情報の提供に努めてまいりたいと考えているところであります。

ただ、町独自での対応は、人的負担、財政的負担が大きく、事業の持続性を確保することは難しいというふうにもいわれております。多くの自治体との連携で民間主導による移住相談窓口の設置を目指すべきものとも考えているところでもあります。

このようなことから、昨年9月に設立されました北海道移住促進協議会においては、本年度の事業として「移住ビジネス研究会」を開催し、圏域ごとに民間との連携による移住の受入れを検討することとなっておりますので、これらに参加し、さらに研究をしてまいりたいと考えているところであります。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） ただいまの答弁にかかわりまして、おおむね私の考え方と方向性の差異はないものと判断をします。その方向性で質問をさせていただきます。

まず、丁寧に二つに分けて答弁を頂きましたので、1点目の官民一体となり移住の受入れ態勢の整備は必要というところにかかわりまして、これまで促進協議会が発足する以前からの話になると思うのですが、この答弁ですと、幕別町としては移住にかかわるの対策は、私、表に出てきていないものですか、はっきりわからなかったのですが、それなりにやっけてきているのであろうという判断をします。

ただ、この文章ですと、どういうことをやってきたのかという結果が全くわかりませんので、この場におきまして、一つには個別相談等からいろいろ相談を受けて、それなりの資料提供ですとか、町の案内をしているというのですが、後段に述べられたワンストップ窓口の設定に近い状態をされているのだと思いますが、それ以下、2点目、3点目、ホームページ、それとか十勝圏複合事務組合との関係の中で述べられておりますけれども、これまでの取り組みの中で、幕別町にはどの程度の問い合わせがあり、それに対して、例えば、移住体験ツアーですとかの実施ももちろんあるのでしょうか、どういった事業をやられたのか。ここからは具体的にお答えいただきたいのですが。

それと、首都圏に対する幕別町としてのプロモーション活動ですね、こういったものはどのようにされたか。

そのほか、幕別農村アカデミーというお話が出ましたので、これらにかかわって、農業的な移住者、どの程度発生されたか。

また、合併前の忠類村において、定住政策をやっていることは、私も知っているところでありますが、それら合併前の話で結構ですので、どういった定住政策をやられて、どの程度忠類地域には定住されているのか、移住されているのか。この辺のまず実績を詳しく説明を頂きたい。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まず、今までの取り組みの状況でありますけれども、今まで問い合わせ、あるいはそれによる実績等でありますけれども、どこの町村もそうでありましようけれども、まずはマスコミ報道、あるいはロコミ等から幕別なり、あるいは十勝圏というような名前を知って、それぞれ問い合わせ

合わせが出てくるのだろうというふうに思いますけども、本町ではこの移住政策が始まる以前から、およそ10年前絡みますと20件程度の問い合わせがあったのだろうというふうに思っておりますし、このうち3件ほどが実質移住をされてきたというふうな押さえをしております。

さらに、アカデミーの関係からいきますと、農業関係で新規就農された方というのは6件というふうな押さえをしているところであります。

また、忠類地域のせせらぎ団地をはじめとする、いわゆる定住促進にかかわっての事業、特に住宅地の分譲、優良田園住宅地の整備と色々なことがなされてきたのだろうと思いますけども、お話を聞きますと、36ほどの分譲地の半分以上は、前の名前でいきますと村以外からの申込みがあったと。

さらに、昨日あたりも忠類にお邪魔してみますと、忠類に来て何年経ちましたというような移住者の方も現実にはいらっしやるのだろうというふうに思っております。

それなりの効果はあるのだろうというふうに思っております。

あと、プロモーション的な活動については、担当の方から答弁をさせます。

○議長（本保証喜） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） まず、移住に関する十勝圏との連携においてということで答弁させていただきたいと思えます。

今、手元に持っている資料の中では、十勝圏、当時20市町村が連携して、移住体験のツアーというものを組みました。

これにつきましては、問い合わせもありましたけども、実際にそのうちの参加ツアーとして十勝に来られたという件数が、平成9年から平成12年の4年間ではありましたが、およそ25名ほどということで、その中には幕別町にも訪れた方がいらっしやいます。ちょっとその人数、今、何人ということは持っておりませんが、幕別町にも訪れたという実態がございます。

なお、最近では、従来からもそうなのですが、電話で照会があるというのもありますけれども、比較的今はちょっと落ち着いている状況で、年間に7、8件ぐらいの電話照会があるということで、先ほども答弁の中にもありましたように、必要に応じて資料を送ったりということになっております。

過去には実際に幕別に来られて、例えば、農家住宅を探したりだとかという相談も受けて、担当者が農協さんですとか関係の不動産業者と一緒にそういう情報を提供したという経過もございます。

なお、首都圏に向けての情報の提供につきまして、これも十勝圏と合同でありますけども、プロモーションツアーといいたいまいしょうか、東京、大都会においてパンフレットを提供したり、あるいはそこでの移住相談に応じたりというようなことを、過去、してきております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） それでは、情報提供の中で、ホームページにかかわって確認をしますが、促進協議会の設定されているホームページに、まだ幕別町は入力をされていないと思うのですね。

それで、十勝では8カ所ぐらいの自治体がそれに加盟をされて、そのうちの幕別町以外は全部移住促進協議会のホームページに載っているのです。このことが私は非常に、ホームページを開いたときに、まず、第一に寂しかったですね。

ですから、やはり町の姿勢がそういう方向で向いておられるのであれば、外部から一番見られるところはそこが最初の入り口になりますので、まず、これに対して準備ができていないというところの今までの経緯と、今後に向けた対策ですね、準備がどの程度になっているのか。

それと、幕別町のホームページを開いたときに、この移住にかかわってのサイトは、私はないと思うのですね。他の自治体、管内をもちろん中心にしていきますが、ほとんどの自治体は、協議会に入っているところは、すべて自分のホームページに移住のサイトがあるのですね。

ですから、正直申し上げて、一町民としても、幕別町は今までも経緯の中で取り組んでいるというのはなかなか伝わってこなかったのが現実でした。

ですから、この辺りをどういうふうに考えられているのかということと、私は、ホームページは欠かせない情報提供手段だと思えますが、それでは全く不十分だと。先進地のいろんな体験を読ませて

いただいたときに感じておりますので、問題は情報提供するときの、これはどこの課でセクションを持たれるのか。企画室なのでしょうけど、それは職員としてどういうプロモーションをするかというのは、かなりこれは町のことでありますから、十勝全体、北海道全体のプロモーションとは別に、これは町独自のプロモーションがあつて当然です。

ちょっと長くなりますが、函館で職員が、これは東京の八重洲口で過去に、昼休みと出勤、退社時間に5名でプロモーション活動をしたそうです。いろんな移住にかかわる資料を差し上げて、1,700部配ったそうです。しかし、それで来たのが1件だったそうです。

でも、そこまでのプロモーション活動やっても1,700分の1ですから。当然、幕別町としてはやらなければデータ出てきませんので、そういったプロモーション活動の考えがどういうふうになっているのか、お聞きをいたします。

○議長（本保証喜） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 最初に、要は幕別町の移住に関する情報の提供、これについてのご質問かと思ひます。ご質問ありましたように、今現在、十勝管内では9町村がワンストップサービスというサービスをやっているのが9町村のうち、私の記憶では、幕別町ともう1町村あつたかと思ひます。

いずれにいたしましても、確かに、ワンストップサービスについては表明というのはしていない状況であります。今後、これらに向けて、町のホームページからにもリンクできるようにということで考えてはいるところであります。

なお、北海道の考え方といたしましては、こういう民と官の連携、非常に大切でありながらも、長く続けていくためにはどうしてもやっぱり民の力を大きく発揮しなければならないということであります。

ですから、先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、今、道として考えているのは、圏域ごとに、すなわち十勝は十勝の圏域の中に、民の力を大いに取り入れて、それをビジネスモデルとしてこういう移住の促進事業をやっていけることが望ましいというふうに考えているところでございませう。ですから、個々の町の情報の発信も大事でありますけれども、十勝という大きな団体として、首都圏あるいは団塊の世代の方に売り込むということが、北海道としての戦略の必要さというふうに考えております。

ですから、そういうところでは、十勝として連携すべきところは連携し、そして個々の町の情報というものもホームページなどを通じて提供していくことも大事かというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） 今、戦略の話が出ましたので、ホームページについてちょっとお答えが足りなかつたので、もう一度確認しますが、ホームページを出しているところで、内容を見ますと、町の概要やセールスポイントというのはかなり重要になってくるのだそうです。ですから、当然町のホームページとアクセスをしなかつたらわからないわけですね。

ですけれども、移住に対する施策としてきちっと町の概要やセールスポイントを謳っていないと、十勝全体で、道全体で謳っても、その中の幕別町の個性がきちっと外部に伝わらなければ、移住政策に私はなっていないという考え方持っていますから。

ですから、移住促進協議会の中に、後段で出てきていますが、移住ビジネス研究会というのはもちろんあります。これは後段でまた質問しますが、これらの基本方針があつて、十勝の地域性があつて、その中に幕別がなければ駄目ですから。当然ルールは決まっていますけれども、今のお答えからは、幕別の姿勢が見えないのですよね。

ですから、ここでそれをお聞きはしませんが、やはり幕別の姿勢をきちっとつくっていくようなプロジェクトにしていかないと、うちの永住政策というのは、十勝圏域の中でも遅れていくのではないですかということを私は心配しています。

ですから、やる気はわかっていますし、方向性もわかっていますから、できれば企画室の中で、道と十勝とそのルールをきちっとかみしめた中で専門プロジェクトがやはり幕別町になかつたら、移

住問題というのはかなり難しい要素が入っておりますので、私は対応していけないだろうと思いますので、その辺は今の段階でお含みおきをしていただきたいと思います。

それと、先進地のお話を聞きますと、町のセールスポイントを訴えるときに、例えば、自然ですとかそういったものだけを訴えている自治体はほとんど反応が悪いのだそうです。

ですから、上士幌のように、ここに出ています花粉症の、要するに疎開などを謳った、目的のはっきりしている、ターゲットをきちっと決めて移住について取り組んでいるところについては、それなりの反応が出るということになりますから、先進地のおおむねの意見を総合しますと、やはりどんなニーズに、どういう人に幕別町に移住に来てもらいたいかははっきりしなければ駄目だと。これは十勝の移住研究会でも同じようなことを述べられています。

ですから、そういったことを十分に参考にされて、私は、移住者はどんな人が来てほしいかということをはっきりとつくり上げていく。それがプロモーションの原則になってくると思うのですね。

その辺りの考え方が、ちょっと答弁からは伺えなかったもので、かなり大事なことになりますから、いろんな今までの実績はあるようですけども、それらについての方向性をここで一度確かめさせていただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話がありましたように、本町の取り組みとしては、言うならば相談業務を中心に今までやってきたのが現実であります。

そうしたことから、今、お話ありましたように、どういった人を、あるいは幕別のどういう特色をもって、これら移住施策を構築していくかということが大事なことなのだろうというふうに思っております。

先ほどもお話しさせていただきましたけれども、やはり長続きしていく、団塊の世代だけでなく、これからも移住促進をしていくということになりますと、やはり幕別の町の特色を、さらには幕別の町のそうした人たちに対応するいわゆる窓口的なもの、あるいは研究すべきような団体機関というようなものも、また必要になってくるのだろうというふうに思いますし、そこにはまた民間の力も必要になってくるのだろうというふうに思っております。

そういった意味では遅れている部分があるのかもしれませんが、私どもとしては、この移住ビジネス研究会の中での協議等を十分頂きながら、あるいは参加させていただきながら、これからの移住促進に対する業務に対応していきたいというふうに思っております。

当然、そうした中で、それぞれの目的に合った移住促進、いわゆる団塊の世代の人、あるいはそれ以外の人でも、こういった人たちに来ていただくことが幕別の町には一番いいのだというようなことを示していかなければならないこともあるのだろうというふうに思っておりますので、引き続き研究をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） せっかくの機会ですから、もう少し意見と質問をさせていただきますが、情報提供の中に、先ほど申しあげました職員等にかかわる積極的な情報発信、プロモーションがなければ駄目だという話の中で、道内ではこういった例があるそうです。

これは室蘭市ですが、地元の公立高校同窓会を通じて、会員にUターン移住の案内を送ったそうです。

それと、白老町では、首都圏の企業の退職前、その説明会に出向いて、これは職員が出向かれたのですが、売り込みを図ったと。

網走市では、スポーツ合宿にやってくる首都圏の企業に、積極的に移住を売り込んでいると。

例を挙げますと、こういったことがございます。

うちの町でも、スタッフを考えれば、これ以上のことができますと思いますので、この辺は十分今後検討していただきたいという思いでいます。

それと、後段の2番目の今後のプロジェクトの考え方について、ちょっと触れさせていただくので

すけれども、移住促進にかかわっての視点というのは、町長も述べられておりますが、団塊の世代と、要するにシニア層の意識をいかに自治体が的確に捉えるかということが一つと、もう一つは、大きな問題であります官民連携による地域再生というのが、これはもう二つのテーマが非常に重要な位置を占めております。

そこで、2番目の官民連携による地域再生、ここでも後段に移住ビジネス研究の開催等を含めながら民間との連携による移住の受入れ態勢を検討していきたいということを強く述べられておりますので、私はこれにももちろん理解をするところでありますが、移住ビジネス研究会というのは、町長は出られておられると思うので、もちろん、言うのははばったい話なのですが、テーマというのがいろいろございまして、特に求められているものについては、移住コンシェルジュサービス、いわゆるコンシェルジュというのは総合世話係の意味なのですが、研究会では最大のテーマになっているようです。

私はそのように理解をしているのですけれども、移住ビジネス研究は、これはあくまでも道レベルのお話だと思うのですね。それと、それに併せて十勝圏域がいろいろ対策を講じられていると思うのですが、幕別町自体の民間連携というものをどのように町長は考えられておられるのか。先進地では、かなり進んだところがございます。

町長もご存じのように、道内の伊達市、これはもう言うまでもない、ウェルシーランド構想ということで、豊かなまちづくりということで民間連携が非常に進んだ町だと私は思っております。

通常の民間、NPOも含めた中で、今後、官と民とが連携する形を町長はどのような形で具体的に考えられておられるのか、伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話がありました、いわゆる官民連携に係る問題でありますけれども、正直言って今の段階でどことどのような連携のもとに、協議会なり、期成会なりといった機関を立ち上げている段階までは、正直いってまだありません。

先ほども言いましたように、これらの研究会等の参加をする中で、今後、対応していかなければならないなというふうに思っております。

それとまた、こうしたことによってまちづくり、やはり伊達市の例がありましたけれども、伊達市はやはり移住促進もさることながら、福祉を充実させる、福祉を中心として町を活性化させ、そしてそこへ団塊の世代を中心にした人たちをお招きする。やっぱりそういったまちづくり全体が移住促進事業にもつながっていく面もあるのだろうというふうに思いますし、もう一つは先ほどちょっと言われましたように、北海道は盛んに民間を、市町村は民間ともっと協力してやりなさい。そして民間が、これがビジネスとしてやれるようになれば、さらに長く続いていく、そして効率が上がっていくのではないかなというようにも言われておりますけれども、それらも含めながら、私ども町として、これから民官の方々とどのような方法でこれらの協議を進めていくか、事業を進めていくか、研究をさせていただきたいというふうに思っておりますので、ひとつまたご理解を頂きたいと、ご指導を頂きたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○21番（永井繁樹） 最後になりますが、町長の考え方、十分にわかりましたし、これから強いリーダーシップをとられていかれるということをももちろん期待はします。

それで、問題は住民側のことなのですが、町の移住政策の理解がきちっと進めば、私たち幕別町民もそれに対して協力できる体制は多分できていくのだろうと。現時点では、一般住民の方、そこまでのまだ認識がないのだろうと。それでやっぱり先進地の事例を頂きますと、やはり地域住民と移住者とのコミュニケーションがうまくいっていないところは、途中でやはり移住を断念されて、転出されるというケースも多いのだそうです。

ですから、そういった移住者をやさしく迎える。もちろん移住者は移住者の努力をされるのでしようけれども、そういったまず視点で、早急にこの取り組みをしていただきたいのと、是非、庁舎内に



移住促進対策室という、これは仮称でありますけれども、早急につくっていただいて、移住に対する町の力の入れ具合を積極的に住民にアピールをし、十勝にアピールをし、道にアピールし、それが全国のアピールにつながっていくような方針でいていただきたいと思います。

これは最後に強く要望します。

最後に、そういった特別対策室の設置も含めて、町長のご答弁を頂きたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 何点かご提言を頂きました。いろんな問題もまた確かにあるのだろうというふうに思いますけれども、私は今、特に忠類地域には、先日もお邪魔したときに、キャンプ場に大勢の人たちがキャンプに来られて、しかも毎年お出でになって長期間滞在される。そういった方々のいわゆるロコミ的なことで広がっていくことも、確かに期待される面があるのでなかろうかと、そんなことも思っておりますし、先ほども言いましたように、現に忠類地区には本州方面から移住されてきた方がかなりいらっしゃるというようなことも伺っておりますので、そういった面の期待も申し上げたいと思いますし、そしてまた、庁舎内部に移住促進のプロジェクト、対策室というようなこともありましたけれども、まずははっきり、どこがどういうふうな担当をするのだというところから始まって、これらを全町的に広げていくことが大事なのだろうというふうに思っておりますので、十分協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、永井繁樹議員の発言を終わります。

暫時休憩いたします。

11:28 休憩

11:28 再開

○議長（本保証喜） 休憩を解いて再開いたします。

この際、13時まで休憩いたします。

11:28 休憩

13:00 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、理事者側より発言を求められておりますので、これを許します。

建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 午前中の一般質問1番目の中野議員のご質問の中で、町長の答弁の中で一部補足をさせていただきたいと思っておりますので、お許しを頂きたいと思っております。

生活道路の改善のご質問の3番目でございますけれども、泉町東南角道路の拡幅についての答弁の中で、南側堤防沿いの幅員10メートル、南北方向8メートルの団地内道路と説明をさせていただきましたが、説明は用地幅でありまして、現実には車道幅員5.5メートル、歩道幅員は1.5メートルと1.0メートルの、現実道路幅の形態になっているのは、8メートルになっております。

南側堤防沿いにつきましては、南側に2メートルの緑地帯を含んで10メートルということになりますので、現実には同じ幅員の道路でありますので、補足の説明を加えさせていただきます。

○議長（本保証喜） 次に、前川敏春議員の発言を許します。

前川敏春議員。

○3番（前川敏春） それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、1点目でありますけれども、地区、老人クラブへの活動支援についてであります。

まさに高齢化社会を迎えた今、国民医療費が年間32兆円とも言われ、そのうち65歳以上の高齢者医療費が16兆円とも言われております。

こうした中で、国も医療の抑制を図るために、介護制度の見直し、また、高齢者医療負担が強いら

れております。

このような現状の中で、幕別町高齢者保健福祉ビジョン2006が本年3月に示されております。基本目標に地域社会の創造、基本的な考え方と今後の方策の中で、地域の特性を生かした環境整備、活動支援を通し、高齢者が生き生きと活動する地域づくり、まちづくりが示されています。

我が幕別町も平成18年4月1日現在、総人口に占める65歳以上の割合が22.2%、それが5年後には23.6%まで上昇するという推計もあり、急速に高齢化が進む状況にあります。

町内の各地域での現状は、このような中でも、老人会活動は地域にとって非常にウエイトの高い活動母体であると考えます。今、それぞれの老人会では、地域や地区とのコミュニケーションを図りながら、各種研修会、ボランティア活動、健康づくりの一環としてのパークゴルフ、またゲートボール等々の活動が実践されていると思います。

町としても、こうした現実を踏まえ、新たな活動支援、サポート施策を検討し、実のある老人クラブ活動の支援をすることが重要であると考えます。町長の考えをお伺いいたします。

次に、ふるさと館と蝦夷文化考古館についてであります。

ふるさと館も昭和54年10月に開館して以来、町の歴史資料を保存、展示する施設として大きな役割と意義をもって今日に至っているものと思います。また、この間、イトウの飼育、ふるさと館ジュニアスクールを開設して子供たちに体験学習を通して、地域の生活文化に対する理解を深める活動等、大変大きな役割を担っていると思います。

また、蝦夷文化考古館についても、町の歴史文化を伝承していく大きな役割をもった施設だと考えております。

今の分散している施設を一つに集約して活用するのが望ましいと思いますし、幕別の歴史館としての機能が充実し、また、来館者にとっても次代を担う子供たちにとっても有意義な学習の場になると考えます。教育長の考えをお伺いするものであります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、地区、老人クラブへの活動支援についてであります。

高齢者のみなさんに関する各種施策につきましては、本年3月に策定いたしました「幕別町高齢者保健福祉ビジョン2006」に基づき推進いたしているところでありますが、このビジョンは四つの柱を基本目標として設定いたしております。

まず、一つ目の「安心して生活することのできる地域社会の創造」といたしましては、住み慣れた家庭や地域社会の中で、できる限り自立した生活が送れるようにするため、在宅ケアの充実を基本とした目配りの行き届いた支援体制を構築していく必要がありますことから、具体策といたしましては、訪問給食サービス事業をはじめ、外出支援サービス、布団洗濯乾燥サービス、軽度生活援助、お元気ですか訪問、緊急通報用電話機設置、老人生活用品給付事業などの各種のサービスを実施いたしているところであります。

二つ目には、「健やかに楽しく生活することのできる地域社会の創造」といたしまして、生きがい生活活動支援通所事業によりまして、自宅に閉じこもりがちな高齢者に対し、陶芸教室などの趣味活動を主体とした「いきいきエンジョイ教室」の各種コースを開設し、多様な交流機会の提供によって、高齢者自らが生きがいを持って健康で文化的な生活を送ることができるよう努めているところであります。

三つ目は、「互いに認め合い、支えあって生活することのできる地域社会の創造」といたしまして、老人クラブ活動や高齢者就労センター、あるいは、しらかば大学やナウマン大学等を通じまして、高齢者が積極的に社会参加できる場の提供に努め、住民同士による支援ネットワークづくりや、地域活動の拠点づくりなど、支え合う地域社会の形成に向けての取り組みを、積極的に支援しているところであります。

また、四つ目には、「尊厳を持ち自立して生活することのできる地域社会の創造」といたしまして、

各種の福祉サービスを利用する上で、利用者個人の意思を尊重し、利用者保護の環境整備に万全を期すとともに、住民相互の理解に基づきまして、人格が尊重され地域社会づくりに努めております。

これら四つの基本目標とこれを支える各種施策の実行によりまして、本町におきます高齢者の保健福祉の充実を目指しているところであります。

こうした高齢者福祉施策の中から、今、前川議員のお話のありました老人クラブ活動について申し上げますと、現在、幕別町の老人クラブ連合会加入の会員数は、この4月に忠類地域から1単位クラブ103人の加入者を迎え、44単位クラブ3,209人となり、人口の12%を占めております。少子高齢化が進展する中で存在感はますます増大し、高齢化率が22%を超えた超高齢社会を支える地域の担い手として、また、当事者として期待が高まるとともに、その役割が重要視されているところであります。

また、本町の老人クラブ連合会は、地域コミュニティの形成に欠くことのできない組織として日ごろから積極的な活動を頂いており、行政からの人的な支援を受けない自主自立の事務局運営を実践されていることから、道内でも老人クラブ組織の模範として広く知られ、住民参加による協働のまちづくりの手本とも言われるなど、高い評価を得ているところであります。

これらのことから、本町におきましては、老人クラブ活動に対する経済的な支援といたしましては、会員一人当たり2,000円の補助金に加え、事務局経費などを合計すると年間750万円ほどの助成を行うとともに、各単位クラブの視察研修旅行等に対しても、年間2回の限度ではありますが、福祉バスをご利用いただくなど、その活動支援に努めているところであります。

また、今後の財政面における支援の方向性につきましては、平成17年6月に成立した介護保険法による制度改正に伴い、老人クラブ関係の予算を包含する「介護予防・地域支えあい事業」の大半が「地域支援事業交付金」へ移行し、いわゆる三位一体改革の方針によって国庫補助金の大幅な見直しが進められている中で、なかなか明るい見通しは見出せない状況にありますが、ただ今、検討を進めさせております。「第三次行政改革大綱」の中で、他の各種補助団体と整合性を図りながら、可能な限りの支援をしてまいりたいというふうを考えているところであります。

高齢者に対するイメージは、これまでの身体面や経済面での「社会的な弱者」ではなくて、長年にわたって培ってきた豊かな経験と知識から、多面的な可能性を持つ成熟した世代であり、地域での重要な役割を担うことが期待されている世代である。そのように変化いたしてきております。

ご質問のありました、老人クラブに対する、新たな活動支援とサポート施策の検討が必要であるとのことですが、今後の活動支援等につきましては、従来の行政側からの提案による一方的な支援ではなく、高齢者が持っている知識と能力を持ち寄って自主的な活動をさらに推進していただくためにも、単位老人クラブあるいは老人クラブ連合会のみなさんが自ら考え、自ら求め、そして要望されるものについて協議させていただく中で、支援をしてまいりたいと考えております。

また、道内あるいは道外における老人クラブ活動の先進事例の紹介、さらには町内44あります単位クラブにおきましても、それぞれが特徴のあるすばらしい活動を展開されているところでもあります。こうしたことに対する情報提供にも努めてまいりたいと考えております。

以上で、前川議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 前川敏春議員のご質問にお答えをいたします。

蝦夷文化考古館は、故吉田菊太郎氏が、失われていく祖先の遺産を永久に保存するため、昭和34年に開館をいたしました。貴重な資料が数多く収蔵・展示されており、吉田菊太郎氏が亡くなった後、昭和41年にご遺族から町へ寄贈されました。

一方、ふるさと館は、主に開拓期以降の産業・生活資料を中心に、昭和54年、当時としてはユニークな「町民参加型」の資料館として誕生をいたしました。現在も、公募によるボランティアスタッフの皆さんに、ジュニアスクールをはじめ、企画運営全般に携わっていただいております。

ご質問の趣旨にもありますように、考古館とふるさと館は、その成り立ちや運営に違いはありますが、幕別の歴史の上からは不可分のものであり、密接につながっています。分かれておかれているも

のを一つに集め、並べ、組立て、立体的に表現することにより、皆さんに町の歴史をより深くご覧いただきたいという思いは、教育委員会としても持っております。

また、考古館は建築から47年、ふるさと館は34年が経過しており、適宜、補修を行ってきてはおりますが、施設がこれからどれだけ持つかという現実問題もあります。さらに、考古館については、展示のリニューアル、展示スペースの狭さといった課題も抱えています。

公共施設の有効活用は、人・物・事業の三つの要素で成り立つと考えています。どれ一つ欠けても生き生きとした場所にはなりません。別な場所にあっても、独自の色合い、展開の仕方によって演出できる面白さがあると思います。

議員からご提案のありました施設の集約化も一つの方法であると思いますが、その一方でまた、忠類村との合併を果たしました本町の地域性も考慮すれば、こういった施設の分散配置もそれぞれの地域の活性化の一助となり得ないものかという思いもあります。

新しい施設へ一つに集約するにしても、現施設の改築にしましても相応の多額な費用が必要となつてまいります。現段階でできることとしましては、新設・改築・移転など将来の幾つかの選択肢を想定し、財政的課題のみでなく、生涯学習の拠点施設の位置付けなど、様々な角度から検討しておくということかと思えます。

考えることは今の時点でもできますので、間際になってあわてることのないよう、じっくり、しっかり考え、計画づくりを進めたいと考えております。

以上で、前川敏春議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（本保証喜） 前川敏春議員。

○3番（前川敏春） 今、各地区の老人クラブに対しての、非常に詳しく、内容のある答弁を頂きました。

その中で、今、私も老人という表現が必ずしも適切ではないというふうに思っている一人であります。今、人生90年、100年時代に入っているわけですから、果たして老人という表現が適切かどうかというのは、今、町が実施をしています敬老会ですか、今、77歳以上の方を招待をされているわけですけれども、77歳以上の方を老人といってもいいのでないかなという、そんな感じもしております。その下の人はやっぱり現役の本当にばりばりの、まだこれから何でも仕事のできる人たちだろうというふうに、今、思っているわけですが、先ほど答弁にありましたように、老人クラブ数が、幕別全地区で44あるわけでありまして、総数が3,209人ですか、そういう答弁を頂きました。

それぞれの地区によって、入会年齢というのはそれぞれ地区によっていろいろな差があるでしょうけれども、入会する大体目安としては65歳以上の方というふうに聞いております。

そんな中で、結局老人クラブというのは65から、今、人生90年、100年、そして人生の約3分の1、この会に所属をして活動していただける。若い現役世代、また、先ほど言った老人世代、そういう格差は確かにありますけれども、そういう中でそれぞれ老人会を自主自立のクラブであるということは私も認識をしておるわけでありまして、ただ、高齢者の皆さんが元気で生き生きと健康で生活している。やはりそういう小さな地域の地域づくりというのが、私は、非常にこれからは求められる大事な問題であるというふうに考えております。

そういう中にありまして、町としてやはり今まで以上にかかわりを持ちながら、いろんな話題提供や各地のそれぞれ参考事例などを紹介、そしてまた、町の方からそういうボランティア活動の要請なども発信をしていったらいいのでないかなというふうに思っている一人でございます。

そういう中で、町としてやはり地域づくり、そのやっぱり指針ですか、こういうものをはっきり町として提示していくことが、今、一番求められているのでないかなというふうに考えております。

これも地域づくりと一言に言いますが、やはり1年、2年、3年でそれはできるものではないと思います。やっぱり今からこういうふうに計画を立てながら、やっぱり1年、2年、3年先、だんだんやっぱりそういう老人クラブの活動が活発に、本当にコミュニティをいろいろとりながら、すばらしい活動できる地域づくりが一番求められているというふうに、私は考えておるわけですが、

そのことに対して、再度、町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 何点かの質問ありましたけども、老人という言葉なのですけども、これは国の法律が、老人福祉法が根拠でありまして、これでは65歳以上が老人福祉法の該当になるということですから、なかなか名前を変えるということは難しいのかもしれませんが、先ほども申し上げましたように、何となく今まで老人というと、高齢者でも仕事もしなくなって勇退されて、社会的弱者であるというようなイメージが強かったわけですけども、先ほど言いましたように、これからはそうではなくて、長年培ってきた知識や経験を生かしながら、いわゆる成熟した世代の人たちだと。そういうように人々の言い方も、地域の在り方についても変わってきているというようなことであります。

それと、老人クラブ44、それで3,200人余りですけども、確かに60歳以上から入られている方もいらっしゃいますから、65歳以上でいますと、今、幕別町の老人人口が大体6,070人ぐらいでしょうか。それからすると、まだ老人クラブに加入されているのは52%ぐらいかというふうに思っております。

そのほかの方は、老人クラブに入れない方も現実にいらっしゃるわけですし、まだまだ現役だから老人クラブには入らないと言っている方もいらっしゃる。いろいろな事情があるのだろうというふうに思いますけれども、お話のありました地域づくりに向けて、老人の方々の協力を得る。あるいはその老人パワーを頂く。これは確かに大切なことだというふうに思いますけれども、どちらかという、こうした地域づくり、ボランティア活動というのは、町の方からこれをどうしてほしいとお願いしてやってほしいというよりは、やはり地域内、あるいは老人クラブ、そういった中で自ら仕事を求めて、あるいは活動を求める。そして実践していくということが大切なことなのでなかろうかというふうに思っております。

もちろん、それに対する町の支援、行政の支援ということは、必要に応じてやっていかなければならないものだろうというふうに思いますけれども、そういったいろんな活動についての相談ごと、あるいは協議の場というようなことは、これからも十分持っていきたいというふうに思いますし、また、是非、ご提言等をいただければというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 前川敏春議員。

○3番（前川敏春） 今、町長の方から再度答弁を頂きました。

確かにこれからの高齢化時代、本当に大変な時代を迎えるわけですから、やっぱり町としても本当に真剣に検討を頂きたいなというふうに、私なりに考えている一次第でございます。その辺、十分考慮を頂きたいなというふうに思います。

以上で、老人クラブの活動支援についての質問を終わらせていただきます。

次に、ふるさと館と蝦夷文化考古館についてでありますけれども、今、教育長の方から答弁を頂きました。

私もこのふるさと館につきましては、前教育長、沢田教育長に2回質問いたしました。そしてまた、今日ここで高橋教育長にご答弁を頂いたわけでありまして、本当にふるさと館というのは、町にとっては本当に大きな財産の一つだというふうに、私は思っております。

そういう中で、今、集約、一体性が非常に求められるということで質問をさせていただいております。というのは、やはり今まさに、忠類ナウマン記念館、そして幕別には蝦夷文化考古館、そしてふるさと館。この3館が分散してあるわけでありまして、そういう中で、それぞれかなり年数が経過して老朽化も進んでいるということでもありますけれども、私は2年前、ふるさと館につきましては屋根のふき替えをきちっとして、雨漏りは解消したのだろうというふうに思っております。

そういう中で、やはり次代を担う子供たちの教育の場所としても、やはり、この蝦夷文化考古館の一部でもいいですから、ふるさと館の方に、スペースがないと言われても、少し整理すれば、全部持ってこなくてでも、その今ある蝦夷文化考古館を収納スペースとして考えていただければ、集約は私は可能でないかなという感じも受けております。

そういう中で、今までもいろいろそういうふるさと館の幕別の歴史、文化の財産を、教育委員会といたしましても、それぞれ各学校の空き教室などに展示を頂いておるわけですが、ここでやはり3館というのは、分散型も確かに悪くはありません。ただ、ここでやっぱり一つに、幕別の、これは一つに集約して、きちっとやっぱり機能を充実させていくべきでないかなというふうに、私は常々思っているわけですが、その辺の教育長の見解をお聞きいたします。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 現在ある蝦夷文化考古館とふるさと館、それから、忠類にあります忠類ナウマン象記念館について、確かに議員さんのおっしゃるとおり、1館にまとめるということは、これは見る側の立場にとってみれば、大変すばらしいことだというふうには思っております。

ただ、私どもの位置づけといたしましては、忠類のナウマン象記念館については、これはもうナウマン象の発掘ということからの自然史という形で位置づけております。

蝦夷文化考古館につきましては、生活史を重点的に配置をしている。

ふるさと館につきましては、幕別の産業史ということで、3館の役割をそれぞれ明確にしながら、今現在は運営をしているというところでもあります。

今、前川議員がおっしゃいましたとおり、収蔵品の一部を展示、それぞれのところであるという考え方、これは私どもも賛成をしております、今、それができないものかという検討も進めております。ただ、議員さんのおっしゃるとおり一つのところで展示するという事は、一番ネックになるのはやっぱり財政的な問題でありますし、それと同時に、現在、3館ある施設をそれぞれ地域にありますことから、それぞれの地域の確かに生活の、あるいは文化の、そういったものを受け継いできて成り立っているという思いもあります。

ですから、その辺のところを、これからしっかり計画づくりをしながらやっていきたいというふうに思っています。

ただ、1館にまとめるということが悪いとは思いませんけども、分散して配置することが、それぞれの地域の活性化に私はつながるというふうに感じておまして、例えば、ふるさと館にしましても、考古館にしましても、もう既に築年数でいうともう40年を経過しておりますので、そう遠くない将来には、いずれかの方法によって対処しなければならないというふうには考えております。

○議長（本保証喜） 前川敏春議員。

○3番（前川敏春） 一つお伺いしたいと、今、それぞれ分散型が、教育長も、これもまた一つ、確かに悪いことではないですけども、やっぱりそういう一つの来館者、そして勉強の場となれば、やっぱり一つに集約するのが望ましいのではないかと、私は思っているわけでありまして。

その中で、一つ、ちょっとつかんでいないことがあるのですが、ナウマン象記念館というのは、年間来館者というのは何人ぐらい。

○議長（本保証喜） 教育部長。

○教育部長（水谷幸雄） ナウマン象記念館の来館者の数ですけども、平成16年と平成17年の入館者を申し上げたいと思います。平成16年は1万7,726人、平成17年は1万8,312人。

以上です。

○議長（本保証喜） 前川敏春議員。

○3番（前川敏春） やはりさすがにそういう古代マンモス象の展示館ということでありまして、本当にすごい来館者が多いわけでありまして。

それに比較しますと、私たち幕別の入館者というのは、ふるさと館で昨年度1,300人ぐらいですか。あと、蝦夷文化考古館につきましては400人ぐらい。実際入館者の中で重複していただけているのは、このうちのどのぐらい。400人の文化考古館に来ていらっしゃる方が、その足でふるさと館に行かれるというのはわかりませんか。

○議長（本保証喜） 教育長。

○教育長（高橋平明） ふるさと館と蝦夷文化考古館相互に何人行っているかというのは、私どもの方

では把握はしておりません。

ただ、小学校、中学校の授業で見学会をするときがあります。そのときに両館を見るということも、私どもの方では聞いております。

○議長（本保証喜） 前川敏春議員。

○3番（前川敏春） どうかひとつ、今後ともやはり、機能の充実に向けて十分努力をしていただきたいというふうに考えています。

これで、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） 以上で、前川敏春議員の質問を終わります。

この際、13時50分まで休憩いたします。

13：33 休憩

13：50 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、伊東昭雄議員の発言を許します。

伊東昭雄議員。

○12番（伊東昭雄） 先に、字句の訂正をいたしたいと思います。お願いします。

1ページの上から2行目の「地力向上」とありますが、これは「地力の向上」でございますので、訂正をお願いいたします。

それでは、通告に基づきまして質問をいたします。

町事業小規模暗渠排水工事における砂利暗渠の導入について。

当幕別町における農業振興の一環とする農地保全管理事業は、地力向上策としていち早く堆肥の増産奨励、そして良質な堆肥づくりのための切り返し事業、さらには緑肥作物栽培による有機物農地還元事業が進められてきました。

同時に、小規模暗渠排水事業が継続的な年次事業として積極的に進められてきました。こうした各事業は生産性の高い農業経営を推進するための方策として誠に価値が高く、その成果は農業関係者をはじめ、広く全町民が認めているところであります。特に排水不良地や地下水位の高い農地においては、この小規模暗渠排水事業の効果が最も高いものであると私は考えます。

ところで、今年の農作物作況状況を見ると、春以来の天候不順により、生育遅延が顕著に現れました。土地条件の良い農地では8月の天候回復で、ある程度生育を取り戻したところもありますが、排水不良の湿地帯では冷湿害の被害が大きく、農業生産に大きく格差がつくこととなります。農家にとっては深刻であります。

こうしたことから、作物の生育環境を良好にし、病虫害の発生を抑制したり、農業機械の作業効率向上を図るためにも、一層の土地基盤整備を進めなくてはなりません。特に暗渠排水工事は、農業生産を図る上で絶対的な条件であることは火を見るより明らかであります。

そこで町長に質問いたします。

現在、本町で行っている小規模暗渠工事は昔ながらの麦稈暗渠であります。地中に埋めた土管やパイプを取り巻く麦稈は腐れが早く、土管、パイプなどに土が入り、目づまりを起こし、排水効果は年々低下していきます。その耐用年数はせいぜい10年から15年といわれ、排水効果がなくなり、今年のように冷湿害となって作物の根は腐り、農業生産に大きな損害を受けるわけであります。

現在、国や道が行っている補助事業の暗渠は、全て砂利暗渠に転換しているという実態に着目すべきであります。この砂利暗渠は、土管を取り巻く砂利の特性から永久的な基盤整備施工であるということが試験研究から明らかにされているわけであります。

長期的に見た土地改良投資の成果と展望を踏まえるならば、これからの町の事業である小規模暗渠排水工事は耐久性にすぐれた砂利暗渠に転換すべきであると私は考えますので、町長の考えをお伺い

いたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 伊東議員のご質問にお答えいたします。

小規模暗渠排水工事における砂利暗渠の導入についてであります。

本町では、農業に関する各種計画に基づき、国営・道営・団体営事業等において農業生産基盤整備事業に取り組み、農業経営の基盤強化に努めているところであります。特に、平成8年度から北海道の施策であります通称パワーアップ事業が始まり、暗渠・除礫・客土・区画整理などの圃場整備が進み、近年における生産性向上に大きく寄与しているものと思っております。

農業生産基盤整備事業の中で行われてまいりました暗渠整備では、従来、被覆材として麦稈が使用されてきました。しかし、伊東議員ご指摘のとおり、麦稈が腐るなどの要因により暗渠の効きが悪くなり、土質にもよりますが耐用年数はおよそ15年程度と考えられているところであります。

そのようなことから、平成10年度以降、道営の畑総事業におきまして、砂利を疎水材とした暗渠の施工が行われるようになりました。砂利を疎水材とした暗渠が実際のどの程度の耐用年数となるか、今のところ不明であります。施工された農家の皆さんからはおおむね好評であるとお聞きいたしているところであります。

ご質問の小規模暗渠排水工事においても、疎水材として砂利を使うべきではないかとのことでありますけれども、小規模暗渠工事、いわゆる町が実施しております農用地排水改善対策補助金交付要綱に基づく本事業におきましては、被覆材の疎水材の種類についての指定はいたしておりません。

したがって、最近の小規模暗渠排水工事におきましては、麦稈を使用される方と砂利を使用される方の割合はおおよそ半々位というふうにお聞きしているところであります。

したがって、事業を行います農業者の希望する材料で施工していただいているのが現状でありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上で、伊東議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○12番（伊東昭雄） 小規模暗渠排水の重要性は、今年のように春以来の天候不順による冷湿、湿地には最も効果が表れます。品種ごとに1枚の畑を見たときにはっきりわかるわけでありまして。

私は7月に見た作況調査では、天候不順で生育が不良でしたが、8月の天候回復で生育を取り戻したが、小規模暗渠の必要なところは現在も回復しておりません。私は同じ畑を見て言えるわけでございます。小規模暗渠を行えば、今年のような年でも生育不順、生育遅延などを受けずに、秋の収穫を迎えることができたのではないかと思います。

砂利暗渠は、ご承知のとおり90センチ掘って、上部を40センチ泥を被せて、下部50センチに砂利を入れるわけでありまして。

砂利はフィルターのような役割も果たし、非常に水の流れが良いわけでありまして。

また、1、2年経つと、トラクターの等圧によりまして、土が固くなり水はけが悪くなりますので、土地をほぐす機械でありますサブソイラーを上部5センチと砂利を入れてある境目をきめ細かに入れるとなお効果が出るわけでありまして。

いわゆる40センチまでは雨水が入り畑に残るが、50センチからは雨水が来たのほとんど同時に砂利を通じて暗渠に流れることから、非常に効果があるということが、私も経験をしてよくわかっております。

私は小規模暗渠の助成は全部対象と聞いていましたが、確認をいたしましたら、作業労賃と被覆材は助成対象になっておらないということがわかったわけでありまして、畑総事業では、今、町長もお話し申し上げましたように、助成対象でありますので、町の事業も助成対象にさせていただきたいと思っております。

現在は、町が4分の1、農協が4分の1、農家2分の1であります。砂利暗渠の労賃をみるとしたら、総事業費の約3割増となるようなのでございますが、耐久性、効果性のある砂利暗渠を農業振



興の一環として、助成を是非認めていただきたいと思いますので、町長の助成に対する考えをお伺いいたしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話がありましたように、この小規模暗渠事業の補助事業というのは、平成6年からずっと続いておりますけれども、最初のことは機械の借り上げ等に対する補助というようなことから進めました。さらに、今お話にありましたように、町のみでなくて農協にもこの事業に参加を頂いているわけであります。

そういったことから、かなりの方に利用を頂く。そして、あくまでも小規模暗渠でありますから、国営なり道営なりで実際に大規模な暗渠をやるその前段の、いわばつなぎ的な役割を担っている事業でありますことから、そう補助金を多くしないで、そしてより多くの人に使っていただきたい。利用していただきたいというようなことから、この補助制度が始まったという経緯もあるわけであります。

今お話にありましたように、今ですと暗渠1ヘクタール当たりで12万円程度かかるのでしょうか。町から助成されるのであろうと思いますけれども、これが相当の額になる。今、7万5,000円から12万になったのかな。

要するに今の補助に砂利分の補助を新たに加えますと、総体の6割ぐらいまで減ってしまうと。実施できなくなってくると。そういったことから考えると、補助金を増やすか、今のままの体制でいかなければ、今、実際に実施していただいていることができなくなるというようなことであります。

そういったことで、今の財政状況からなかなかこの補助金制度を広げる。さらには農協さんにもお願いしていくということになりますと、厳しい現状があるのだらうというふうに思っております。

先ほど来、行革の話もしましたが、補助金についてはいろんなところから見直しをしていかなければならないというような状況にもありますので、できれば何とか今の状況でご理解を頂いて、先ほど言いましたように、麦稈を使われる、あるいは砂利を使われる、それぞれ農業者の皆さんの考え方で実施をしていただければ有り難いことだというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○12番（伊東昭雄） 今、町長は、つなぎと申し上げましたけれども、確かにつなぎもありましようが、やはり補助事業でやるために、パワーアップ7.5だとか、あるいはそうでない、パワーアップに該当しないところは、畑総20%ということだから、砂利暗渠をやるのだということでは、私は非常に寂しいのではないかと思います。

なぜならば、この小規模暗渠というのは、町長は今つなぎと申し上げましたけれども、それもありますが、補助対象にならない地帯、あるいは補助対象になっていても、やはり入れ方がちょっとまずいとか水道に入っていないくて、まず、1枚の畑で、ここに2段か3段入れれば、その畑は全部有効に使えと。1カ所、2カ所あるためにトラクターが行けなくて、適時防除もできないというのが実態でございます。

それで、私はなぜ砂利暗渠に助成をしていただきたいと申し上げましたのは、これは非常に砂利暗渠というのは効果がありますことは言うまでもございませませんが、今、町長は6倍と申し上げましたが、その数字的なことはよく私はわかりませんが、大体この砂利暗渠をやるとしたら、大体総体で3割ぐらい上がるのではないかと聞いております。その辺はよくわかりませんが、検討していただきたいと思います。

それで、もし、この補助事業がなければ、今の麦稈であれば、大体10万から12万円かかるわけですね。そうすると、補助だからやるということはもちろんだけども、補助でない、そういう自分の土地を有効に良い土地にしようという一部ですから、そういうときに10万か12、3万ならやむを得ないなというようなことで入れておる方もおりますし、半々と言われましたけども、私は砂利暗渠で個人的に入れたという人は、これは聞いたことございませぬ。というのは、大体砂利暗渠だけだとすると、3倍から4倍かかるだろうと。そうすると、30万から40万円かかると。

これは入れたくても、土地が実際に今、良いところは別として普通は大体平均して24万から30万

円。ましてそういう土地は、余り単価も上がらないというところに、果たして砂利暗渠がいいということがわかっておっても、それを入れることは、私はできないと思うのですね。30万も40万円もかけて。

そうすると、やっぱり入れるのがおっくうになって、去年も今年も天気が良かったからということでまあまあできているところが、今年のようなときにはっきり目覚めた。これは大変なことだということで、これからはやっぱり入れていくと思いますが、やはり基幹産業である農業について、町長はひとつ、そのところを、皆さんが事業がなくても、そうした団体や補助がなくても、町と農協にももちろん相談をして、2分の1は農家が出すのですから、そこのところはひとつ助成をして、少なくとも砂利暗渠が10万から20万円以内に入れるような、そういう規定を見直して、来年の新年度に予算付けをしていただければと思いますので、その辺のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 砂利を使うことが暗渠にとって有効だということは、今、いろいろお聞かせ願えました。ただ、私は先ほど申し上げましたように、もともとこの農用地の排水整備事業の補助金というのは、農業用の掘削機械の借り上げ、そして運搬、その4分の1を町が補助する、4分の1を農協が補助して、2分の1が農家負担だ。そういったことで補助率は、若干変化はした経緯はありますけれども、対象物件は今までもずっと変わってきていないわけでありまして、今、砂利をやりますとやっぱり30万円ぐらいかかるというような話も聞いていますし、ただ、現に伊東議員さんは聞いたことないということですが、担当から聞きますと、大体今までも半々ぐらいは麦稈と砂利をやって、現にそれは個人負担でやっていらっしゃるという現状もあるわけですし、来年度からは忠類地区も農協さんをお願いして入ってもらおう。いろんな意味で私は先ほども言いましたように、広く多くの方にこの制度を利用していただくことによって、なお優秀な基盤整備が進むのだろうというふうに思っていますし、それと、今言いましたように、何と言っても昨今の財政事情からいきますと、なかなか新たに補助金をどんどん増やしていくという時代にはなかなかならない、難しい場面があるのだろう。もちろん、基幹産業である農業の必要性は大事だとか、あるいは今年のような場合に、圃場によって収穫の差があるとか、いろんなことはお聞きしますし私も理解はさせていただきつもりですが、現状の補助制度の中では、何とか勘弁していただければなど。今の制度で継続させていただければというふうに思っておりますので、ひとつご理解をいただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○12番（伊東昭雄） 町長の言っていることはわかりますが、今までこうしてきたから今後もこういうふうに行くよという考えではなくて、この半々と言われましたから、それはいるのだろうと思いますが、私は聞いた覚えはないのですけれども、仮にやれる人は、私は経済力もあって30万なり、あるいはその投資をしたと思いますが、やろうと思ってもやれない人がおるとしますので、その人はやはりやれないなど。

それでは、仕方がないから麦稈暗渠やろうかといってやると。これは10年か15年で詰まってしまって水が出てこなくなると。そうだとするならば、やはりここで全体の3割であれば、150万円か200万円を助成することによって、砂利暗渠をやりたいという人も、大体15万から20万ならばやれるのではないかと。そうすれば、この砂利暗渠も小規模暗渠の目的が達成できるのではないかと。やはりみんなが利用できるような施策にして改善して、そのときそのときに改善をしていって、そしてみんなが利用できて、そして基盤整備をして、力のある力強い土地基盤を整備して、農業経営にまい進していくという考え方に、私は町長に考えてもらいたい。それはわかります。経費もかかるし町財政わかりますけれども、これは十分、町の考えだけではなくて、農協が4分の1出しておりますから、農協の理事者とも相談をして、そしてやっぱり検討していただきたい。これは町だけに私はやりなさいというわけではないのですから。

そのところを、町長はもう少し前向きで、絶対必要なものについてはやっていかなければならないと。補正してまでやっていかなければならないという、町長の姿勢を私はよく理解し、尊敬してお

りますので、今、町長の話であれば、町だけで考えておらずに、農協とも相談をしてひとつ進めていただきたいと強く要望して、もう一度回答をお願いします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小規模暗渠の必要性ですとか、農家の事情等を聞かされると私もなかなか冷たくは言い切れない部分はあるのですけれども、ただ、これは農業サイドからみればその部分だけの補助金を増やせということにもなるのでしようけども、全体的な町の行財政ということから考えると、やはり補助金全体、あるいは町財政全体の中で施策を考えていかなければならないというふうなことにもつながっていくわけでありまして、先ほどから言いましたように、最初からこの事業が始まったときから、麦稈であろうが、砂利を使おうが、そういったものは補助の対象にはなっていないのだと。機械の借り上げだ、運搬だということが補助の対象であって、ですから、砂利の使いたい人は砂利を使ってください。麦稈の人は麦稈でやってくださいということの制度で補助がスタートしているものですから、私は今新たにそれを、麦稈が駄目だから、砂利はいいのだから砂利を補助対象にして補助金を上げていけ。農協と相談すれ。なかなか難しいものが私はあるのでないかなというふうに思っております。

ただ、そういう伊東議員からお話がありましたので、全く検討も何もしないということにはならないかもしれませんが、今の状況では厳しいものがあるのだろうというふうに私は思っております。

○議長（本保証喜） 伊東議員。

○12番（伊東昭雄） 行ったり来たりの話はする考えはございませんが、ただ、町長は初めからそういう被覆物については、助成はしないのだということから始まったのであるから、今、考えても町財政が厳しいからこうなのだとおっしゃいますが、これはやはり、そのときそのときによって、その助成の内容についてやっぱり検討して、そしていくという姿勢が私は大事でないかと思っておりますので、今日はこれ以上申しませんので、また、別の機会に私の意見を申し上げたいと思っております、今日は終わりにいたします。

○議長（本保証喜） 以上で、伊東昭雄議員の質問を終わります。

次に、杉山晴夫議員の発言を許します。

杉山晴夫議員。

○14番（杉山晴夫） それでは、通告してあります2点について、ご質問をさせていただきます。

1点目は、命を救う「AED」 町内における配置を早急にとということでございます。

我が国において、心疾患による年間死亡者数は年々増加し、病院外心停止の発生件数は年間2万人から3万人と言われております。

こうした中、心停止患者の救命率向上のために、厚生労働省が昨年7月から救急隊員の到着までの間、現場に居合わせた非医療従事者である一般の人にも自動体外式除細動機、いわゆる AED の使用を認める方針を決定し、通知されたところでございます。

心臓の突然の停止の際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器の開発により、多くの方が救命されたと言われております。

あるデータによりますと、早期除細動の対象となる救急隊到着時の現場心電図で心室除細動の発生数を見ると、50歳代から70歳代の男性に極めて多く、特に50歳代の男性は同年代の女性と比較して6倍の発生頻度の差が見られ、こうしたデータからも AED による早期除細動は50歳から60歳代の働き盛りの男性の心臓突然死対策といえるとも言われております。

日本では、救急車が現場に到着するまで平均で約6分強を要すると言われており、心停止した場合、一刻も早く電氣的除細動を施行することが必要とされており、6分も待つ余裕は全くなく、救急車の到着以前に AED を使用した場合には、救急隊員や医師が駆けつけてから AED を使用することにより救命率が数倍も高いことが明らかになっているといわれております。

私がこの質問状を出したあとで、総務省・消防庁の7日に発表されたことによりますと、AED によ

る生存率は5倍高いというふうに表示されているところがございます。

こうしたことから、AEDをなるべく多数配置するとともに、一人でも多くの住民がAEDに関する知識を有することが非常に重要だと思われま

す。本町では町立の小・中学校14校に設置してあるとのことですが、町民の命を守る観点から、心肺停止患者の救命率向上のために、各町内の公共施設に計画的にAEDを設置すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

次、2番目の郵便集配局の削減について、ご質問をさせていただきます。

仄聞するところによると、平成19年度10月の郵政民営化前である本年9月19日をもって、本町の糠内郵便局の集配業務が廃止され、幕別郵便局に統合されると伺っていますが、町の情報収集はどのようになされているか。

窓口業務についてはこれまでどおりのようでありましたが、休日実施していた小包・書留郵便の受付は実施されるようであります。政府は、「郵政民営化」によりサービスは低下させないとして法案を通したが、民営化が動き出したとたん

に地方切り捨ての方向がはっきりとしてきたと思います。郵政公社では、民営化後においても段階的に廃止を進め、道内59の統括センターに統合を目指す再編計画案が報道されています。したがって、さらに本町内郵便局にも廃止対象が生じることが懸念されま

す。集配局が廃止されれば、住民の利用者にとって、配達

の遅れなどサービスの低下を招き、職員は広域を走り、時間外が多くなったり、あるいは労働強化にもつながる憂いがあります。また、地域の郵便局員が果たしている役割は大変大きく、外務職員の地域の連帯事業とい

いましょうか、高齢者の方への声かけ、安否確認、徘徊老人の保護、災害時の道路などの情報提供などがあります。こうしたことが大きく後退することになると思うのであります。

住民の安全とサービスを守るため、集配廃止の中止を求める要求行動を町として行うべきと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

初めに、「AED」の町内に早急なる配置についてであります。心臓の突然の停止により生命に危険が生じた場合、一刻も早く人工呼吸、心臓マッサージを行うとともに、自動体外式除細動器いわゆるAED等によって、心臓に電気ショックを与えることにより、蘇生を試みることが必要であると言われております。また、蘇生の成功率は、倒れてから除細動までに要する時間が1分遅れるごとに7～10%の割合で下がっていくと言われており、救急車が現場に到着するまでの時間が全国平均で約6分であることなどを考えますと、その間、何もしないでいると生存率は大幅に下がってしまうことにもなります。

このような中、日本では従来、医師しかAEDを使用できませんでしたが、平成15年になってようやく救急救命士に使用が認められ、平成16年7月からは一般人も使えるようになったところであります。この医療機器は、操作がいたって簡単で、AEDの発する指示音声に従ってボタンを押すなど2～3の操作で電氣的除細動が実行されるものであります。

このように、緊急時における救命率の向上に寄与するものでありますから、人命の尊さを鑑み

たとき、このAEDが広く公共の場に配置されることが必要であるとの考えは、意を同じくするところであります。

本町では、昨年度、匿名の方からの寄贈により幕別地区の全小・中学校13校に配置済であります。さらに、本年9月には忠類地区の小・中学校2校にも町でこれらを購入し配置いたしましたところであります。

今後につきましては、導入に当たっての初度経費やバッテリーの交換などランニングコストも生じますことから、財政負担の面や普及度合いなども見極めながら計画的な適正配置について検討してまいりたいというふう

また、AED の操作は比較的簡単ではありますが、住民への周知やより適切な対処法を学ぶことを目的に、今後、幕別消防署や日本赤十字社とも連携し、一般住民の方を対象に使用方法等に関する講習会などの開催にも努めてまいりたいと思います。

次に、郵便集配局の削減についてであります。

現在、全国的規模で進められております郵便局の再編等につきまして、本町が日本郵政公社から正式に説明を受けましたのは、本年5月9日が最初であります。日本郵政公社北海道支社の担当職員が来庁し、糠内郵便局に係る集配業務等の変更に関する内容でありました。

具体的には、現在、糠内郵便局が担当している地域の郵便物の集配等については、平成18年9月ごろから幕別郵便局が担当することになること。「土・日などの時間外窓口として郵便物などを取り扱うゆうゆう窓口」を、同じく平成18年9月ごろから開設しないことになること。この変更に伴い、地域住民の皆さんに対してはサービスの低下を招かないようにするとのことでありました。

また、周知につきましては、日本郵政公社が各戸へのチラシの配付等により行うこと。さらには、今回の案件は、郵政改革を具現化し、来年10月からの完全民営化に向けて全国的な規模で計画的に、一律に実施していくものであることなどの内容説明を受けたところであります。

この説明を受けて町といたしましては、5月18日に関係する南幕別の9公区長さんに対しまして概要説明を行い、情報提供をさせていただくとともに、この問題が全国規模でのことでもありますことから、十勝圏活性化推進期成会におきまして、十勝管内の関係市町村が一丸となって、郵便局機能の維持に向けた要望活動に取り組んでいるところであります。

さらに、本町独自としては、日本郵政公社に対し、糠内地区において住民説明会を開催することを依頼し、関係する地域住民の皆さんに正確な情報を提供するとともに、意見・要望等を直接聞き適切に対応していただくことを要望いたしました。

その結果として、8月28日に住民説明会が開催され、説明会に出席された方の中からいろいろな要望等が出されたところでありますが、郵政公社としては、「地域住民の皆さんから出された意見、要望等を重く受け止め、住民サービスの低下を招かないようにする。」とした上で、9月19日から計画どおりに再編を進めるということでありました。また、現在、糠内郵便局が行っている高齢者への声かけ・安否確認、災害時の道路情報の提供などのサービスについては、継続されていくとのことでありました。

いずれにいたしましても、全国的規模で郵便局の再編が計画的に進められていく中で、本町における糠内郵便局は、地域に根ざして郵便・貯金・保険などの分野で重要な役割を果たしておりますので、集配郵便局の再編に当たっては、その役割と経緯を鑑み、地域住民の生活の安定と利便性を確保するため、現在の郵便局機能をこれまでと同様に維持されるよう、機会を通じ、引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

以上で、杉山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 杉山議員。

○14番（杉山晴夫） まず、最初のAEDに対する答弁をお聞きしたところでございます。

答弁にもございましたとおり、この操作は非常に簡単で、医療知識や複雑な操作はなしでできると言われておりますが、この操作と併せて、そばにいる者が心臓マッサージ、人工呼吸を継続して行うことも救命のために絶対不可欠であるといわれております。しかし、いざというときに使用時の中止事項を守りながら、冷静にAEDを実行することは、事前の講習が必要だと思います。

ご答弁では、消防署、日赤等と連携するというお話がございました。過日の新聞を見ますと、帯広市ではこの9日から、消防本部で毎月9日にこの講習を実施するようにしたようでございます。

いわゆる救急の日でございます。対象は15歳以上の市民で、3時間で心肺蘇生法や自動体外式除動機AEDの実習などを行うこととし、これまでも年に10回程度不定期に実施してきたが、9日に固定することで、講習日がわかりやすくなるほか、平日になることも、土・日になることもあるため、様々な人が受講しやすくなると言われております。

市と我が町との規模は大変違いますので、毎月ということもどうかと思いますが、あるいは隔月ごとというようなことでお考えを頂いたらよろしいのではないかとことはご提言でございます。

次に、消防署にお聞きしますと、大体メーカーによって違うのですが、1基20万から40万円程度のものであるというふうにお聞きしておりますので、ある程度、人の集まる場所、例えば、スポーツセンターとかスポーツの施設のあるコミュニティセンターなどに早急に設置する必要があるのではないかと思います。

このことについて、もう一度ご答弁を頂きたいと思います。

それと併せて、これは教育委員会の方ですが、町内14校の学校に設置されているそうでございますが、全教員に対するこの使用についての講習は完了しているかどうか。

この点についてお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） AEDの関係でありますけども、帯広市の事例をご紹介いただきましたが、本町においても消防署を中心に、特に要望があったところなんかについては出向いて行って講習等を実施しておりますので、こういったことを、先ほど言いましたように、やっぱり広報等で通知しながら、より多くの人に参加してもらおうということが必要であろうと思っております。そういった意味で、これからも引き続き周知あるいは広報活動を通じながら進めてまいりたいというふうに思います。

それから、20～40万円ぐらいでAEDが購入されるということで、先ほど言いましたように、町内15校の配置は終わったわけではありますが、そのほかにも、札内スポーツセンター、百年記念ホール、あるいは保健福祉センター、さらには、今言われているのは各種運動の、野球とか、陸上だとかという大会のときに、その場合、移動できるようなものをというようなことで、今のところ4基ほどをできたら、日赤の寄贈を頂くというような予定をしているのですが、そうした中で配置をしていきたいというようなことを、今考えておりますので、もう少々すればはっきりすると思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 町内の小中学校15校全校にAEDを配置しております。

幕別の13校につきましては、今年の3月までに配置済みでありますけれども、配置すると同時に、教職員全員に対しての講習会を行っております。なお、今年の9月に忠類の小中学校にも配備いたしましたけれども、配備すると同時に、教員に対して講習を行っております。

○議長（本保証喜） 杉山議員。

○14番（杉山晴夫） AEDについては了解をいたしました。

次に、2番目の郵便集配局の削減について、再質問をさせていただきます。

ご答弁ありました郵政公社より正式に説明を受けたのは、5月9日というご答弁でございました。

しかしながら、こうした一連の再編計画につきましては、本年当初より報道関係で取り上げられ、多く報道されたところでございます。その中には、本町内の郵便局も廃止を予定があるように私はみていたわけですが、心配をしていたところでございますが、町としての関心度合いはどうであったのでしょうか。

お話によりますと、この問題は全国規模のことであり、十勝圏生活推進促進期成会において、管内の関係町村が一丸となって維持に向けた要望活動に取り組んでいるとのご答弁でございました。こうしたことは、1町村だけではなかなか解決できない問題であり、当然のことだと思います。

しかしながら、今日、町長さん、道新をお読みになったかどうかわかりませんが、今日の道新には、郵便集配廃止一部延期というものがございました。これは反対運動を続けていた町村に限られたようでございます。十勝管内では5町の町が、廃止の延期でございますから廃止されるかもしれませんけど、今日の段階では10月までは延期するというようなことでございます。

本町としては、こういった陳情活動をなされていなかったのではないかとというふうに、私が思うわけですが、今後、このことについてどのようなお考えを持っておられるか、もう1点お伺い

たしたいと思えます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 郵政の民営化に係りましては、春先以来いろいろな報道がされておりましたが、私も、私どもも関心を持って見守ってきたわけでありまして、それが5月9日に廃止ということのお知らせを頂きました。

今日の新聞を私も見ましたし、それ以前に十勝管内で5町8局が来年度へ延期される。全道では96局のうち31局が廃止される。私にとっては誠に遺憾であり、不愉快でたまりません。

全く説明の中では、これは全国一律にして再編をするのだから了解をしてくれ。反対とか、賛成とかでなくて、民営化になるのだから、全国一律に集配局を再編すると。

ところが、そのときに、うちは反対だと言ったところは、署名運動をしたわけでもなければ何も運動しなくても、ただただ延期になったと。

うちらはそうですかと言ったら、それで終わったと。本当に私も納得ができない。

それで、活性化推進期成会で、私も直接郵政公社へ行ってお話をさせていただきました。

しかし、理解を頂いた。うんと言わなかったところは理解を頂いていないから来年まで延ばす。全く私は納得が実はできないわけでありまして。ただ、来年3月と一部言っていますけれども、郵政の話では、3月なんか待っておれないのだと。もう了解もらい次第すぐやるのだという言い方もしております。そして、民営化になることは間違いないわけですから、そこだけ幾ら反対したって最後はなるのだという言い方もします。ただ、我々がつらいのは、何も我々は賛成して9月からやって欲しいなんて言ったことは一つもない。それなのに、私たちが9月でほか3月というのは、それはどう考えてもおかしい。3月と書いていますけど実際は2月の二十何日になるのでなかるかという話も出ていますけれども、そういった意味では私は本当に遺憾に思いますし、それが迷惑かけたということになれば、お詫びもしなければならぬのかと思いますけれども、中身は今言ったようなことで、全然私どもに賛成か反対かなんて聞かれたようなこと一つもないわけでありまして、ただこういうこととなりますよと言うから、そうですかで終わったのが、そういう結果になったということで、ひとつご理解をいただければというか、ご理解を頂くというよりは、現実、そうであることをお話しさせていただきます。

○議長（本保証喜） 杉山議員。

○14番（杉山晴夫） 私もこのことを心配しまして、町内の郵便局を尋ねて何回か情報収集いたしました。そのときに、その局長さんの言われるのには、運動されたところは延期になるようですというような情報を得ておりました。

当然、我が町もやっておられるものと、私は思っていたわけでございますが、町長さんもそういうことのお話でございますので、今後、なお一層のご努力をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（本保証喜） 以上で、杉山晴夫議員の質問を終わります。

この際、14時55分まで休憩いたします。

14:39 休憩

14:55 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、豊島善江議員の発言を許します。

豊島善江議員。

○10番（豊島善江） 通告に従い質問をいたします。

教育基本法の改定についてです。

教育基本法の改定が、国会で継続審議となっています。教育基本法は、すべての教育関係の法律の

おおもとにある基本法であり、教育の憲法と呼ばれ、憲法に准ずる重みを持った法律です。

今回の政府の改定案は、一部手直しではなく、全面改定案となっています。

政府の改定案の問題点は、新たに第2条として、教育の目標をつくり、そこに国を愛する態度など20に及ぶ徳目を列挙し、その目標の達成を国民全体に義務付けていることです。特に学校と教職員、子供たちに対しては、改定案の第6条、学校教育などで、教育の目標が達成されるよう体系的な教育が組織的に行われなければならないと義務付けが明記されています。

徳目自体は当たり前のように見られるものもありますが、しかし、あれこれの徳目を法律に目標として書き込み、達成が義務付けられれば、時の政府の意思によって特定の価値観を子供たちに事実上強制することになります。道徳は法律によって義務付けられ強制されるものではなく、また、国家が上から押し付けるのではなく、国民的な討論を合意によって形成されていくべきもので、一人一人の子供たちの人格の完成を目指す教育の自由で自主的な営みを通じて培われるものです。

次に、第2の問題点は、政府の改定案は国家権力が教育内容と方法に無制限に介入できるものとなっていることです。

現行、教育基本法は、第1条で教育の目的を人格の完成とし、この目的を実現する保障となる条項が、教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し、直接に責任を負って行われるべきものであるとしている第10条になります。教育勅語を中心とした戦前の教育が、国家権力の支配におかれ、軍国主義一色に染め上げられていった歴史の反省にたつて、教育に対する国家権力による不当な支配は許さないことを明記したもので、この不当な支配を排除する保障となっているのが、国民全体に対し直接に責任を負って、という規定です。

教育は、子供の内面的な価値に深くかかわる営みだけに、教育者は政府や行政機関を通じて、国民に間接的に責任を負うのではなくて、子供の学習する権利に答えて、子供、父母、国民に直接に責任を負って教育に携わる者の、良心と自主性に基づいて、教育を行わなければならないということで、ここにも戦前の教育に対する反省があります。

ところが、政府の改定案は、10条を改変、国民全体に対し直接に責任を負って、を削除し、さらに、政府が教育振興基本計画をつくり、教育内容について詳細に決め実施することができるとし、政府が教育内容と方法に対して、無制限に介入できるものにしてあります。教育基本法を変えて、どういう教育を強制しようとしているのか。ここにも大きな問題があります。

改定案が子供たちに強制しようとしているものは、国を愛する態度などの徳目とともに、競争主義の教育をもっとひどくすることです。

文部科学省に置かれた重要教育審議会は、基本法を変えて、一番やりたいこととして教育振興計画に、全国一斉学力テストを盛り込んで制度化することを挙げています。

かつて1961年から64年にかけて行われた全国一斉学力テストは、子供たちを競争に追い立て、学校を荒らし、国民的な批判を浴びて中止に追い込まれました。これをまた全国一斉に復活させようというものです。

今回の改定は、憲法を変え、海外で戦争をする国をつくろうとする動きとも一体のものとして進められてきました。また、政府、財界は教育の世界を一層競争本位にして、子供たちを早い時期から負け組み、勝ち組みに分け、弱肉強食の経済社会に順応する人間をつくることをねらっています。

海外で戦争をする国、弱肉強食の経済社会づくりという二つの国策に従う人間をつくるための教育基本法の改定は、幕別町の教育にも大きな影響を与えるのではないのでしょうか。

「教育の風は幕別から」と、子供たち一人一人を大事にし、きめ細やかな教育を実施してきた幕別町として、教育基本法の堅持をあらゆる場で求めるべきであり、教育長のお考えを伺います。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 豊島議員のご質問にお答えをいたします。

教育基本法について、現行法を堅持すべきとのご質問ですが、教育基本法は、戦後、日本国憲法や学校教育法とともに制定され、義務教育の年数、男女共学、学校教育、社会教育などについて



規定したものであります。

制定から半世紀を経過し、教育の現状と課題を 21 世紀の教育目標を踏まえ改善するため、現行の教育基本法を貫く理念を大切にしながら、21 世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点で教育理念や原則を明確にするため、改正が必要であるとして、本年度、改革案が閣議決定され、国会に提出されております。

今回の改正に関しましては、改正を強く求める意見がある一方で、「内心の自由を侵害する懸念がある」などとして、反対の声があることも承知しております。

教育基本法は日本の教育の根幹となる教育理念や義務教育、あるいは教育の機会均等について定められるものであり、学校教育法や社会教育法など教育関係法規の根本法となるものでありますことから、改正に当たっては十分な議論を踏まえた中で、その方向性が決められていくべきものと考えております。

地方教育行政の立場で求めていくべきことは、子どもたちの未来を保障する、あるいは見守る制度を築いていくことに対してであり、その点についてはあらゆる機会を通じて意見を述べるべきであると考えます。

制度上、法律を制定するあるいは改正するという作業は、こうした地方の現場からの声や多くの国民の声を反映してなされるものであり、こういった経過を経た現段階においては、私は意見を述べる立場ではないものと理解をしております。

国会で審議されている事項については、国政の場でしっかりと審議がなされるものであり、その結果を注目したいと思います。

以上で、豊島議員のご質問に対する答弁と致します。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10 番（豊島善江） 再質問をさせていただきます。

教育長から、今、ご答弁を頂きました。

この中で、結論としては意見を言う立場ではないということでした。

それで、地域教育行政の立場で求めていくべきことは、ということで、子供たちの未来を保障すること。あるいは見守る制度を築いていくことに対しては、意見を述べていくということで、ご答弁がありました。

しかし、私は今回の教育基本法の改正の中で、教育長が意見を述べていきたいといわれているこの地方教育行政の立場、これすらも私は教育基本法が改正されると非常に危ぶまれてくるのではないかとこのように思っているわけです。

子供たちの未来を保障する。それから、きちんと見守っていく。これは、私は今の基本法、これの精神ではないかなというふうに思っているのですね。子供たちに対する教育というのは、本当に未来を育てていく。これが教育だと思うのです。ところが、今回の政府から出されている改定案というのは、これまでの教育基本法の柱を 180 度変えてしまって、そのときの政治によって、いわゆる強制を行っていく。そういうふうに 180 度変えていくという中身になっていることに、非常に問題があるわけですから、そういう点では教育長が思われていることが、教育基本法が変えられてしまうと。それさえ通じなくなるというふうに思うのですが、その辺のことはいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 私の立場で申し上げるべきことは、やはり地方教育行政をいかにして進めるかということだというふうに思っております。

いろんな意味で、いろんな課題、地方教育行政が抱えております。そういった課題を解決するためには、地方だけでやれることもありますし、あるいは、これは国政の場に求めてもいかなければならないということもあるといふふうに思っております。

国政の場に求めるべきことは、しっかりそういった立場で求めるという思いはありますけれども、現にこの教育基本法につきましては、既に改正案が国会に提出された段階であります。それぞれのい

ろんな地方ですとか、いろんな国民の方の意見を聞きながら、国会に提示された法案について、今現状、この段階において、ここで私がどうのこうのという意見を述べる立場ではないというふうに理解をしております。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10番（豊島善江） それでは、ちょっと違う観点からお聞きしていきたいのですが、この答弁の最後の方で、今もお答えになりましたけども、本来ならそういうふうに法律を変えたり、制度を変えたりというときは、本当に下からの声、その現場からの声、そういう携わっている人たちの声で、それが集約されて変えられていくというのが、それが私は道筋だと思っています。

それは教育長のおっしゃるとおりだと思うんですね。

ところが、今回のこの教育基本法の改正の問題は、それでは教育長にお聞きしますが、現場の教職員、実際に教育に携わっている方たちの意見がどれだけ反映されているか。それから、そういう現場の教員と一番近いはずである幕別の教育委員会、こういうところに、それではこういう教育基本法についての意見を求められたことはあるのかどうか。そのことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） これらの法案が改正、あるいは制定される作業というものは、例えば、でありますけども、教育基本法をこういうふうに改正したいからどうだという、そういう問いかけというのは、これはあり得ないことだと思っております。

いろんな分野の方、いろんな立場の方からのご意見を、それを国が吸い上げて、こういった形の法案が提出されたものだというふうに私は思っております。それは教育現場の方からの意見ももちろんでしょうし、それ以外の方からのご意見も含まれた形が今回の改正案であったのでないかというふうに、私は思っております。

しかも、この法案については、審議するのはあくまでも国政の場であります。私どもとしては、この国政の場でしっかりと論議をして、制定するかしないかはそこで決めていただくしか、私としては見守るしかないというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10番（豊島善江） 審議するのはもちろん国政の場です。

しかし、実際に教育を行っていく、実際に幕別の子供たちに責任を負っていくのは、私はやはりここだと思うのですよね。幕別町であり、幕別町の教育委員会であり、教育長である。そのところは、私は避けてはならないことだと思うのですね。

今朝、ちょっと読んだ新聞に出ていたのですが、今、教育基本法を変えないでほしいという運動が、地域でさまざま起こっていますが、そういう中で、教育長を訪問をして様々な意見を聞いているという、そういう記事が載っていたのですね。その記事の中には、現場の声は一つも国には届いていない。政府には届いていないと答えていらっしゃる教育長さんがほとんどだったという、そういうような記事が載っていました。

私は、本当に直接子供に責任を負うという立場からいきますと、やはり国の国会での論議はもちろん大事ですけども、そこに影響を与えるというのですか、その審議するための材料というのですか、地元の子供はこうなのだよ、子供たちはこういう今状況なのだとか、親はこういうものを求めているのだということは、私はもっともっと上の方にあげていく必要があるのではないかなと思うのですね。

それで、この間の、今、継続審議になっておりますけども、これまでの教育基本法の審議の中で、非常に大きな問題となったのが、国を愛する心、いわゆる愛国心というものが、現実には通知表で評価をされてきている。これが国会の審議の中で大きな問題になりました。

これは、日本の中のたくさんの学校で、もう指導要領に書かれたものですから、それで、通知表で評価をしなければならないということで、これが実際に愛国心通知表というのが使われているということがわかりました。このときに、質問の中で、小泉首相は、これは愛国心というのは評価をすべきではない。評価はできないのだという、こういう答弁をしたところなのですね。このことによって、

実際にこの通知表を使っていた学校が使うことを取りやめる。こういう、今、実態が全国で起きてきています。こういうふうには評価できないものを評価をしているという現状が、これは今生まれてきたのですね。

それで、これは指導要領に書かれただけで、こういう実態になったわけですから、これが教育基本法を変えて、その目的の中に、国を愛する心だとか盛り込めば、これはますますそういう状況になってくるのではないのでしょうか。

それは、小泉首相が答えたこととも非常に矛盾しますし、そういう矛盾するような内容を、私は内容にやはり変えるべきではないと思いますし、こういうものが仮に教育基本法が変えられて、この国を愛する心を目標にして、それを評価をしてというふうになったときに、この幕別町の教育委員会としては、一体どうしようというふうに思われていますか。

やはりこれは、教育基本法が変えられたのだから、それに基づいて粛々と進めるというお立場なのではないでしょうか。

それとも、そういうふうにならないために、やはり、今ここで声を出していくという、そういう私は立場が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 前段から申し上げているとおり、法の条文について、私は現段階においてはコメントする立場ではないというふうに理解をしております。

愛国心云々につきましても、それは私がどうのこうのという立場ではないというふうに思っております。

ただ、あえて私が思っておりますのは、当然、そういう愛国心という言葉を含めれば、国が愛される国をつくっていくのだなという思いはあります。私としては、幕別の子供たちに対する教育方針というのは、今までも申し上げていますが、私たちは子供たちを大きく育てたい。そういう願いがあります。

幕別の教育の方針が、国の法律改正によってどう変わるかということでありまして、基本的には私は変わらないというふうに思っております。学習指導要領ですとか、そういったものが変更されれば、それに伴った改正は当然あるとは思っておりますけれども、基本的に幕別の教育方針は、これは決して国に逆らうという意味ではありません。法令を遵守しながら、その中に則りながらも、それぞれの色合い、特色を出していきたいというふうには思っております。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○10番（豊島善江） 幕別の教育方針は変わらない。

これまでも、先ほどもちょっと質問の中で述べさせていただきましたけれども、幕別の一人一人の子供、非常に大事にして、例えば、指導助手の制度をつくったり、また、評議員制度や何かでは、子供のきちんと発表の場を与えるとか、そういう意味では私は非常に丁寧なきめ細やかな、そういう教育を私は幕別としてはやってきたのではないかとこのように思っているのですよね。

だから、そういう基本方針を絶対に変えてほしくはないですし、しかし、現実には、この教育基本法が、私は自分の押さえとしては180度変わってしまうのかなという押さえはあるのですよね。そここのころの教育長との一致がちょっとわからないのですけれども、戦前の様々ないろんな反省の中から出てきたこの教育基本法ですから、今でもテレビの朝のドラマなんかでは、あのころの時代のドラマやっていますが、絵を描くことや歌を歌うこと、ピアノを弾くことや本当に自由に何もできない。そういう時代の反省。そういうものをつくりだしてきたことは、そういう時代に入っていったその大きな背景には、私は教育があったのではないかなと思うのですよね。ものを言えぬ子を、人をつくりだしていったという。

そういう反省からできたのが、今の教育基本法ですから、私はこの教育基本法が、今、180度変えられて、そのときの政府のいろんな考えによって、その基本の目的までコロコロ変えられてしまう。そういうことは非常に危険な状況だと思っているのです。現実には、そういう状況が少しずつ、今、

やはり出てきているのではないかなと思うのです。例えば、東京都のように、全国一斉学力テストで  
すか、東京都の中で学力テストをやって、順位だとかランクを全部発表して、新学期に一人も入学制  
が来ない学校があったとか、それから、子供たちがそれによって試験当日、学校を休まなくては  
いけないことになったとか、様々な問題が出ていますよね。

そういうようなことが、私は教育基本法が変えられることによって、現実の問題として私は出てく  
る、そういう危機感を非常に大きく感じているわけです。

それで、一人一人の子供たちを大事にして取り組んできた幕別町としては、そういうやはり実態に  
ならないように、私は少なくとも、ここに教育基本法を変えるなということが難しいということであ  
るならば、私は、今のこういう子供たちの、先ほどもここに書いて、教育長答弁にありましたけども、  
本当に子供たちの未来を保障する民主主義が徹底されている教育を続けてほしいという、そういうこ  
とをきちんと私は国に言うべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 高橋教育長。

○教育長（高橋平明） 豊島議員のおっしゃる立場というのがよくわかってはおりますけども、私の立  
場では、改正に関して良い悪いという答弁は当然できない立場だというふうに思っております。

ただ、法律でありますから、法律そのものが制定されれば、運用するのはあくまでも人であるとい  
うふうに私は思っております。

私はその人というものは、人という存在を信頼をしておりますし、大変大切な条件だなというふう  
に思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、豊島善江議員の質問を終わります。

[延会]

○議長（本保証喜） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

15 : 19 延会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成18年第3回幕別町議会定例会

(平成18年9月14日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1

会議録署名議員の指名

11 中野敏勝 12 伊東昭雄 13 助川順一

(諸般の報告)

日程第2

一般質問

# 会 議 録

平成18年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年9月14日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月14日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (29名)  
議長 本保証喜  
副議長 額額太郎  
1 前川雅志      2 芳滝 仁      3 前川敏春      4 牧野茂敏      5 草野奉常  
6 岡田和志      8 大坂雄一      9 中橋友子      10 豊島善江  
11 中野敏勝      12 伊東昭雄      13 助川順一      14 杉山晴夫      15 齊藤順教  
16 堀川貴庸      17 乾 邦広      18 小田良一      19 増田武夫      20 野原恵子  
21 永井繁樹      22 千葉幹雄      23 坂本 偉      24 古川 稔      25 佐々木芳男  
26 南山弘美      27 杉坂達男      28 大野和政
- 6 欠席議員 (1名)  
7 中村弘子
- 7 遅参議員  
1 前川雅志
- 8 地方自治法第121条の規定による説明員  
町長 岡田和夫    助役 西尾 治    助役 遠藤清一    収入役 金子隆司  
教育長 高橋平明    代表監査委員 市川富美男    総務部長 菅 好弘  
企画室長 佐藤昌親    民生部長 新屋敷清志    経済部長 藤内和三  
建設部長 高橋政雄    教育部長 水谷幸雄    札内支所長 本保 武  
忠類総合支所長 川島広美    総務課長 川瀬俊彦    糠内出張所長 中川輝彦  
税務課長 前川満博    企画室参事 羽磨知成    福祉課長 米川伸宜  
町民課長 田村修一    農林課長 増子一馬    商工観光課長 熊谷直則  
土地改良課長 角田和彦    施設課長 古川耕一    水道課長 橋本孝男  
会計課長 鎌田光洋    地域振興課長 姉崎二三男    保健福祉課長 野坂正美  
建設課長 吉田隆一
- 9 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭    課長 横山義嗣    係長 國安弘昭
- 10 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 11 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
11 中野敏勝    12 伊東昭雄    13 助川順一

# 議事の経過

(平成 18 年 9 月 14 日 10:00 開会・開議)

## [開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

## [議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11 番中野議員、12 番伊東議員、13 番助川議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

事務局長。

○事務局長（堂前芳昭） 7 番中村議員より欠席の届出、1 番前川雅志議員より遅参の届出がありましたのでご報告いたします。

○議長（本保証喜） これで、諸般の報告を終わります。

## [一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第 2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を一問一答方式により行います。

なお、各議員の持ち時間は、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、乾邦広議員の発言を許します。

乾邦広議員。

○17 番（乾邦広議員） 通告に従いまして、戸籍の電算化について質問をさせていただきます。

我が国では、IT 戦略の一環として「電子政府・電子自治体」実現のため、国及び地方自治体の各種事務のコンピュータ化、オンライン化を進めてきているところであります。

戸籍の電算化については、平成 6 年に戸籍法が改正されて実施可能となったところであり、法改正から 10 年以上が経過し、全国的には 7 割近くの自治体で導入されているものの、道内では普及が遅れているといわれております。

先般、7 月 15 日付の十勝毎日新聞に「帯広市が戸籍事務の電算化に取り組み、来年 7 月の稼働を目指す」という記事が載っておりました。戸籍の電算化により、現在、紙で管理されている戸籍の劣化や破損が防げるということに加え、戸籍謄本の交付時間の短縮が図られ、窓口での待ち時間が大幅に短縮されるというメリット、いわば住民サービスの向上につながるのとことでもあります。

本町においては、これまで、住民票の管理・交付事務や町税の賦課徴収事務など各種事務の電算化を進め、事務の効率化と住民サービスの向上を図ってきているところであります。さらに、合併に際し、町内公共施設を結ぶイントラネットが整備されてきているところであります。

しかし、戸籍事務の電算化は実施されていないため、支所で戸籍謄本の交付を受ける場合、電算化されている住民票や印鑑証明の発行に比べて倍以上の時間がかかっているのが実態であります。4 月の異動時期など窓口が混雑している時期は、10 分以上も待つ場合もあると聞いております。

本町においても住民サービスの向上と事務の効率化のため、戸籍の電算化に取り組むべきではない

かと考えます。特に、本年2月6日には忠類村との合併により、戸籍を扱う窓口として忠類総合支所が増えたこともあり、早急に取り組むべき課題ではないかと考えます。

そこで、現在の各自治体における戸籍の電算化について、全国・全道・管内それぞれの普及の実態と、本町において導入した場合の行政効果といえますか、具体的メリットについてどう考えるのか、お伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 乾議員のご質問にお答えいたします。

戸籍の電算化についてであります。我が国の戸籍制度は、明治4年に制定され、幾多の改正がありましたけれども、昭和23年の新戸籍法の制定により現在に至っております。国民であることを登録し、公証する世界に誇れる制度であると言われております。

現在、戸籍は、和紙の専用用紙に手書き又はタイプライターにより記載し、役場本庁で一括保管、管理いたしております。ご質問の要旨にありますように、平成6年の戸籍法の改正により、電子データ化してコンピュータで管理することが可能となりました。

国では、世界最先端のIT国家実現のために、平成12年に「IT基本戦略」を打ち出し、その重点施策の一つとして「行政の電子化」を掲げたところであります。国及び地方公共団体の事務処理の電子化を目標としており、戸籍の電算化についても、所管する法務省が各自治体に対し要請してきたところであります。

各自治体の戸籍電算化の実態についてありますが、平成18年3月末現在で、全国では64.5%の市区町村が戸籍事務の電算化を終えております。北海道は、9市18町1村ということで、大変遅れておりまして、道内での電算導入率は19.6%となっております。十勝管内におきましては、先ほどお話ありましたように、帯広市が導入に着手したと伺っておりますけれども、実際に電算化により稼働している市町村はまだありません。

次に、戸籍事務の電算化による行政効果についてであります。まず、住民サービス向上という点では、戸籍の謄抄本等の窓口における発行時間が短縮されることとなります。乾議員のお話にもありましたが、現在、本町においては4、5分程度かかっており、支所におきましては、本庁へ申請内容を連絡し、本庁から電送しなければならないため、平均すると約6、7分程度かかっております。これが電算化した場合、本庁あるいは支所窓口の端末コンピュータにより検索して、直接出力できるようになるため、いずれも2、3分程度で発行できるものになると考えられております。また、これまで転籍や婚姻などにより新たに戸籍を編製した場合、届出から謄抄本の発行までの日数が1週間程度かかっていたものが、2、3日で発行できるようになるものと考えられます。

事務処理上におきましては、複雑で専門的な戸籍の記載事項がパターン化されるため、編製事務の簡素化が図られるとともに、経験の少ない職員でも処理が可能となります。また、編纂・保管作業が不要となるほか、人口動態調査など戸籍に基づく各種調査事務の合理化が図られるものと考えられます。さらには、機械保存となるため、現在の戸籍のように長年経過すると紙質が劣化して破損したり、文字が薄れて読みにくくなるといった心配がなくなり、常にきれいな戸籍謄抄本を提供できる上、保管用のキャビネットが不要となり、省スペース化が図られるということも行政効果として期待できるのであるというものと思っております。

以上で、乾議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 乾議員。

○17番（乾邦広議員） ただいま、各自治体における戸籍電算化の実態と行政効果について、答弁を頂きました。

全国的には6割以上、北海道では2割に達していない現状であります。十勝管内では未だにまだ実施されておきませんが、帯広市が来年度実施を目指して、戸籍謄本の情報の打ち込み、データベース作業に着手しているとのことでもありますけれども、そのほかの管内の自治体で、実施に向けて準備をしている自治体があるのか。また、本町において、この戸籍謄本の申請交付は年間何件ぐらいあるのか。



また、本町が導入したときに、これにかかわる費用はどのぐらいかかるのか、まず、お伺いをしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 管内の状況については、まだ取りまとめたものがないわけでありまして、先日の新聞報道等を見ますと、帯広市に次いで足寄町がこれに取り組むというようなことが新聞報道にありましたので、帯広、足寄が今のところ名前を挙げているのかなというふうに思っております。

それから、年間どのぐらいかということでもありますけれども、まず、本町の戸籍ですけれども、現在ある戸籍が1万600件ほどあります。さらに、除籍等が2万8,000ほどありますから、合わせますと3万8,000円ほどの戸籍があるわけですが、そのうち年間発行されている謄抄本というのは、大体7,000件ぐらい、戸籍事務が実際窓口で発行されているという状況であります。

さらに経費についてでありますけれども、7,000万から8,000万円ぐらいでないかという話もしていたのですが、新たに忠類村の戸籍も加わりますから、全部の整備をすると1億300万から400万ぐらいになるのではないかなというように、今の段階では想定をしているところであります。

○議長（本保証喜） 乾議員。

○17番（乾邦広議員） 先ほど答弁いただいた、導入した場合の行政効果、特に住民サービスが向上するという点から、全国的に導入が進んでいるのだらうと思っております。

本町においても、今、町長答弁のとおり、7,000件以上の年間の交付申請があるというわけでありまして、これまた年々増加していくと思うのですが、交付のスピードアップ、事務処理の効率化、軽減化等の実態を考えた場合、幕別町においても早急に導入を検討する必要があるのではないかと考えているところであります。

今後、どのように取り組みを進めていくか、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 戸籍の電算化は、好むと好まざるにかかわらず、やがて全国の町村で進んでいくのだらうというふうに思いますが、やはり、今進まない最大のネックは、うちの町にしても1億円というような非常に大きな経費がかかる。しかも、これらの財源手当がなかなかはっきりしていないというようなことで、一時はこれらの経費は特別交付税で対応するというようなこともありました。

最近では、普通交付税でみられるというようなことがありまして、これらによって、国は財源措置をするので、早急に電算化を進めるようにといったことを、今進めております。

ただ、本町の場合は、今回の合併によりまして、合併に係る補助金、あるいは合併債の対象に、これら事業になるのかどうか。これらを今後検討していく必要があろうというふうに思っております。

今、たまたまこれから3か年の実施計画の編成作業に入るわけですが、これらの中でも十分見極めながら、財源の手当を十分見極めながら、早急に対応できるものであれば対応していきたいというふうに考えております。

○議長（本保証喜） 乾議員。

○17番（乾邦広議員） 今、町長から前向きな答弁があったと思っております。

今、IT化時代、戸籍の電算化は時代の趨勢であり、遅かれ早かれ実施しなければならないと私は認識をしております。

そこで、来年度の予算にデータベース化するためのノウハウを学ぶため、研究、調査費を計上するお考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 電算化の業務の内容は、それなりのノウハウを持った業者に委託をし、実施していくということになるわけですので、今の内部で特にそれらの検討というようなことは、必要はない。調査費の予算化といったことは必要ないのではないかなというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、1年でやるか、2年でやるか、3年でやるかといったことも、もちろんこれから検討していかなければならないわけでありまして、そういったことを含めて、今後、検討をしながら対

応をしていきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 乾議員。

○17番（乾邦広議員） 早期に実施していただきますよう強く求めて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） 以上で、乾邦広議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○2番（芳滝仁） 通告に従いまして、協働のまちづくりの推進について、質問させていただきます。

幕別町は、平成16年度より、協働のまちづくり支援事業が始まりまして、多くの公区において、環境美化支援事業をはじめ、防災活動支援、また、雪かき支援等多くの支援事業が実施されています。

公区長さまはじめ、公区の役員、そして地域住民の皆さま方のご努力とご協力により、行政と住民のパートナーシップによる協働のまちづくりが推進されつつあることは大変喜ばしいことだと思えます。今後、なお一層、協働のまちづくりを推進するために、次の2点についてお伺いしたいと思えます。

1、協働のまちづくり支援事業について、その見直しを含めた今後の課題について、お伺いいたします。

2点目、協働のまちづくり支援事業のほかに、アダプトプログラムの制度を導入して、公区やNPOの枠や資格にとらわれず、広く住民が協働のまちづくりに参画できるようにすべきだと思えますが、お伺いしたいと思えます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

協働のまちづくりの推進についてであります。

平成12年に「地方分権一括法」が施行され、自己決定と自己責任の原則に基づき、まちづくりを進めることが求められておりますが、複雑化、多様化する行政課題に対応し、きめ細かな施策、事業を行うためには、従来の行政主体のまちづくりから、住民の方々が主体的にまちづくりを担う行政システムへの変換の一つの形として、住民と行政とが共通の目的のため、「ともに考え」、「ともに行動する」パートナーシップ、いわゆる「協働」によるまちづくりを推進するため、「協働のまちづくり支援事業」を平成16年度から実施いたしているところであります。

ご質問の1点目の「協働のまちづくり支援事業の見直しを含めた今後の課題」についてであります。事業の見直しにつきましては、平成16年に要綱を定めて以降、公区長をはじめ、住民の皆さまから寄せられたご意見、ご提言等を整理し、公区長の代表者12名で構成されます「協働のまちづくり検討委員会」で検討いただき、本年度も6月に検討委員会を開催し、新たな事業といたしまして、乗用型草刈機の導入ですとか、枯れ枝を粉砕する機械の導入、地域防災活動のための防犯資機材の購入など三つの事業メニューに加えたところであります。

今後の課題といたしましては、現在の支援事業では、実施主体を地縁的組織であります公区などに限定いたしておりますが、行政のパートナーとしては様々な形態の団体あるいは個人がありますことから、目的別団体や事業所、個人との協働の仕組みづくりをどう構築するかが大きな課題であろうというふうに考えております。

現状においても、各種団体とは行政との協働によるまちづくりが進められておりますので、さらによりよいまちづくりに向けて、どのようなパートナーが、どのような事業を行政と協働でできるのか、これらを検討委員会にもお諮りながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、ご質問の2点目の「アダプトプログラムの導入」についてであります。本制度につきましては、住民や企業、団体が道路や公園などの公共施設の里親となって、清掃や美化活動を担っていただくものでありまして、近年、この制度を導入する自治体が増えてきております。管内でも帯広市や

上士幌町が導入しているというふうに向っているところでもあります。先ほども、今後、目的別団体や事業所、個人との協働の仕組みづくりが課題となっているというふうに申しあげましたが、アダプトプログラムの導入は、この課題解決に向けての一つの手法でもあらうと考えておりますので、その導入に向け、検討いたしてまいりたいと考えているところでもあります。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 芳滝仁議員。

○2番（芳滝仁） 協働のまちづくりに関してでありますが見直しを多少かけられていらっしゃるということでありまして、新しい資料も頂いております。

その中には、雪かき支援について、交差点の雪かきの、排雪ですね、そのことも見直しをかけられたようではありますが、2年半ほど経つわけでもありますけれども、使用されていない支援事業であるとか、また、大変喜ばれて必要とされている事業であるとか、その辺を内部で検討されて、どのような一つの課題を見つけていらっしゃるのだろうか。

その辺をひとつお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 協働のまちづくりの支援事業のメニューの利用のご質問でございますけれども、先ほど、町長から答弁ありましたように、平成16年度の冬期からのこの事業は立ち上がりました。

16年度におきましては、雪かき支援等の雪に関する事業メニューが利用されたということでもありますから、実際には本格的な稼働というのは平成17年度、昨年度からだというふうに思っております。

昨年度におきましても、全体で97件ほどの利用がありましたけれども、事業メニューとしては、18の事業メニューがありますけれども、それらすべてが網羅されたわけではないというふうに思っております。とはいいいましても、この協働のまちづくり事業の目的を達成するためには、当初18のメニューが最低でも必要だろうということで立ち上げたメニューでありますし、まだ年数も、今、芳滝議員がおっしゃいましたように、それほど経っていないものですから、そういう事業メニューにつきましては、公区長さんにも周知させていただいておりますし、今後の動向を見ながら、新たなものを加えるなり、あるいは、もし時代として必要がないというふうに判断されるものであれば、その辺のことの制度の改正といいたしめようか、メニューの改正を行ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 芳滝仁議員。

○2番（芳滝仁） 一番使用されて多かった事業につきまして、2、3その件数と内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 失礼いたしました。

17年度が、一番そういう意味では、1年間やっておりますので適当かというふうに思っておりますけれども、先ほど言いましたように、97件の内訳でございますが、一番多かったのが、ごみネットの購入ということで、これが21件でございます。そのほか、順番で言いますと、公園や近隣センターの花の植栽、これが9件。それから、植樹枿への苗の植栽、これが8件と。それから、公区での盆踊り等のそういう地域コミュニティ活動に関する備品購入等々がありますが、それらが7件ということになっております。

一番大きい件数が、公園に関する草刈等が41件ということで、これが一番多ございます。

あと、雪かき支援、雪の体積場の確保等々がその後が続いてまいります。

なお、防災計画が、昨年度3件ありました。

○議長（本保証喜） 芳滝仁議員。

○2番（芳滝仁） 使用されていますその支援事業につきまして、大変喜ばれて使用されている制度があると思っておりますし、また、内容を精査してもっと使いやすくなる、そういう事業の内容もあるのでないかと。

例えば、雪かき、排雪なんかもそうですけれども、交差点から交差点まで全部排雪をしないとなり

ませんよということがあります。

交差点の排雪は別なのですけども、その辺のことも、例えば、たくさん道路があるわけですから、1カ所そこで使ってしまったらもうそれで1年使えないものですから、そしたら大変、若草の方でやっていただいてご苦労いただいたのでありますけれども、ある意味ではそこだけ使えて、あとはできないということになったときに、もっとほかの形の何か良い方法がないのだろうかというふうな、そういう検討課題も生まれてくるのではないかというふうに思うわけでありまして。

どういふことがあるかということとは尋ねないのでありますけれども、そういうふうな中身について検討をしていただきたいなど、こう思うわけでありまして。

防災のことにもそうなのでありますけれども、計画書を提出すると。そして計画書を提出してから、段階的に2番目、3番目と、備品の購入と訓練という形で始まるという形になっているわけですが、なかなか計画書の提出がなかなかできないという公区長さん方のひとつのご意見がありまして、あかしゃの方で、これはもう必死に、避難所まで歩かれて避難をされた。そういう訓練をされていらっしゃる場所もありまして、公区で車椅子まで用意しまして、そして訓練をされているというところがあります。

その、一応計画書が皆さま方に紹介をされて、配られたようなのでありますけれども、何かひとつのサンプルがあって、公区名だとかそういうものを入れたら、ある程度全部公区で使用できるようなそういう計画書を企画の方で考えていただくというふうなことができないだろうか。

これは、お金は、3分の2というのはお金の配布するお金の恐らく支援だと思っておりますが、その辺の見直しはどうだろうか。いろいろ相談があったものでありますから、お伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 要は事業メニューをより使いやすくするために、いろいろご意見をもらいながら、改正すべきでないかというようなご意見かというふうに思っております。

いずれにいたしましても、これまでも公区長会議あるいは出前講座等々を利用いたしまして、そういうことでメニューの拡大あるいは利用しやすいことの内容の改正につきましては、各公区長さんにも、私どもの方から意見があれば、是非いただきたいというお願いをしております。

そのようなことで、今、後半の防災計画の話も頂きましたけれども、これらにつきましても、確かにそういう文書をつくるというのは非常に住民の方にとっては、なかなか手間が、という声もあったものですから、当初、私どもの企画の方で、雛形を用意させていただきました。それを先ほどの公区長会議の中に事前に提供させていただきました。

さらには、今年の春の公区長会議には、防災計画が各地域できあがってきたものですから、それらも、その会議の席上に皆さんにお配りして、こういうことでつくればいいのですよということで資料提供もさせていただきました。

こういうことで、これからもより利用しやすい、あるいはつくりやすいことで私たちも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 芳滝仁議員。

○2番（芳滝仁） それと、新たな事業ということで検討していただければいいと思うのであります。よく落ち葉が街路樹を含めて、一遍に落ち葉が集まる時に、今は仕方がないものですから、家の前の方々が掃除をしまして、それは仕方がないことなのですけれども、ある意味では公区で助けあって、1日でもそういう日を決めてやれるような一つの支援体制だとかがとれないだろうか。

あと、これは以前に質問したのであります。ノーレジ袋マイバック運動につきまして、あれは袋一つ100円ぐらいでできるわけなのですね。

3分の1でも半分でも支援していただいて、公区でそういう循環型社会に取り組んでいこうという一つの活動の中で、そういう支援事業を、これは1回で終わるわけですから、そういうものを利用していただくということも、要望として声が挙がっております。参考意見としてお聞きいただいで

おればということでございます。

あと、2点目のアダプトプログラムの導入について、これは導入に向けて検討していただくということでありまして、大変評価をするところであります。

今は町内を見渡してしましても、アダプトをしていないのですけれども、いろんな形で自主的にそういう活動をしていらっしゃるであろうかと思うのでありますが、町の側でそういう活動を踏まえていらっしゃるころがあれば、ひとつお聞かせいただきたいと思うのであります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前段の落ち葉のお話、あるいはレジ袋の話については、十分ご提言を頂きましたことについて、今後、検討をさせていただきたいというふうに思います。

2番目のアダプトの関係ですけれども、こういう名前のもとで、現在行われているのは、忠類地域で帯広開発建設部から受けているのだらうと思いますけれども、国道236の花の花壇というのですか、植樹柵の整備なんかは行われておりますし、先ほど、担当から話ありました公園の草刈等の整備、これも前は町の交付金という形で出していたような部分も、一部アダプトという名前は使っておりませんが、現実的にはそういう意味で協力を頂いているというようなことであります。

帯広市、あるいは上士幌町という名前を先ほど出ささせていただきましたが、多いのはやはり公園ですとか、花壇ですとか、いわゆる清掃環境関係が非常に多いのだらうというふうに思っております。

そういったことも含めながら、これから私どもの町としてお願いできること。あるいは協力していただけるような団体なり、あるいはNPO等々の協議の中で対応していきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 芳滝仁議員。

○2番（芳滝仁） 町長がおっしゃいましたように、現にアダプトの制度はないのだけれどもされていらっしゃるころがあるということで、この制度につきましては、質問状にありますように、公区だとかNPOだとかというそういう枠に捉われないということが利点だと思うわけであります。

現実に、例えば、近隣公園であります若草の公園であるだとか、あと、北町の公園であるだとか、特に地区公園のいなほ公園につきましては、大変使用頻度が多くて、非常に幕別町以外の方々も大勢来られて喜んで、たまにラジオでどういふ公園に行くのですかとあつたときに、札内のみずほ公園と言っていましたけど、いなほ公園によく行くのだというふうな放送が流れるぐらい、使用頻度が多いのでありますけれども、非常に後始末が悪いのでありまして、非常に見るも無残な状態になっているわけであります。

この辺につきましては、地域の近くの方々が毎朝まわられて、ごみを拾われたりなんかしているのでありますけれども、土曜日、日曜日、バーベキューをされているところに行くと、ごみは持って帰ってくださいねと声をかけましたら、何であなたに言われなければ駄目なのだというような、返って叱られるような現状があるというふうなこともありまして、そういうときに、アダプトということで制度化すれば、腕章の一つでも持てば、そしてお話ができるというふうな現状があるということで、町と住民が契約をして、そして責任を持ってすることができるといふことであるわけでありまして、その辺の近隣公園だとか、地区公園だとか、アオサイ公園はしていらっしゃるそうでありまして、その辺のところの具体的な形で、ひとつ検討に入っていればと思っております。

もう1点は、このアダプト制度というのは、経費がかからないということが非常に利点でありまして、その辺で、例えば、指定管理者の制度、今、見直しをされて平成20年度ぐらいに結論出されていくということでありまして、このアダプトプログラムを導入すれば、指定管理者制度を入れなくて、アダプトでやれるひとつ公共的な施設だとか、そういうふうなところもあろうかと思っております。

先進地区では、道路の穴が開いた簡易舗装をアダプトしているというふうなところもあるそうでありまして、その辺の前向きな幅広い検討をされてはどうかと、こう思うわけでありまして、お伺いをしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話にありましたように、せっかく好意で公園のいろいろな面で気を使っていたらいるような方がいらっちゃって、その方に迷惑がかかるようなことのないようにしなければならぬだろうというふうに思います。

アダプトの制度ももともとはボランティアであろうと思いますし、協働のまちづくりにつながっていくものだろうと思っておりますけれども、いわゆる今ひとつの契約を行い、そしてまた、今おっしゃったように、例えば、腕章ですとか、必要なものを町が貸与するというような形の中で活動をしていただくというようなことになっていくのだろうというふうに思いますけれども、先ほどのご提言も含めまして、検討委員会の中でも十分協議をさせていただき中で、対応していきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、10時55分まで休憩いたします。

10:37 休憩

10:54 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○19番（増田武夫） それでは、通告いたしました3点につきまして、町長さんにお尋ねしたいと思っております。

まず、1点目は、水道料金の滞納世帯に対する給水停止の問題についてであります。

地域住民が日々安心して生活することができるためには、生活に不可欠な水道・電気・ガスなどのライフラインの確保がきちんと機能していなければなりません。町が担っている水道事業は、そのなかでも直接命につながる大切なものでありまして、憲法25条に定められた生存権にかかわる公共性を持っているのではないのでしょうか。

昨年度の水道料金滞納の状況は、加入8,361戸に対して、給水停止予告576件、6.9%、給水停止通知268件3.2%、給水停止まで至ったもの55件、0.7%となっています。

このうち約60%は、1日から2日で開栓されているようでありまして、3カ月以上におよぶものもあり、生活に与える影響は計り知れないものがあります。一方で、6月議会で明らかになりましたように、旧忠類村における平成17年度の滞納はありませんでした。

このことを踏まえて、次の点についてお伺いいたします。

一つ、滞納者の中には、生活に困窮して払いたくても払えない家庭が多いのではないかと思いますけれども、実態をどのように把握しているのか伺いたい。

二つ目、命にかかわる「給水停止」は、基本的に執行しないという姿勢をとるべきではないか。

三つ目、これほどの滞納者を出さないために、助成制度をつくるなど料金体系の見直しを図るべきではないか。

以上の3点について、お答え願います。

2番目の問題であります。

乳幼児医療費の助成についてであります。

少子化問題は、今日の最も大きな社会問題となっています。乳幼児医療費の就学前までの無料化問題は、3月議会でも取り上げましたが、10月から忠類村で行われていたものが、幕別町に合わせ、3歳未満までになることになっていることから、この時点で再度お尋ねしたいと思っております。

少子化問題の解決のために、地方自治体が果たさなければならない役割は、子育てしやすい環境を整備することにあると思っております。各自治体が病気にかかりやすい乳幼児期に医療費を助成することに特

別の努力を払うのは、子育て支援の効果が大きいことによります。このため、全国的に就学前まで無料にするところが増えてきておりまして、今では小学校卒業、中学校卒業まで無料化するところも少なくありません。

3月議会の町長答弁では、国や道の対応の推移を見て考えたいとのことでしたが、もっと積極的な姿勢で取り組むべき重要な課題ではないかと思えます。特に合併後も忠類地域で続けられてきた就学前までの無料化が、10月1日から年齢が引下げとなりますけれども、これを後退させることなく引き続き継続しながら、幕別町全体への拡大を検討していくべきではないかと思えますけれども、答弁を求めます。

3点目の問題であります。

品目横断的経営安定対策についてであります。

この件については、3月議会、6月議会でも質問がありましたけれども、政府が「戦後農政を根本から見直す」として打ち出しました「品目横断的経営安定対策」が、先の国会で法案が成立して現実のものとなりました。

今まで全農家を対象にして作物ごとに行ってきた価格政策をすべて廃止して、一部の大規模経営、集落営農だけを対象に助成金を出すという、そういう農政の転換は、生産の大半を担ってきた小規模農家の経営が大きな打撃を受け、営農を続けられない事態となります。

日本の農業と食料の将来を危うくするものといわざるを得ないものとなっています。

9月1日から来年度産の秋まき小麦を対象に、加入手続きが始まりましたけれども、本町の現状と取り組みについてお聞きしたいと思います。

一つは、現在の認定農業者の数と割合はどうなっているか。

また、認定農業者とならなかった農業者を、町としてどのように捉えているか。

その中には、営農を続けていきたいと考えている農業者はおられるのかどうかなど、現時点での状況と認識をお伺いいたします。

二つ目は、生産条件不利補正対策、いわゆる下駄対策と呼ばれているものでありますけれども、これが過去の生産実績に基づく支払となりますけれども、今年度の冷湿害による減収の影響が心配されています。作況については行政報告にありましたように、回復してきたとはいえ、地域によっては非常に厳しい状況にあります。したがって、支払の基礎となる実績に、本年分を含まないように政府に働きかけるべきだと思いますけれども、いかがですか。

三つ目は、国会の質疑の中で中川農林水産大臣は、「農政の大転換として導入されるこの新しい経営安定対策は、その実効性に未知の部分も少なくないことから、今後、その政策効果をしっかりと検証し、必要に応じて適切な見直しを検討してまいりたいと思えます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。」と述べていますように、政府自身が、始まる前から多くの欠陥を認めざるを得ないものとなっています。続けたい、やりたい人を大事な担い手として応援するように、また、認定農業者が、安心して営農を続けられるように、頼極的に制度の改善を政府に求めるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

以上、3点についての答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、水道料金の滞納世帯に対する給水停止についてであります。

1点目の、水道料金滞納世帯の生活困窮等の実態把握についてであります。本町の水道事業は、地方公営企業法に基づき企業会計として運営しておりますことから、水道事業に必要な経費は経営に伴う収入、すなわち水道使用料をもって充てるという独立採算を原則として経営を行っております。このことから、本町においては滞納整理業務の円滑化と、未収金の増加を抑制することを目的として、平成14年3月に「幕別町水道事業給水停止要綱」を制定し、水道料金の徴収業務に当たっているところであります。

給水停止に至るまでには、納入期日が過ぎた 20 日後に督促状を送付し、なお、お支払いいただけない方に対しましては、1 カ月後に催告書を送付いたしております。なお、未納の方につきましては、給水停止予告書の送付、その後、給水停止通知書の送付、最後の給水停止の措置までは、約 5 カ月近くの猶予期間がありますことから、この間には必ず自宅訪問、あるいは電話等により滞納理由をお聞きし、さらに、事情があつてお支払いいただけない方につきましては、分納誓約書を提出いただくなど、生活困窮者の実態把握に努めているところであります。

2 点目の給水停止姿勢についてであります。平成 17 年度に実施いたしました給水停止件数 55 件の状況を申し上げますと、給水停止後、全納、あるいは誓約書の提出があり給水停止を解除した件数が 49 件であります。残りの 6 件につきましては、現在も給水停止が継続されております。いずれの世帯も現実には生活実態のない世帯であろうというふうに思っております。

給水停止は最終手段であり、生活状態によりまして、すぐに支払うことができない方につきましては、分納誓約書を提出いただくことにより停止を猶予するなどの処置をとっているところであります。滞納者の中には、督促状、催告書が来てから納付する方、生活保護世帯等では 2 カ月まとめて納付する方など、滞納状況は様々であります。しかしながら、明らかに支払い能力があると思われる方もいらっしゃるから、「公平負担の原則」により、給水停止につきましては、今後とも継続してまいりたいというふうに考えております。

次に 3 点目の、滞納者を出さないための助成制度と料金体系の見直しについてであります。先ほど申し上げましたように公営企業であります水道事業は、水道使用料をもって充てる独立採算性をもとに経営をいたしております。また、水道水の提供に要する経費は、その受益の程度に応じて負担を求める受益者負担の原則が適用され、使用者間の負担の公平を図ることが求められております。

このことから、生活困窮者に対しましての助成制度の実施のほか、料金体系の見直しにつきましては、使用者間で負担の格差を生じ、結果的に他の使用者に負担していただくことになり、公平な負担の原則に反することも考えられますことから、新たな助成制度と料金体系の見直しにつきましては、現状では実施できない状況にありますことをご理解いただきたいと思います。

次に、乳幼児医療費の助成についてであります。

ご質問ありましたように、本年 3 月の定例町議会におきましてもお答えをさせていただきましたが、合併前の忠類村におきまして実施いたしておりました就学前までの乳幼児医療費の無料化につきましては、合併協議に沿って、本年 9 月末日までの経過措置を設けた後、10 月 1 日からは合併前の幕別町の助成内容に統一させていただくこととなっているところであります。忠類地域における 10 月 1 日以降の継続と幕別町全体への拡大の検討とのご質問であります。3 月議会でもお答えいたしましたとおり、子育て支援対策は大変重要な施策であるというふうに考えておりますが、厳しい財政状況にあることなどから、現在のところ助成の拡大については考えてはおりません。

また、乳幼児医療費助成につきましては、北海道医療給付事業の助成を受けて実施しているところであります。北海道が国の医療制度改革を受けて、今後どのように対応をするのか、これらは引き続き推移を見守る中で、町としての対応も考えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいと思えます。

次に、品目横断的経営安定対策についてであります。

現在、農業を取り巻く環境は、WTO 農業交渉の行方や生乳の生産調整対策、さらにはご質問の品目横断的経営安定対策の対応など課題が山積している状況にあります。こうした状況の中で、今回の経営対策につきましては、全国的な課題として農業従事者の高齢化や担い手・後継者不足、また、耕作放棄地の増大など農業を振興する上で根幹に係わる問題に対し、将来の食糧安定供給に向けての大きな政策転換を図るとというのが目的であります。

ご質問の 1 点目の認定農業者についてであります。本年 8 月末現在で申し上げますと、農家戸数 694 戸のうち認定者数 565 戸、認定率で 81.4%となっております。また、認定農業者の申請がなされていない 129 戸の農家につきましては、内訳としては、主に酪農・畜産・野菜などの生産者が 121 戸



で、実質残り8戸が今回の対策の対象品目を作付けしている畑作農家となっております。なお、この8戸の農家については、現在も認定農業者になるべく認定申請をしていただくような指導を行っているところでもあります。

2点目の収穫量による生産実績の取扱いについてであります。今回の制度においては、過去の生産実績に基づく交付金の基準年度として、平成16年度から本年度までの3か年の収穫量が対象となるものであり、本年度は馬鈴薯やてん菜・大豆など、冷湿害の影響が若干心配される場所でもあります。

しかしながら、国の実施要領の中で、風水害など気象上の原因により生産が低くなる場合の取扱いについて、どのように取り扱うのか、現在、検討されていることから、私どもとしましては、国の動向を見守っているところでもありますけれども、本年度の生産実績から除外するという点については、難しいものというふうに思っております。

3点目の政府に制度改善を求めるべき点についてであります。今回の農政改革における新たな制度、いわゆる品目横断的経営安定対策につきましては、この秋に植付けをする小麦からいよいよ始まるわけですが、私といたしましては、国の新しい制度のもと、町内の農業生産者の方々が安心して継続的に農業を営めるよう、町の基幹産業である農業振興に、さらに意を用いてまいりたいと思っております。なお、この新しい制度がスタートした中で、仮に不合理な点等があるのだとすれば、当然のこととして町村会や北海道あるいは農業関係機関などと足並みを揃えながら、制度の改善に向けた要請活動には積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、増田議員に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） それでは、1点目の問題から再質問をさせていただきます。

1点目の水道料金の滞納問題についてでありますけれども、答弁の中で、生活困窮者の実態把握に努めていると、このような答弁がありましたけれども、答弁の中にはその実態がどうなっているか、その点についてのお答えがございませんでした。

給水停止の予告、3カ月滞納して給水停止を予告された世帯が既に576件あると。それでは、この給水停止になってしまった家庭の経済状況など、その実態がどうなっているのかということをしっかり把握する必要があると思っておりますけれども、その点について、実態把握に努めておると、こういうことではなかったけれども、どのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、お話がありましたのは、給水停止になった55件の家庭の実態がどうなっているのかということにつきましては、先ほどもご答弁させていただきましたように、担当者がそれぞれの家庭を訪問したり、あるいは、相手方の滞納にかかわる理由等を十分把握する中で、その家庭の状況を把握しているということが実態であります。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） ちょっと質問が……。576件の滞納になっていると言うべきでした。滞納になっている家庭のその実態はどうなっているのか。それをお知らせ願いたい。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 滞納についても同じように、水道によります水道料の徴収員が、各戸をまわる。あるいは電話等によつての連絡をとりながら、それぞれの家庭の実態についての意見の徴収、あるいは状況把握等に努めながら、滞納についての解消、水道料納入についての相談ごとを実施しながら、一番早く滞納を解除して納めていただくようなことで、状況把握と、そして、滞納にならないような、徴収実績を上げるようなことで対応をいたしているというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 今のご答弁では、実態がどうなっているかという答弁はなかったわけですが、忠類地域での滞納がなかったということも参酌しますと、やはり滞納されておられる方が、やはり料金の高い関係で、払いたくても払えないという、そういう家庭が多いのではないかと

うに思うわけです。

答弁の中で再三に、払う能力があるのに払えない人がいるのだと、こういう言葉が出てくるわけですが、しかしながら、住民はやはり、そうしたものを払えるのであれば払いたいと思っている方が、この 576 件の中には大半だというふうに思うわけです。そうした中で、それでも給水停止までいかざるを得ないような、そういう家庭があるということが非常に大きな問題だというふうに思います。

やはり地方自治体は、地方自治法の第 2 条 3 項でも述べていますように、地方公共の秩序を維持して、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を保持することが第一の任務として書かれているわけです。

そうしたことを考えますと、やはり水道料を払わなくて、命の綱であります水道を止められてしまうと。こういうような事態はやはり避けなければならないというふうに思います。

調べてみますと、芽室町でも、半額補助をしているような事例もあります。また、旭川市などでも、その水道料金の助成制度がつけられているようだという、そういうこともお聞きしております。是非とも、この滞納して水道が止められてしまうような事態をなくしていくようにしていくべきではないかと、そのように思います。

忠類村の水道料金よりも相当高い料金、これは企業会計ということで、ある程度やむを得ない面もあると思いますけれども、しかし、その企業会計であるから、やはり払ってもらわなければ困るのだということで押し通すということは、やはり地方自治体の本来の任務である住民の福祉の向上を支えていかなければならないという、その本来の姿を忘れていないかというふうに思うわけです。

やはり、そうした住民の中に水道を止められてしまって生活しているという家庭がいるということを感じてみなければならぬのではないかと。それが本当に住民に対して優しい町政につながっていくというふうに思うわけです。

そこで、再度お聞きしますけれども、水道料金の払えない家庭。今、それこそ話題になっていますように、国民年金だけで生活しておられる方々などは、出費がいろんな形で増えていくということで、非常に大変な状況にあるお年寄りも多いわけです。そういう人たちに対する助成制度をつくるべきだと。これは企業会計だということでやる視点と、また別な視点からそういう人たちの福祉の向上のための施策をやるという、両方から行政は考えていかなければならないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まず、増田議員は 55 件給水停止になった家庭は、払いたくてもなかなか生活が苦しいから払えない、払いたくても払えない。そこを給水停止に町がしているというようなお話なのですけど。我々からすると、55 件給水停止したうちの 9 分 9 厘とっていいぐらい、それぞれの家庭の実態の中で、当然払える能力があるのに払わないので、やむを得ず給水停止の措置をとったということで、ちょっと話が食い違うのかなというふうに私は思います。

そしてまた、おっしゃるように、大変年金生活なんかで、低い所得の中で生活をされている方と。これは確かにいらっしゃるのだらうというふうに思います。そうした中でも、まず先ほどから言われるように、一番生活に大事な水道の部分、まず一番先に払っていくのだ。食べるものに充てていくのだと。着るものに充てていくのだ、電気代に充てるのだ、そして冬になれば燃料費に充てていくのだと。それでもなお生活が苦しい。水道料だけが払えないから苦しいということではなくて、生活全体が苦しい中でどうかという判断でなければ、私はならないのではないかと。

例えば、今、給水停止の中には、自分が遊ぶ金が欲しいからサラ金で借りて、今月はサラ金に払う金が多いから水道料は払えないのだというような方も現実にはいらっしゃるということを担当から聞きますと、私はその 55 件の給水停止のすべてが、全部生活が苦しいから払えないのだということにはならないのでなかろうかというふうには思っております。

もちろん苦しい方もいらっしゃるって、無理して払っていらっしゃる方もいるのかもしれませんが、そういう人たちは本当に頭の下がる思いではありますけれども、ただ、すべてがそうだとこの

とにはならない部分があるのだらうというふうに私は思っております。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 私もすべてがそうだとはいいたくありません。しかし、3カ月水道料を払わなくて、6.9%に当たる576件もの滞納が出てきていると。

これはやはり、すべてのその人たちが、払えるのに払わないのだと。そういうことではないというふうに思うのですよね。

だから、その辺の実態をしっかり調査されて、やはり喜んで払っていけるような、現実的に旧忠類村では滞納なかったわけですから、そのことを考えると、幕別の町民が故意に払わないというようなことが状態としてあるのだとは思いたくないわけです。やはり積極的に払って、使いたいだけけれども滞納せざるを得ないような、そういう状況があるということを参酌していただいて、是非対応してもらいたいと思います。

例えば、税金でさえも、町村民税、国税の税金でさえも、その人が払うべき財産がなかったり、払ったら生活が困窮するような状態にあるときには、滞納処分を執行停止して、しかもその状態が3年間続いたら納税義務でさえも解消されるというようなことになっているわけですから、やはりそういうことも考えますと、やはり町が責任を持って供給する水が、すべての人に安心して使ってもらえるような、そういう行政的な配慮、これはやっぱり福祉にしっかりと軸足を置いた町政をやっていただきたい。

そういうことで、今後、帯広でも水道料金体系を見直すというようなことが、方針として出されたようではありますが、今後、そうした福祉対策も充実させるという観点から、水道料金の助成制度その他、検討していく考えがあるかどうか。再度。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私どもも何も住民をいじめるために給水停止をしているわけでもないわけでありまして、今言われたとおり、本当に所得が少なくて払えないので困っている方については、それでは、1カ月幾らでもいいですから、分納でもいいですから納めていただけるように。そういう気遣いはしているつもりですし、そういう実態も把握した中で徴収業務を進めているつもりです。

ただ、全くこちらから連絡しても、一つも返事も返ってこない。そして、周辺の人から聞くと、あの人は立派な車に乗って、立派な生活していて誰がというようなことがあると、やはり住民の中からは不公平でないかということが現実にありますと、やはりそういう措置もやむを得ないのかなど。別に喜んでやっているわけでも、もう進んでやっているわけでは決してないということをご理解いただければというふうに私は思います。

それと、水道料の見直しでありますけれども、うちの水道料金体系は、ちょっとほかの町村と違って、10トンまで幾らというようなことでなくて、口径幾らに1トン使って幾らですから、ちょっと違うのですけれども、今、昔からみると大分安くなって、試算しますと10トン仕様でいけば、管内的には7番目だし、6トン仕様でいけば管内的には13番目ぐらいということでもあります。

ただ、うちの水道会計はご存じのように赤字が続いておりますと、もう10年ぐらい料金改定がされていないのが状況であります。

そして、ご存じのように平成20年からは、水道企業団の水が町内全量受水することになります。

実はそれらに向けての料金改正も含めた中での検討は、今後、進めていかなければならない。そうした中で、低所得者の方に対する助成、あるいは料金設定がどういうふうに行っていくことができるのか。それらはこれから当然検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） そういう悪質な払わない人に配慮しろとか、そういうことではなくて、こういう話をされると、そのことが強調されますので、そうでなくて、やはり十分にそうした人のことも配慮してくれと。こういうことで、今、今後の水道の料金の問題もお話になりましたけれども、池田町なんかも相当高い料金のようにあります。そうなればなるほど、低所得者といえますか弱い立場の人

に対する配慮をどうするかということが、大きなやっばり課題になってくるわけで、そのことを忘れずに、きちっと対応していただきたいというふうに思います。

今後もこの低所得者、高齢者、いろいろな方々に対するその助成は求めていきたいというふうに思います。これで1問目は終わりたいと思います。

2問目であります。

乳幼児の医療費の助成についてであります。

これは3月の議会でも申し上げまして、しつこいと思いましたが、今回も挙げさせてもらいました。なぜ今回挙げたかといいますと、この10月1日から実際忠類で行われていたものが、幕別町に合わされるという状況があります。

そこでお聞きしたいわけですが、今、全国では2004年4月現在の厚生労働省の統計でも、就学前まで助成している自治体が、通院では全自治体の44.4%、1,387自治体、それから、入院を就学前まで助成している自治体が72.2%、2,255の自治体に上っております。

これは2年前の数字ですので、今日ではさらに大きくなっているのではないかと。この時点では、その5年前の数字よりも、助成の自治体は11倍に増えていると、こういう状況でありまして、今、少子化社会を迎えて、自治体が何とか子育てを支援しようという気運が非常に高まっているところであります。そのことを考えますと、やはり我が町でもそういう方向で努力していかなければならないのではないかと。3月の議会では、千数百万あれば全体に広げられると、こういうお話もありました。そのことを考えますと、そういう助成を拡大していく方向をとってほしいと。まず、それをお願いしますが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も子育て支援が今の私どもの行政に与えられて課題の中では大変大きなものがあるということは十分認識をしております。

そういう意味で、今年も不妊治療費ですとか、妊婦の検診料ですとか、あるいは乳幼児のごみの無料化ですとか、幾つかの施策を打ちました。さらに来年からは、子育て支援センター、そして新たに一次保育を実施する。そういった意味での町としてやれる子育て支援対策は、これからも継続していきたいというふうに思います。

確かに乳幼児の医療費の助成というのは、確かにお父さん、お母さん方からの要望も強い。あるいは子育て支援に対するインパクトも強いものがあるということですので、私も全く考えないということではありません。

先ほど言った、考えていないというのは、今現在で、この10月から、あるいは来年4月からすぐやれということについては、私は今の段階では難しい。考えられないのではないかと。

ただ、前回3月のときにもお話し申し上げたのは、平成20年の4月から国の法改正で、就学時まで、今までの3割から2割に負担が変わります。そうすると、今、3割のうち道と町が1割ずつ持っていますから、2割になってそのままいくと、実質その部分は無料になります。したがって、これが本当に道がそのまま、今の1割を負担するのか。あるいは道財政も厳しいから、この際親が1割負担で道は手を引く。あるいは、5%だけ道が負担する。そうなったときに、町が道の部分も被って2割をみるのか、1.5割をみるのか。あるいは、さらに国がどんな今後の医療費の改正があるのかと。そういったものを見極めた中で、私は乳幼児医療の拡大あるいは支援を、助成を考えていきたいと。

それで、今現在は考えていないけども、将来に向けてはそういう推移を見ながら対応をしていきたいと。そういう考えであります。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） その辺がもう少し積極的な姿勢を示してほしいというふうに思います。やはりそういう方向が国の方でも強めてきていると。そういうことであれば、せっかく今まで続けてきたものを、10月から後退させるのではなくて、それを続けながら全体に広げていくという、そういう姿勢を是非とっていただきたいなというふうに思います。

住民の方と話しておりますと、隣の更別村は、小学校卒業まで無料です。そしたらそちらに引っ越していこうかという人もいます。現実的にそういう話もあります。やはりそのぐらい子育て支援についての重要性というのは大きな位置を占めているのだというふうに思うのですよね。

だから、残念ながら10月1日から、忠類村に住んでおられる方も、それが後退してしまうわけですが、是非、これは全国的な各自治体の努力に沿う形で、我が町もそういう方向をとっていただきたい。3月のときも申し上げましたけれども、やはり合併したのであれば、それぞれの町村のいいところを残す努力をしっかりとやるのが、今度の合併がみんなに歓迎される大きな要素になるのではないかと。そのように考えるところであります。

ちょっと時間も押してまいりましたので、2番の問題は、これで終わりたいというふうに思います。3番目の問題であります。

品目横断的経営安定対策、これは政府自身も述べておりますように、戦後農政を根本から見直すと。こういうふれ込みで打ち出したわけでありまして。

しかし、この打ち出したその品目横断的経営安定対策が、本当に政府が言うように、食料の自給率を上げたり、農家が安心して経営をしていかれるようなものになるのかどうか。これはスタート前から非常に大きな反論といいますか、疑問の声が挙がっております。

国会が旭川で行ったいろんな意見聴取によりまして、そのとき意見を述べた4人の方すべてが、この品目横断的安定対策をやったら、間違いなく自給率が下がりますと、このように述べているのですよね。これは、こういう安定対策に賛成だという立場の人もそう言っている。なぜそうなるかといいますと、やはり、今までジャガイモだとか、大豆だとか、てん菜、米などに、個々の農産物にとってまいりました価格保障の政策をすべてやめてしまうと。そして、この安定対策に移行するわけですが、しかしながら、この日本の農業と食料を支えてきた内地などの小さな農家、本町でも8名の方が認定農家にまだなっていないということでありましてけれども、この認定農家にならなかつたら、恐らくその経営は立ち行かなくなることははっきりしております。そういう人たちには一切の助成をやめてしまうわけですから、これは立ち行かなくなります。

私も長野県の出身ですけれども、4ヘクタールの農地を持って営農しているなんていう人はほとんど見当たらないわけですよね。そういうところの人たちが助成の対象から外れていってしまうということは、非常にこの日本の農業の将来、食料の自給率の低下、これは非常に心配されるわけなのです。

そこで、今度のこの農政の大転換が審議された中で、質問の中でも言いましたけれども、中川農林水産大臣自身が、もうスタートする前から未知の部分があってあれなので、見直すのだと。見直すこともしていくのだということ、断らざるを得ないような状況になってしまっているわけです。

1番目の認定農業者とならなかつた農家の将来はどうなるのか。野菜や酪農をやっている人等を除いて、8戸の対象の産物をつくっておられる認定農家、それがどうなるのか。離農に追い込まれるようなことがないのかどうか。その辺の認識はどう思っておられるか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 8戸の農家の方、おおむねやはり面積的な要件がなかなか満たされない部分があるのだろうと。そういったことで、今、こういった方については、町あるいは農協も含めながら、個別にいろいろご相談をさせていただいて、まずは認定農家になれるかどうかの、その策を、模索をしているというのが一つです。

あとは、今、おっしゃいましたように、面積が少ないので、新たに野菜等に転作というのでしょうか、品種を変えていくようなことが生き残りの中ではどうなのかと。それはケース・バイ・ケースですから、すべての人全部が同じところということにはもちろんなりませんけれども、そういった中で、今後の状況に応じながら、行政の立場、あるいは農協さんとも協力しながら対応をしているというのが現状でありますけれども、なかなか厳しいものはきっとあるのだというふうに私も思っております。

ただ、辞めていくようなことにならないように、最大の努力はしていきたいというふうに思っています。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 今、お話のように面積的な要件を満たさない。そのことが主な要因のようであり、ますけれども、都府県では、90%以上が4ヘクタールの要件を満たさないで、4ヘクタールの要件を満たすのは4%しかいないと、こういう状況もあります。

北海道でも、47%の農業者、水田などはそんなに大きな面積をつくっていない方が、十勝の場合は、これに面積要件もクリアする人が多いわけですが、しかしながら、全道的にみれば、47%が対象外になると。こういう状況でありまして、20ヘクタールの集落営農で助けるとか、こういう道も開かれていますけれども、しかしながら、なかなかその要件が難しくてできないと。

そういうことを考えますと、やはり今度始まります安定対策、この要件の緩和でありますとか、いろいろな点をしっかりと政府に要求していくことがどうしても必要だというふうに思うのですよね。やはりそうした中で、幾つか、新制度に要望していただきたいと思いますことがあります。

その一つは、2番目のあれにもありますけれども、平成18年度の実績を加味しないでやってほしいと、こういうことであります。小麦などの今年の生産をみますと、やっぱり7割だとか8割だとかの収量の関係で、大部分が農業共済の対象になるのではないかとというようなお話もお聞きいたしました。

町長さんの行政報告の中の農業の状況を見ましても、やはり遅れが指摘されていると。

特に、忠類地域などは、気象条件も悪いために非常に収量が心配されている圃場もあると。そうした中では、やはり少なくとも、農業共済の支払を受けるような被害のあった、そういう農家については、18年度の実績の中に入れないようにしていくべきではないかと。こういう要望も是非していただきたいと思います。

なぜそれを、なかなか町長さんの答弁の中では、そういういろんなことを要望していくのは非常に難しいのではないかと。本年産の生産実績を除外するということについては難しいものと考えておりますと、こういうお話でありましたけれども、しかしながら、中川農林水産大臣が十勝に来て、勝毎に語ったところによりますと、新制度への移行に、今年が基準に入ってしまったては困る農家が出ると。そこは今年が不作であれば外すということにしたと。こういうように述べているのです。

ところが、こちらから農林水産省の官僚に、このことをそういうふうにしたのですかと確かめてみますと、いや、そんなことはしていないと。こういう答えのようであります。

農林水産大臣も十勝の状況を見て、被害のあるところは外すようにすると、こう言っているわけですから、やはりそこで官僚を動かさなければならない。官僚を動かすそのためには、町長さん自身がほかの町村さんとも力を合わせて、そうしたものを組み込むべきではないと。こういうやはり要請をしていくべき。それが一つであります。

もう一つの問題は、この経営安定対策自身がWTOの農業交渉が成立することを前提に取り組みされたわけです。このWTOの農業交渉が成立していくということになると、関税障壁だとか、そういうものが下げられたりとか、いろいろで、農畜産物の自由化がもっとひどい形で進んでいくと。そのことに対する対策だということにとられてきたわけです。

しかし、今回、WTOの農業交渉が決裂して、今、輸出国であるアメリカなどへの反発も強まって、この農業交渉が成立する見込みは当たらないと。3年も4年もないのでないかというようなことも言われているのです。

そういう状況の中では、急いでこれを実施していくのではなくて、いろいろな問題があると。認定農家だけに支援をしていくというようなことになれば、農業生産もぐっと落ちてしまったり、食料の自給率も下がっていくというような心配もされているわけですから、この来年からやろうとしている安定対策の凍結でありますとか、延期、凍結と延期は同じことになるかもしれませんが、凍結でありますとか中止を求めていくことも、同時にやっていただきたいと、そのように思うわけです。

やはり地方の自治体が農業を守る、農民の営農を続けられていくようにすると。そういう立場から、政府に積極的に提言をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 経営安定対策にかかわって、国に要望すべきというお話でありました。

確かに、先ほども申し上げましたように、これからスタートする中で、不合理な面がある、あるいは農業経営をする上で、農業者の皆さんが困るようなことがあっては、これはいけないわけでありますから、そういったことについて、町村会あるいは関係機関や団体とともに行動を共にするということは、私どもも当然やっていかなければならないことだというふうに思っています。

ただ、今年の具体的にお話ありましたように、18年度実績を算定に入れなくてほしいという要望、特に今回、十勝では浦幌ですとか、大樹の方が非常に作況が良くないというようなことがありまして、そういった部分を含めて、大臣がそういうお話をされたというようなことは、私も聞いておりますけれども。ただ、大臣が言って聞かないのは、私が言ったら聞いてくれるかどうかはちょっとわからないのですけれども、やはり町村会、あるいは農業団体、そうしたところと一緒に、歩調をとりながら進めていくということが、やっぱり私は大事なことだろうというふうに思っております。そういった中で、私どももその一員としての努力はしてまいりたいというふうに思っております。

それから、2番目のこの制度を凍結すれ、あるいは中止というようなことでありますけれども、これもなかなか私どもが言うていくということは、どこまでやれるのかということには、ちょっと私も疑問を感じますけれども、まずはこういう制度ができる、あるいはスタートしている。一番先に影響を受けるのは、まずは農業者の皆さんであるわけでありまして、当然、農業者の皆さんには、いろんな団体があって行動をされるわけでありまして、そういったところの動きを見極めながら、あるいは歩調をとりながら進めていくということが、私は大切なことではないかなというふうに思っておりますので、それらも、今のご提言いただいたことは十分承知しながらも、そういった団体なり機関との調整をとりながら、行動をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 今のご答弁の中で、大臣が言ったことが通用しないことが、私が言うてどうのこのということをおっしゃいましたけれども、その姿勢がおかしいと思うのですよね。

昨日の答弁の中でこういうことがあったではないですか。

郵政の民営化で。郵政公社が来て、集配をなくすと。このことに抗議しなかった。抗議したところはそうなったけれども、それを非常に不快に思っていると、こういうことをおっしゃいましたよね。

だから、やはりそういう姿勢でなくて、集配業務がなくなって、糠内の人たちは心配している方もおられるわけですよね。だから、自治体の長としてそういう意見を代弁して、しっかりといろいろなところに、それが即通っていくかどうかというのは、力関係でわかりませんが、しかし、それをしっかりといろいろな場面で主張していくことが必要なのだと思うのですよ。

だから、今回のこの農業交渉にしても、大臣が言っているのだから聞けということ、末端の自治体の長がみんな言っていいたら、それは変わっていく可能性もあるわけですよ。

例えば、過去の実績がないと。農地に過去の実績がないと対象にしないということも、最初言っていたのです。これはいろんなところから意見が出たのです。そこで、過去の実績払いの品目経営安定対策とは別に、予算措置でそういうことに対応できるようなことを考えたいと思っていると。担い手の規模拡大を促進したり、新規参入を支援するという観点から、別の事業として予算措置で助成支援していきたいと。こういうことまでなっただのです。

最初の計画では、隣の牧草地を増やして、これを自分の農地として大豆をつくったりなんなりしても、その部分は助成対象にならないようになっていたのですよね。ところが、これでは担い手の規模拡大にもつながらないし、これはその農地を荒らしていただくと。これは当然の主張で、これを国会でもやりました。いろんな農民団体からもありました。そういうことが功を奏して、この品目横断対策とは別に予算措置を講じましょうと。そういうことまでなってきたのですよ。

だから、それはあきらめるのではなくて、これは今年、例えば、廃耕にしてしまっ、ゼロの収穫だった。これが算入されたら大変なことになります。

そういうことを考えますと、これは農民の立場に立てば、これは聞くか聞かないか、最初からそん

なあきらめているというようなことではなくて、しっかりとそういうことを、町村会その他の力も借りてやっていかなければ、この通りになっていってしまいますよ。農家の人がますます苦しむような状況になっていってしまふ。

そういうことを考えますと、今のような農林水産大臣が言ったのなら責任をとれということも、農林水産大臣に言っていかなければならないと思うのです。そのぐらいのしっかりとした気転を持ってもらわないと、過去の農業を根本から変えるようなことになってしまいます。本当に小さい農家はやっていかれません、これでは。

そういうことを考えますと、もう一度答弁を求めます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私は、今言ったことをやらない、行動をとらないということでは言っただけではなくて、当然、今のおっしゃったようなことを、町村会を通じながら、あるいは農協関係機関・団体との連携をとりながら、行動をしていくということを申し上げたつもりでありまして、決して大臣が言ったから、それ以上私どもが言わないとかということでは決してありませんので、ご理解を頂きたいと思ひます。

○議長（本保証喜） 増田議員。

○19番（増田武夫） 今回、何点か質問をさせていただきましたけれども、やはりいろんな問題を通じて、この幕別町の行政をしっかりと責任を持ってやる立場から、積極的な対応を求めていきたいと、そのように思ひます。

以上で終わります。

○議長（本保証喜） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:52 休憩

13:00 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○20番（野原恵子） 通告に従ひまして、3点について質問いたします。

まず、1番目に、季節労働者対策についてです。

北海道の建設業を中心に、農業、林業、コンクリートの製造業など多くの労働者は、積雪・寒冷という自然条件により仕事が激減し、毎年失業を余儀なくされています。

国は、1977年に、季節労働者冬期援護制度をつくり、30年近くにわたって季節労働者の冬季間の雇用と生活を支える重要な役割を果たしてきました。

政府・厚生労働省は、この制度を来年3月で廃止し、そのかわりに、通年雇用奨励金の拡充や、他の産業への労働移動で通年雇用化を進めるといった対策を示していますが、北海道においては、長期にわたる不況と景気回復の遅れなどで、雇用状況は依然として深刻であり、多くの季節労働者はこのような対策では救われません。

中小業者などが活用できて、通年雇用が難しい労働者のための対策が必要です。さらに、雇用保険の特例一時金の廃止や見直しが検討されていますが、講習制度ばかりか、特例一時金まで廃止されたら、冬季間の収入を絶たれ、季節労働者や家族は、積雪・寒冷の北海道では生活を保障していくことができなくなります。また、冬期雇用安定奨励金を活用している中小事業主にとっても深刻であり、地域経済や家庭の崩壊につながっていきます。

従ひまして、次の点について伺ひます。

一つ、暫定2制度（冬期雇用安定奨励金・冬期技能講習助成給付金）と特例一時金の継続を国に求



めていくこと。

2、季節労働者の雇用対策に対して、国・道の財政支援を求めていくこと。

3、町独自の施策を行うこと。

2番目に、公営住宅の増設・営繕についてです。

住民の暮らしは、不安定雇用、賃金の抑制、税の負担増などで大変厳しい状況になってきています。特に高齢者は、年金の受給額の引下げに加え、税の負担増が重なり、収入源となっています。公営住宅の基準住宅の世帯の入居状況では、50歳以上の入居者は52.9%となり、これから高齢化が進む中で入居希望者の増加が予想されます。また、若年世帯の中では、短期雇用や賃金の抑制などで、持家建設は厳しくなる可能性もあります。忠類地域では、民間の賃貸住宅がなく、忠類に職場があっても住宅がなく、居住できない状況です。また、公営住宅が古くなり、営繕の要望も出されております。

したがって、次の点について伺います。

一つ、募集と入居の状況について。

二つ目、住宅マスタープランに公住増設の計画を。

3番、営繕の実施状況について伺います。

次に、行政の窓口業務の対応についてです。

住民の雇用状況や共働きが増加している現在、お昼の休憩時間に窓口業務のサービスを利用する時、職員の休憩時間と重なり対応が不十分と、改善の要望が出されています。利用頻度の高い窓口業務の休憩時間の見直しが必要と考えます。また、業者から提出された書類の遅れから、業者の事務処理や営業に支障を来している状況も指摘されております。

したがって、次の点について伺います。

1、住民の必要性の高い窓口業務の休憩時間の見直しを。

二つ目は、手続書類の処理は迅速に、です。

以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

初めに、季節労働者対策についてであります。

1点目の「暫定2制度」と2点目の「国・道の財政支援を求めていくこと」についてであります。これまで冬期雇用安定奨励金・冬期技能講習助成給付金につきましては、数多くの改正や延長がなされてきたところであります。この制度は、季節労働者の冬期間の雇用と生活を支えるものであり、地域経済にも影響がありますことから、その見直しの都度、十勝町村会等を通じ、あるいは十勝活性化推進期成会などを通じながら、この冬期雇用援護制度の存続や延長を強く求めてきたところであります。

しかしながら、お話ありましたように、国においては、冬期間の失業は、毎年同じ時期に発生する「循環失業」として、暫定2制度については平成18年度末をもって廃止し、通年雇用奨励金の拡大を図るとして、これら制度について閣議決定がなされたところであります。

これにより、道や経済団体、労働団体で構成しております「北海道季節労働者雇用対策協議会」では、オール北海道として、国に新たな通年雇用化を促進する施策を充実・強化するよう要望いたしているところであります。また、季節労働者が失業時に雇用保険から支給を受ける特例一時金については、厚生労働省で廃止を含む検討がなされております。この特例一時金は、平均約25万円が支給されており、季節労働者の冬場の生活を支えるものでもあります。この制度が廃止されると、道内では13万5,000人、十勝管内でも1万2,000人の季節労働者や地域経済に大きな影響が生じますことから、本町といたしましても十勝町村会を通じ、現行維持を強く求めているところでありますし、季節労働者の雇用対策につきましても、雇用の安定と通年雇用化を促進するため、国、道に対し、財政の支援を含めて要望いたしているところであります。

3点目の、「町独自の施策を行うこと」についてであります。町といたしましても、季節労働者

対策として、街路の清掃事業、歩道等の除雪事業を行っておりますが、新たに冬場における雇用の確保については、町単独ではなかなか難しいものがありますことから、引き続き雇用確保について努力はさせていただきたいというふうには考えております。

次に、公営住宅の増設・営繕についてであります。

1点目の「公営住宅の募集と入居の現状」についてであります。幕別地区では、平成15年度は30戸の募集戸数に対して延べ248戸、応募倍率8.3倍。平成16年度は27戸の募集戸数に対し、延べ169戸、応募倍率6.3倍。平成17年度は45戸の募集戸数に対して延べ272戸、応募倍率6.0倍と応募倍率は減少してきている状況であります。

また、忠類地区につきましては、平成15年度は15戸の募集戸数に対し、延べ51戸、応募倍率3.4倍。平成16年度は27戸の募集戸数に対して延べ63戸、応募倍率は2.3倍。平成17年度は11戸の募集戸数に対して延べ23戸で、応募倍率は2.1倍と、忠類地区についても応募倍率は減少してきている状況であります。

応募状況につきましては、募集する地区や建設年度によって応募倍率にも違いがあり、平成17年度においては、建設年の経過している住宅では応募件数がなかった住宅が3件あるという実態となっております。

2点目の「住宅マスタープランに公住増設の計画を」についてであります。現在、町が管理する戸数1,182戸に対し、幕別地区の再生マスタープランでは供給目標戸数950戸、忠類地区については190戸、合わせて1,140戸となっております。平成17年度の実績状況を見ますと、応募戸数延べ295戸ありますが、実戸数では199戸で、そのうち3割近くの方が町外からの申込みであり、実質町内で入居を希望されている方は140戸程度と考えております。現在、公営住宅の入居者のうち75戸程度が収入超過者となっており、最長5年後には近傍同種の家賃になりますことから、自主退去される方が出てまいります。

さらには大規模団地の改修計画により、政策空き家として公募していない状況もあり、それらの建て替え、あるいは改修が進んでいきますと、将来的に公営住宅が大きく不足してくる状況にはないものと考えております。なお、公営住宅の適正な戸数につきましては、現在、合併によりまして再生マスタープランに代わる「公営住宅ストック総合活用計画」を平成19年度中に策定する予定であります。

この計画では経済性及び環境保護の観点から、既存の公営住宅の改善計画も持った計画となりますことから、その中で、建て替えが必要なもの、改善を行うもの、あるいは用途を廃止するものなどを明らかにしながら、公営住宅が、真に住宅に困窮する低額所得者に対して、公平・的確に供給できるよう、適正な管理戸数を明らかにしてまいりたいと考えております。

3点目の「営繕の実施状況」であります。昨年の営繕の実施状況につきましては、計画的な営繕と随時出てまいります営繕を、町営住宅で302件、道営住宅で175件実施してきたところであります。

特に、退去時において原状回復に要する営繕につきましては、国土交通省が示す「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を基本として、町が負担するものと、入居者が負担するものとに分けて入居者に請求をさせていただいております。なお、これらは公営住宅の入居時におきまして、公営住宅の使い方、あるいは営繕については入居者が負担するものを十分説明をさせていただき、入居者とのトラブルがないよう努めているところであります。

入居者が負担するものの考え方といたしましては、入居者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損を復旧する費用が入居者負担となっております。例えば、タバコによる畳の焼け焦げ、引っ越し作業で生じた引っかきキズ、借主が結露を放置したために生じたカビなどは入居者の負担となっております。なお、経年変化、及び通常損耗につきましては町の負担となっております。

退去時において原状回復に要する営繕につきましては、入居されておりました方に十分説明をし、了承を頂きながら進めさせていただいているところであります。今後も、計画的な営繕を実施して参りますとともに、随時出てまいります営繕を速やかに実施し、入居者の方が安心して住んでいただ

るよう、努力してまいりたいと考えているところであります。

次に、「行政の窓口業務の対応」についてであります。職員一同、業務執行に当たりましては、日ごろから町民の皆さんとの信頼関係を大切に、わかりやすい対応を心がけているところであります。

ご質問の1点目の「住民の必要性の高い窓口業務の休憩時間の見直し」についてであります。現在、休憩時間、いわゆるお昼休みの町民対応といたしましては、庁舎内はもとより忠類総合支所・札内支所を含め、各部署を中心に当番制を取るなど、特別な状況を除き職員が不在とならないよう対応を行い、お昼休みに町民の皆さんが役場に来られても、十分に対応できるよう心がけている状況であります。また、職員につきましては、お昼休みの前後に休憩時間を割り当てるなど、職員の健康管理にも留意いたしているところでもあります。

ご質問の2点目「手続書類の処理を迅速に」についてであります。町民の皆さんや事業所などから提出された申請書類等につきましては、迅速な対応が原則であり、特別な状況以外において、その処理が滞ることはあってはならないこととあります。日ごろから職員にはそのように指導をいたしているところでありますので、ご理解を頂きたいと思っております。

以上で、野原議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 1点目の季節労働者対策についてですが、既に暫定2制度は廃止されるというふうに聞いてはおりますけれども、これは本当に地域に住んでいる労働者にしても、経済団体、そういうところにつきましても、本当に大きな影響を与える問題だというふうに思っております。

国は通年雇用の促進、そういう制度をつくっていくとっておりますけれども、財政規模は今のところ4億円程度というふうに国は言っておりますけれども、この18年度の通年雇用と暫定2制度の実績は、18年度では90億円というふうになっております。それからみましても、この対策4億円というのは本当に少ない額ですので、これからの季節労働者対策ですとか、それから、地域経済にとっては、この額では本当に経済が疲弊するという状況になるのではないかと思います。確かに閣議決定はされているといたしましても、継続してほしい。そういう声を続けていくということは必要ではないかというふうに考えます。

この通年雇用制度を適用していきたいという建設業者の中には、このような声も出されております。

この長引く不況で支援制度を拡充しても、財政的な余力がないと。仕事のない時期に、季節労働者の方々にパソコンを使った一般業務、事務処理などを冬季間に行うのは非常に現実的ではなくて、とてもそれは無理があるのではないかと。そして、年金などの手当などを、結局事業者負担になるのであれば通年雇用のメリットはないというふうに、このようにおっしゃっております。

ですから、この支援策を、この4億円という規模では本当に効果を疑問視するということが、もう既に明らかになっているわけですから、支援策を行うのであれば予算をしっかりとつける。そうでなければ、この制度、継続を求めていくという姿勢が大事ではないかというふうに思います。

それと、特例一時金の廃止、当面は、来年度は4割程度、6割かな、とっておりますけれども、幕別町の季節労働者は、ハローワークの資料によりますと、幕別地域では特定一時金を受けている方は、平成17年度では807人で、忠類地域では98人となっております。

これを金額にしますと約2億5,000万、これがこの幕別地域の経済に大きな役割を果たしていると思っております。そして、冬期講習は、幕別は約130人で忠類が50人、平成17年度です。これも約1,300万円の受給ということで、経済効果は非常に大きい制度だったと考えております。

ですから、この冬期講習が廃止されますと、季節労働者の失業中の生活保障が、特定一時金と講習とすべて失われてしまうことになりまして、中小業者にとっても死活問題ではないかと思っております。

これは、1974年に雇用保険法の成立で、失業給付が90日から50日の一時金とされたときよりも、労働者や家族や地域経済に本当に申告な影響を与えるということでも、この制度は本当に続けていかなければならない制度ではないかと思っております。

町内の季節労働者の方に何人かお聞きしたところ、今、年収約180万円で働いていると。それで、冬期講習と一時金で生活を支えているわけで、この制度がなくなったら、道外に出稼ぎに行かなければならないと考えているけれども、高齢の母親を一人幕別に残して出稼ぎに行くこともできないので、これからどういう生活設計を立てていったらいいのだろうか。そういう声も聞こえております。また、ご夫婦で季節労働者として生活を支えている40代のご夫婦は、この制度がなくなったらもう幕別町に住んでいられないのではないかと。それで、仕事のある本州に移住しなければならないかもしれない。こういうふうにして季節労働者たちの生活が本当に不安になっております。

また、商店街の方たちは、今でも季節労働者の生活はかつかつな状況、買物や何かしていても本当によくわかりますということなのですよね。それで、これが全廃になったりしますと、もう消費は期待できない。商店街も寂れていくのではないかと、こういう不安の声も出されているわけなのです。

ですから、閣議決定されたといいますが、やはり継続を望む、その声をやっぱり大きくしていかなければならないのではないかと、こういうふうに思っております。

それと、町独自の施策なのですけれども、これは季節的に清掃ですとか、除雪だとか、そういうものをされていますが、やはり、町独自だけでは限界があるかなと思うのですよね。それで、経済団体である商工会ですとか農協ですとか、そういうところとも連携もとりまして、雇用対策を考えていく必要があるのではないかと思います。それと同時に、道に対しても、その地域での雇用に対する助成というのを求めていくということが必要ではないかと思ひまして、町長のお考えを伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目のお話ありました暫定2制度、あるいは特例一時金の継続を求めることについては、前段申し上げましたとおり、私ども地域にとっても町にとっても非常に大きな影響を及ぼすものであるということでもあります。

ただ、暫定2制度については、今は知事をトップにしたオール北海道での協議会が設置されて、そこでの運動を続けている。それに当然私どもの自治体も加入するということになっていますので、その団体の構成員の一員としての仕事といいますか、役割を担っていきたいというふうに思ひますし、特例一時金については、これは議会での意見書等もあるのでしょうか、私どもとしても、町村会としても、当然、継続をしていただくような運動をさらに進めていきたいというふうに思ひます。

3点目の町の単独施策。野原議員さんも難しいと言われたように、なかなか町単独では、今やっている除雪ですとか、道路清掃ぐらいのもの。かつては建物の解体なんかも実施させていただいたこともあったのですが、今はなかなかそういうものもないというようなことで、お話がありました商工会、農協といった民間の方々の団体なり機関の協力がどの程度得られるかわかりませんが、機会を通じていろいろご相談をさせていただきたいというふうに思ひます。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 今、町長から答弁いただきましたけれども、高橋知事を先頭に進めて、この制度の継続について、それから通年雇用について運動を進めているというご答弁だったので、やはり地方から声を大きく挙げていくということが、それをまた促進するということにもなると思ひますので、十勝の町村会とも力を合わせて、声を大きくしていくということが、今、必要ではないかと思ひますので、その点をこれからも大きくしていただきたいというふうに思ひます。

それと、町独自の施策なのですけれども、これは本当に町だけでは難しいと、その通りでありまして、例えば、町有林の枝払いですとか、そういうものが今現状どうなっているのか。町でできる仕事、冬場できる仕事、もっと検討していく必要があるのかなというふうにも考えておりますので、その辺も参考にしていただければと思ひます。

そういうことで、これからの雇用対策について、もうちょっと考えていただければと思ひますが、その点はいかがでしょう。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 後段お話ありました町有林の枝払いというようなお話がありましたが、今まで町有林の関係はほとんど森林組合にお願いしてやってきた経緯もあるのだらうと思いますから、その辺がそうした一般の冬季の仕事として可能なかどうか。これはちょっと協議をさせていただければというふうに思います。

それと、歩道の除雪ですとか、いろんな道路清掃なんかも、実は町単独の雇用施策として進めてきているのですけども、もう一方では、また、高齢者就労センターとの絡みもあって、就労センターにもお願いする部分も、清掃部分なんか年間を通じて結構あるというようなこともありまして、ですから、もっともっと枠を広げていくことができれば、仕事の量を確保するという意味ではいいのかもかもしれませんけれども、新たな、今言った枝払いですとか、ほかにも新たな仕事も求めていくことがどの程度可能なのかについては、先ほど言いましたような民間も含めた中で、検討をさせていただければというふうに思っておりますので、できる限りそうした仕事の確保というのですか、町が進める施策の中でやれることがあれば進めていきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 次に、公営住宅の増設と営繕についてなのですが、今、ご答弁の中では、公営住宅は将来的には住民が困る状況にはならないのではないかとのご答弁だったのですが、実際に幕別の町民が公営住宅に入りたいと希望しても、入居できないというのが現状であるというのは確かだと思います。また、そこに、札内の方にシルバーハウジングがつくられましたけれども、あれも結局建て替えのために入居するというので公募はされなかったという現状もあります。それから見ても、要望は非常に強いというふうに思います。

それと、今の公営住宅に入っている方々をみましても、約53%が高齢者の方々なのですよね。50代以上の方々が入居しているわけです。それで、今、格差社会と言われまして、高齢者とその若年層に貧困が増えてきているということを考えましても、これからの経済状況を考えますと、そういう世代で公営住宅に入居したいという希望が増えてくる可能性があるのではないかとこのように考えますので、その点についてお伺いしたいと思います。

それと、これから古い住宅は建て替えに入っていくということになると思うのですが、そのときには地域の現状に見合った建て替え、住み替えをしていく必要があるのではないかとこのように思うのですが、旭町の公営住宅が建て替えに入りまして、元町の方に高齢者用の住宅できましたよね。それと一般の人が入るのも本町の方に移ったのですが、そういうのも非常に買物とか、それからお医者さんに行くだとか、駅に近いとかで好評なのですよね。だから、そういうことも検討されていくことが必要ではないかというふうに思います。

それと、公営住宅の営繕の問題なのですが、これは忠類の方から非常に要望が多いのですが、今、忠類地域には190戸の公営住宅がありまして、そのうちの68戸が昭和48年の建設。ですから、公営住宅の35%が築後33年経った住宅というふうになるのではないかと思います。

そこでは、床が落ちているだとか、雨漏りがするだとか、ベランダの戸の閉まりが悪いだとか、そういう要望が出されておりますので、速やかに修理するというふうにお答えになっておりますけれども、その辺は、やはりこういう要望が出ているということは速やかではないのかなというふうに思います。

それで、忠類の17年度の住宅整備事業費の決算額は、532万1,000円となっておりますけれども、平成18年度の予算では、300万、約56%です。そうなりますと、必要性が増しているのに、予算から見ると予算額が少ないというふうになっておりますので、そこは矛盾するのではないかと思います。その点についてお伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私の方で、最初のご質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、倍率によって入居ができない方もいらっしゃるのですが、今は公営住宅の申込みも、公営住宅本来の低所得者で住宅がなく、公営住宅を申し込む、それ以上に、少し

でも新しいところ、いいところへという申込者が非常に多いわけで、先ほどの答弁でも、昨年募集した3件は、ちょっと住宅が古いと申込みが1件もないという現実もあるわけで、そういったことも踏まえたと、必ずしも住宅が足りなくて入居できないというだけではない部分もあると。

民間なんかの話をするとちょっと違うかもしれませんが、民間なんかは今逆に、新しいのを建てても入らないぐらい空いているというような状況もあります。

さらに、先ほど言いましたように、公営住宅に入っても、もう所得が、頭までいってしまって、もう出なければならないと。近傍の家賃と同じになる方も多くなってきている。そういうことを考えていくと、そう今公営住宅を新たに建てていかなければならないような状況ではないのか。

それと、いつかとも言いましたけども、今、公営住宅は帯広市からでもどこからでも申込みできる。

一人で何箇所も申し込んでいるというような状況があるものですから、結果的には倍率は高くなっていくということもあるのですけれども、公営住宅本来の住宅困窮者の低所得者が、本当に公営住宅に入らなければならないという方が、全く入れないという状況までいっていないのかなというふうに、私は思っておりますし、旭町の建て替えも、来年もう一つやれば大体終わるというような状況であります。

さらに、先ほど言いましたように、忠類のお話もありましたけども、それらも来年度の計画の中でどうしていくか。忠類も古いものについては、用途変更、用途廃止、公営住宅から町営住宅に変更するなどのことも、方策としてはあるのかなというふうに思っておりますけども、全体的な住宅施策の中で、それらの対応を考えていきたいというふうに思います。

営繕の関係は、担当者からお答えいたします。

○議長（本保証喜） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 営繕の予算の関係でございますけれども、平成17年度においては、忠類地区、幕別地区、修繕に対して約2,000万ほどの予算がありましたけれども、野原議員が言われる今年度の予算については、事業費の中で修繕費の1,600万と。忠類部分の要求額については300万ということでございます。

確かに、予算的に落ちておりますけども、これは全体的に修繕等、管理等、全体予算が落ちている中での予算でございます。ただ、どうしてもそういう住み替え、建て替えの中でやっている。あるいは、入退去の中で修繕が必要な部分については、これは予算を確保しながらも修繕をやっていかなければならないものというふうに考えております。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 民間も今空いている状況があるというお答えでしたけれども、民間の住宅とやっぱり公営住宅というものは、やはり本質的に違うものがあるのではないかと。福祉政策に入ると思うのですよね、公営住宅の場合は。

それで、今、件数を申し込んだけれども、古いところは入らないという状況があったということですが、その公募のときに申込みがなかったということで、需要はあると思うのです。毎月公募しているわけではありませんから。ですから、その空きがあったときには、次の月にでも公募するという、そういう状況で公募していくという姿勢も大事ではないかというふうに思います。

相談や何か受けましても、本当になかなか入れないと、幕別の町民が入れないという状況も現実にあるわけなのですよね。ですから、毎月毎月公募するわけではありませんか、その時期に申し込まないと入れないという現状もありますので、空いているところがあったら、募集する月でなくても公募していくということも必要ではないかと思えます。

それと、高額になっていくですとか、それから、空いてくる公住が多くなるのではないかということをおっしゃいましたけれども、希望しているのは、やはり足りないことは現実だと思うのですよね。町民が入れないという現実があるわけですから。ですから、そういう対応も含めて、10年、20年の、マスタープランは20年計画ですけれども、これからの経済状況も見据えながら計画を立てて、住民が困らないような住宅対策をとっていくことも必要ではないかと思えます。

現実に入れない人がいるということですから、その出発点に立って、やっぱり考えていかなければならないと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど言いましたように、8倍ですとか、6倍ですとかという倍率が現実にあるわけですから、入れない方が出てくるのは当然だと思いますけども、問題は今言いましたように、入れない方、あるいは倍率が6倍、8倍になる申込者の中に、本当に、今言ったように低所得者で、今の住宅が古くて寒くて駄目で、あるいは高い家賃で何とか公営住宅に入れてほしい。そういう人たちはもちろんいるわけですが、一方では、先ほど言ったように、少しでも新しいところへ移りたいというようなことで、あっちこちの公営住宅を申し込んでいる人がいたり、そういったことが倍率をかなり上げている部分もあるわけですから、本当に今、公営住宅に入らなかったら、もう明日からの住まいもないというような困窮世帯といいますか、そういう方々がどのぐらいいるかということになってくると、また、ちょっと違ってくるのだらうと思いますけども、総体でいくと、今言う公営住宅が足りなくて困っている状況には、私はないのだらうというふうに思っています。

ただ、希望者がいることだけは、これは事実ですから、今、野原議員がおっしゃるように、倍率もあるし、入れないというのも事実だというふうに思います。

ただ、そういった人と、先ほど言ったように、給料が高くなる、所得が上がって出なければならぬというような人もこれからどんどん出てくるとするならば、そこは必然的に空いて募集をしていくということになってきますから、民間とは関係ないということは確かにあると思いますけれども、そういった意味では、その出た人たちが、次は民間へいくのか、自分で家を建てられるのか。それはまた一つの住宅の施策の中でのことであろうと思いますけども、ただ、公営住宅については、今言ったように、いろんな要素があって倍率が高くなっているのは事実だと思いますし、入れない方いるのも事実だと思いますけども、全体的からいくと、公営住宅本来の役割は果たしてきているのかなというふうには思っています。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 民間の住宅が高い家賃だから公営住宅に入りたい。これは住民の要望でもありませんし、条件に合うのであれば、やはり応募する資格もあるわけですよ。

新しい住宅に入りたい。これも、今、文化的な生活を営むという意味では、新しい住宅に入りたいというのも、これも住民の要求でもあると思うのです。

ですから、そういうことも踏まえていきますと、やはり住宅政策として、公営住宅をどういうふうに建てていくか、建て直ししていくか。そして、住民の要求に応じていくかということも、やはり町の役割ではあるのではないかと考えます。

それと、営繕なのですけれども、予算は、今回、忠類の分は少ないけれども、要望があってそういう営繕の必要性があるところは速やかに営繕をしていくという、そういう姿勢で臨むということによってよいのでしょうか。

その点だけ、もう一度町長にお伺いいたします。

町民の要望でもあるということですよ。高い家賃で公営住宅に住み替えたい。それから、新しい住宅に住みたいというのも、町民の要望ではあると思うのです。

ですから、そういう点でも見直しして増設していくということも必要ではないかと思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 住民の方が、高い民間から公営住宅に入居したい。あるいは、古いところから新しい公営住宅に移りたい。それは要望として応募されることについて、私がとにかく言うことにはこれはもちろんないことだと思います。応募していただいて結構だと思いますけれども、全体の公営住宅の数ということになってきますと、今言うように、新しいところに入りたいという方は、現に今公営住宅には入っているわけですから。そうすると、戸数が増やすということにはならないのだらう。

古いところはどんどん壊して、新しいところをどんどん建てていって、古い人が新しいところへどんどん移っていけば、住民の方には一番それは喜ばれるのかもしれませんが、なかなかそうはいかないのが現実だろうというふうに思います。

従いまして、公営住宅の本質は、先ほども言いましたように、低所得者で住宅に困窮している人が、速やかに公営住宅に入れるような体制をつくっていくことが、まず一番大事なことなのだろうということだと思います。

そうした意味では、高い所得になった方には、速やかに出ていただいて、そして本当に低所得者の人が入っていただく。そして、安い高い、あるいは古い新しいはあるかと思えますけれども、しかし、それらは公営住宅のくくりの中でいえば、いわゆる住宅施策の中では古い新しいを含めて、公営住宅であることには変わりはないわけですから、何とかそういう面でのご理解もいただければというふうに思っています。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 先ほど、公募しても、3件ほど公募がなかったというお答えでしたけれども、そういう場合には、またすぐ公募するという、そういう改善はできるのでしょうか。

その点だけお聞きしたいと思います。

○議長（本保証喜） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 先ほど、3件がなかったと。要するに経過年数が古い住宅には応募がなかったということでございますけれども、随時といいますか、本町側では約3カ月置きに公募しているということもありますので、それまでの間はちょっと難しいものがありますけれども、あと、忠類につきましては、随時、今年度でいいますと、今期に入って4回の募集を行っているという状況でありますので、ちょっと幕別と忠類の地域が違いますけれども、その中では随時募集をやっていくということになります。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） そういう古い住宅でも、今、入りたいという要望は、この地域を歩いてもあるのですよね。そこに公募がなかったということであれば、3カ月待たなくても、次の月に公募するとか、そういう手立ても必要ではないでしょうか。

○議長（本保証喜） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 現状は、先ほど話した3カ月単位ということが、本町の方ではやっておりますけれども、議員が言われるように、今後、応募のないものについては、その内容も変えて随時やっていけるような形で検討してみたいと思います。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○20番（野原恵子） 次に、窓口業務の件ですが、町長のお答えでは、職員に対し、いつもきちっと指導をしているというお答えでした。その点につきましては、今後も心がけていただけるということなのですけれども、これから期待していきたいと思います。

それと、お昼休みの職員の休憩の時間なのですが、これも交代にお昼休みの時間をとっているということですが、2、3の窓口で、そういう状況は、ときどき、私、お昼休み通らせてもらうのですが、そういう状況ではないと思われるところも2、3あるかなと思うのですよね。

それで、しっかりと職員のお昼休みを保障するということは、健康管理の上からでも大事ではないかと思しますので、そこは上司の方のしっかりした指導が、お昼休みは保障するという姿勢が必要だと思います。

それで、この間、住民からいろんな意見も出されている中での一般質問なのですが、これは職員に対する町長のリーダーシップが問われるのかなというふうに思いますので、そういうところもしっかりとこれから指導していただきたいと思いますというふうに思います。

それが住民の、職員に対する信頼回復につながると思ひまして、私たちが町民から、役場職員はしっかり住民の立場に立っているという声を聞きますと大変うれしいものですから、そういう点をしっ



かりこれからしていただきたいと思います。

その点について。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お昼休みの窓口は、先ほど言いましたように、忠類総合支所とか札内支所、それから、本町では住民係、あるいは出納室、そういったところが交代で窓口で待機していて、1時になるとその人たちが休憩に入って、いわゆる当番制で窓口対応をしていますし、それ以外の各課においては、少なくとも、誰もいない、いわゆるゼロにはしないように、必ず誰かが、当番は決めてはおりませんけども、誰かがいて、町民の皆さんが来たときに窓口対応できるようにというようなことで、今まで進めてきたものですから、そういったことをさらに徹底させていきたいと思いますし、後段お話がありましたように、やはり我々の仕事、公務員の仕事、全体の奉仕者であるというようなことを、私はいつも職員に申し上げますけども、誰のための仕事なのかということを、今一度自らが認識しながら仕事をしていくことが大事だというふうに思います。

今、いろんな問題があちこちで出ております。飲酒運転なんかもちろんそうですけども、こういったことで町民の皆さんの信頼を失わないように十分気をつけていきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、14時まで休憩いたします。

13：45 休憩

13：59 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

（1番前川雅志議員 入場）

○9番（中橋友子） 通告に従いまして、3点について質問をさせていただきます。

初めに、国の税制改革による町民負担と影響についてであります。

国の税制改革による増税は、町民の暮らしに大きな影響を与えています。

6月初めに、納税通知書が郵送されて各世帯に届けられましたが、昨年と比較して4倍にも5倍にも引き上げられたなどという声がたくさん聞かされ、間違いではないかと役場に問い合わせをしたということも聞きます。

この増税の要因は、暮らしを支えるために、これまで国が様々な控除制度としてとってきたこれらが廃止されてきたこと。主な改定は、2004年4月、所得税配偶者特別控除がまず廃止され、2005年1月、所得税公的年金控除が縮小。また、高齢者控除の廃止。さらに、2005年6月、住民税配偶者特別控除の廃止。そして、今年1月に、所得税の定率減税が半減。また、6月には、住民税の定率減税半減と高齢者控除の廃止と続きました。

この影響が、集中して今年の税額に表れました。

加えて、介護保険料や国民健康保険税など、税額を基準に定められている各種料金が連動して引きあがりました。この影響は、特に年金で暮らす高齢者に重く、行き先に不安を与えています。昨年の定例会で予測される影響についてお尋ねしましたところ、おおよそ総額1億2,000万円と答えられました。

そこで、お尋ねいたしますが、現実に今回の課税がどうであったのか。幕別町では5月に国保税を改定し、また、4月には介護保険料の改定もありました。それらも含めて、改めて増税の影響についてお伺いするものです。

また、増税計画は、ここにとどまらず来年も続きます。所得税、住民税の定率減税が全廃されます。これらについても予測される影響額についてお伺いするものです。

また、増税の影響を少しでも軽減してほしいというのが住民の声です。全国には、一定の所得以下については住民税を軽減する措置も京都市などではとられてきています。

さらに、各種控除の制度の周知などを徹底することによっても軽減に通じます。

以下、これらの点を行わせることも含めて、6点についてお伺いいたします。

- 1、改定項目ごとの影響額と対象人数。
- 2、連動して負担増になった影響額と人数。
- 3、非課税世帯から課税世帯になった世帯数。
- 4、来年度の増税への予測される影響。
- 5、国に対する増税中止の要請。
- 6、各種控除制度の周知など軽減対策についてであります。

次、2点目は、障害者自立支援法についてお伺いいたします。

障害者自立支援法が10月から本格実施となります。この制度は、身体障害、知的障害、精神障害の制度の格差を解消する目的の一つとされまして、そのこと自体は大切なことだと認識しております。しかし、既に4月から原則1割の応能負担が導入され、事業所に支払われる介護給付の引下げなど困難が生じてきています。

幕別町では、まだまだ少ないとは聞いておりますが、全国では利用者負担による施設からの退所、また、施設運営の悪化が噴出し、深刻な問題となっています。10月からはこれに加えて、町長が行政報告でも述べられておりましたが、市町村の事務事業である障害程度区分認定と支給決定、地域支援事業が開始されます。また、補装具や障害児施設も1割の利用料となり、障害者家族の負担はさらに増加します。本来、障害者の自立を促進し、安心して日常生活を送ることになるべき制度が、逆に不安を与え、自立に困難を与えていることは大きな問題であり、制度そのものが問われます。

障害者を支援する確かな制度を確立するために、次の点をお伺いいたします。

まず、4月施行による、1、応益負担導入による影響。

- 2、利用抑制の実態。
- 3、報酬改定による施設の実態。

また、10月からの施行に当たってであります、1、実態に合った障害区分認定と支給決定。特に知的及び精神障害に対する対応。

- 2、地域生活支援事業の準備状況。
  - 3、地域生活支援事業の利用料設定は応能負担を原則として、無料又は低廉に実施すべき。
- そして全体として、であります、現行サービスの維持。
- 2、当事者・利用者の意見の反映。
  - 3、低所得者に対する利用料減免措置などの対策についてであります。

最後に、町の財政問題について、お伺いいたします。

国の地方財政計画は、2006年度まで、いわゆる三位一体改革を踏まえ、地方財政対策がまとめられました。06年度の一般財源は、55兆6,334億円で、204億円の増額でありましたが、交付税は1兆3,065億円のマイナスで、依然厳しい財政状況となっています。当然、各自治体は、この影響を受け厳しい状況に追い込まれているわけですが、北海道では、夕張市が財政再建団体となり、自治体独自の財政状況について厳しい目が向けられています。

今年8月には、全道の自治体の財政状況が公表されましたが、十勝管内で幕別町は、実質公債費比率は21.5%で、広尾町の23.7%に次いで2番目の高さであり、地方債残高は、昨年度233億3,500万円で、音更町を超えて一番多くなっています。地方債の発行に監視と、北海道の許可が必要となる18%のいわゆる「警戒ライン」を超えています。

公債費比率は予算の規模で変動し、財政状況をこれだけで判断をするということは、全体を見ずしてこれだけを判断するということが難しい面がありますが、一定の客観的な指標であることに違いはありません。過去の大型事業の影響が大変大きく響いているものと考えますが、今後、住民サービス

を保ちながら、健全化に向けての取り組みが必要であると強く感じます。

見解と対策について、お伺いするものです。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

初めに、国の税制改革による町民負担の影響と対策についてであります。

近年、「国」は、地方分権の推進に向けた、国庫補助負担金、地方交付税及び税源移譲を含む税源配分の在り方を一体として改革する「三位一体の改革」を推し進める中で、税制度におきましても社会共通の費用を広く公平に分ち合うとともに、持続的な経済社会の活性化を図るとことを課題に、個人所得課税で一定割合を課税対象から差し引く控除の見直しを行ったところであります。

ご質問の1点目の、「改定項目ごとの影響額と対象人数」についてであります。各項目とも今年度当初課税額の状況をもとに算出しておりますが、忠類地域の分が、さらには新たに非課税から課税者となった者が含まれておりますので、昨年度の数値より影響人数等が増えておりますので、ご了承を頂きたいと思っております。

最初に、「老年者控除廃止」についてであります。今年度の影響額は1,925万円で、対象人数は1,180人ほどであります。

「公的年金等控除見直し」につきましては、影響額は486万円で、対象人数は1,200人ほどであります。

「65歳以上の所得125万円以下の非課税限度額廃止の経過措置」につきましては、この縮減による影響額は240万円、対象人数は790人ほどであります。

「生計同一の妻に対する均等割非課税の廃止」につきましては、5年度は2分の1、6年度で廃止となったものであります。今年度の影響額は283万円で、対象人数は1,890人ほどであります。

「定率減税の縮減」につきましては、今年度当初課税において昨年度より農業所得、給与所得とも減少いたしておりますので、今年度の2分の1縮減に対する影響額は5,076万円、対象人数は11,300人ほどであります。

ご質問の2点目の、「連動して負担増となった影響額と対象人数」についてであります。最初に、「国民健康保険税の影響額」につきましては、平成18年度をベースにして試算した場合、65歳の年金受給者4,434人のうち影響を受けるのは1,614人ですが、国保税につきましては税改正に伴う激変緩和措置が設けられているほか、今年度の税率改正により保険料が減少しておりますので、影響額では157万円程度の増となっております。

「介護保険料の影響額」につきましては、国保税と同様に激変緩和措置が講じられておりますので、18年度、1年目の影響額につきましては486万円、2年目、来年度につきましては996万円。最終的に到達した20年度には1,525万円程度の影響額となっております。影響を受ける人数は1,003人です。

次に、「道、町営住宅家賃の影響額」についてであります。公営住宅では、老年者控除廃止と公的年金等控除額見直しが住宅家賃に影響するものと考えております。

住宅家賃を決定する収入の基準は、年間所得金額から控除額を引いて算定いたしますが、老年者控除を完全に廃止した形で基準額を算定した場合、平成18年度家賃で7世帯が影響を受け、最高額が4,700円程度、最低の場合では1,200円程度の影響額が発生するものと思われれます。

なお、公的年金等控除額の見直しにおいては、4世帯が影響を受け、最高額が5,100円、最低額が600円となっております。

その他保育料や福祉・医療関係の助成金や給付金などに影響が生じるものと想定されますが、前回もお話しさせていただきましたが、それぞれの制度によって、所得階層や総所得の額から基準額を算定するもの、市町村民税の課税の状況、特に非課税を適否の基準にするもの、また市町村民税と所得税双方の課税状況を用いるものなど、具体的な算定や適否の判断方法は一定ではなく、対象者の収入や世帯状況も常に変化しており、税制改正による実態に沿った影響額を把握することは極めて難しい

作業で、数値としての確に表すことは大変困難な状況にありますので、ご理解を賜りたいと思います。

ご質問の3点目、「非課税世帯から課税世帯となった世帯数」につきましては、世帯数での把握が電算システム上難しいことから人数でお答えをさせていただきますが、5年から6年度において新たに課税者となった人数は992人であります。

ご質問の4点目の、「7年度の増税の影響」についてであります。最初に「定率減税の全廃」についての影響額は5,076万円、対象人数は11,370人ほどであります。

「65歳以上の所得125万円以下の非課税限度額廃止の経過措置」につきましては、この縮減による影響額は272万円、対象人数は790人ほどであります。

住民税率の一律10%化についてであります。従来の住民税率5%、10%、13%が、一律10%に統一されるもので、影響額は2億8,668万円、対象人数では11,370人ほどとなりますが、この影響分につきましては所得税で調整されますので、個人の合計税額についての増減はございません。

ご質問の5点目、「国に対し増税中止の要請」についてであります。今後の税制改正を踏まえながら、町村会等との動向に合わせ、対応してまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、「各種控除制度の周知など軽減対策」についてであります。ご存じのとおり、税には一定の条件のもとで扶養や医療費などの各種控除制度があり、これらは全て個人の申告に基づいて行われるものであります。各種控除制度につきましては、町広報紙やホームページで行うとともに、出前講座や高齢者を対象とした「高齢者学級」などでの税講座を行うなど、税制度に対する理解と周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、「障害者自立支援法」についてであります。はじめに、今回の障害者支援制度に関する改正の経緯等について申し上げます。

平成15年度から実施された「支援費制度」は、市町村がサービス内容を決定する従来の措置制度に替わって、利用者自らがサービスを選択し、事業者との個別契約に基づいてサービスを利用するという新しい制度であり、これまで利用されていなかった多くの障害者の方々が各種サービスを利用されるようになり、障害者の自立促進に大きく寄与しようとするものであります。しかしながら、この「支援費制度」は、精神障害者が制度の対象外であることや、支援の必要度を判定する客観的基準がないこと。また、就労支援の場として普及している小規模作業所が法定外の無認可施設となっていることなどから、公平で利用者本位に立った制度の確立が課題とされておりました。

今回制定されました「障害者自立支援法」では、身体障害、知的障害、精神障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象にするとともに、障害種別ごとに33種類に分かれていた施設体系を六つの事業に再区分し、また、障害程度区分を創設した上で市町村審査会から意見聴取を行うなど、市町村を主体として、客観的なルールとプロセスのもとでサービスが提供されることとなります。

また、今後もサービスの利用者はますます増加することが見込まれ、このままでは制度を維持することが困難となり、支援のための安定的な財源の確保を図る必要があることから、国が費用の2分の1を義務的に負担するという負担責任を明確化するとともに、利用者にも応分の費用負担をお願いし、みんなで支える仕組みとする新たな制度としたものであります。

利用者負担の仕組みは、中橋議員のお話のとおり、これまでは支払能力に応じた、いわゆる応能負担であったものが、利用したサービスの量に応じた原則1割の定率負担となり、施設利用者等の食事や光熱水費の実費負担も見直されました。

しかしながら、これらの負担が大きくなるように、低所得の方に配慮した様々な軽減策が講じられており、例えば、所得に応じた4段階の区分により、月額負担上限額が設定され、町民税課税世帯であっても1カ月に3万7,200円を負担上限とし、それ以上の負担が生じないようにしております。

20歳以上の施設入所者及びグループホームの利用者については、預貯金等が350万円以下であれば定率負担の個別減免が行われ、年収80万円までの場合は、利用者負担は無料となるほか、入所施設の食費や光熱水費の実費負担についても、低所得者に対する給付の際には、負担が軽減されるように補

足給付が行われることになっております。

また、20歳未満の施設入所者及び通所施設、ホームヘルプの利用者には、3年間の経過措置として、社会福祉法人等の減免制度があり、月額負担上限額が半額となります。

さらに、同じ世帯の中で複数の方がサービスを利用した場合でも、月額負担上限額は変わらず、これを超えた分が高額障害福祉サービス費として支給され、こうした様々な負担軽減策を講じて、なお生活保護への移行が避けられなくなるような場合には、生活保護に移行しないように、定率負担と食費等の負担がより軽減されるようになっております。

平成12年に施行されました「介護保険制度」におきましては、介護サービスを利用させていただく際には、原則1割の定率負担と食費等の実費負担を既に高齢者の方々にお問い合わせしているところでありまして、利用したサービス費用を利用者で負担し、支え合い、社会全体で制度を支えるという観点から、障害のある方だけが必要とするサービスを受けられるようにしていくためには、低所得者にきちんと配慮した上で、定率負担の考え方を取り入れていく必要があるものと考えているところがあります。

ご質問の1点目、4月からの施行による「応益負担導入による影響」についてであります。施設利用者90名のうち、4月から負担の増えた方が78名、減った方が12名となっております。

利用者負担額の月額平均は、3万1,300円から4万5,800円となり、1万4,500円の増加となっております。

負担増の要因は、利用者負担額の設定が応能負担から1割の定率負担となったことと、食費と光熱水費の実費負担が設定されたことにより、食費と光熱水費の実費負担平均額が4万5,640円増加しているのに対し、1万4,500円の負担増に抑えられたのは、先ほど申しあげました各種の軽減策によるものであります。

居宅サービス利用者の状況についてであります。ホームヘルプの利用者負担額は、月額平均で1,122円から4,679円となり、3,557円の増加となっております。

また、障害児のデイサービスは、同じく1,925円から3,395円となり、1,470円増加しておりますが、施設利用者と同様に負担上限月額の設定や高額障害福祉サービス費の支給等の低所得者対策により、影響額は最低限に抑えられているものと考えております。

2点目の「利用抑制の実態」についてであります。利用者負担の増加により施設から退所された方は、現在のところおりません。

居宅サービスの利用状況を見ましても、ホームヘルプの月平均利用者数は7.3人から7.0人と0.3人の減となっております。利用量は月平均23.3時間から25.2時間と1.9時間の増加となっており、利用者負担の増加によるサービス利用抑制の実態はほとんどないものと考えております。

3点目の「報酬改定による施設の影響」についてであります。十勝管内の20施設と管外14施設の平均入所費用は、月額平均で25万200円から24万8,900円となり、1,300円の減、率にして0.5%の減となっております。要因といたしましては、報酬単価が平均1.3%引き下げられたことによるものと考えております。

施設側では、開園日数の増加や職員体制の再編、支援体制の見直しなどにより収入減少の解消に努めており、町としては、利用者へのサービス低下がないよう、施設運営の推移を見守ってまいりたいと考えております。

10月からの施行に当たっての1点目、「実態に合った障害程度区分認定と支給決定」についてであります。8月31日現在で、東部4町の対象者37件のうち、5件の区分認定と支給決定を行いました。軽度に判定されたことにより、現在利用するサービスが利用できなくなった事例はなく、利用者個人の障害程度に見合った判定結果であると考えております。なお、区分認定を行った5件のうち、2次判定の結果、上位区分への変更が行われた事例は1件で、その内訳は、知的障害者の方が区分2から区分3への変更となったものであります。

なお、4月から実施されております障害程度区分判定について、全国の試行事業自治体における6

月末までの判定結果の速報データによりますと、全件数 6,845 件のうち、2次判定における上位区分への変更率が 33%、身体障害では 20%、知的障害では 43%、精神障害では 53%となっており、厚生労働省では、「3 障害とも 2 次判定で上位区分への変更が行われており、妥当な判定がされていることが明らかになった。」と述べ、判定作業が順調に実施されていると分析いたしております。

次に、2 点目の「地域生活支援事業の準備状況」についてであります。現在、実施の準備を進めておりますのは、市町村の必須事業であります「相談支援事業」、「コミュニケーション支援事業」、「日常生活用具給付事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」の五つの事業のほか、任意事業として「訪問入浴サービス事業」と「日中一時支援事業」の合計 7 事業であり、関連する条例と補正予算を本定例会に提案させていただいているほか、規則等の整備を進めているところであります。

今後、受皿となるサービス事業者との調整等を行いながら、サービス内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

3 点目の「地域生活支援事業の利用料設定は、応能負担原則で無料又は低廉に」というご質問についてであります。利用者負担の設定については、市町村の判断によるものとされておりますので、「相談支援事業」及び「コミュニケーション支援事業」並びに「地域活動支援センター事業」については、利用者負担を無料とし、その他の事業については、国の定めによる 1 割の定率負担ではなく、利用者負担額を 5%に軽減する方向で準備を進めているところであります。

また、国の障害福祉サービスである「自立支援給付」のサービス利用額と合わせた額については、負担上限額の設定を行うことなども予定しており、利用者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

次に、全体としての 1 点目、「現行サービスの維持」についてであります。今回の制度改正によりまして、これまでの制度における問題点も整理され、地域の限られた社会資源を活用できるように規制緩和が行われたところでありますので、サービス体系は再編されますが、現行サービスは維持できるものと考えております。

2 点目の「当事者・利用者の意見の反映」についてであります。本年度中の策定が義務付けられております「第 1 期障害福祉計画」の中で、障害当事者等を対象としたアンケート調査の実施と説明会等を予定いたしておりますので、サービス利用者の現状と意向を十分に把握した上で、障害福祉サービスの必要見込量と必要見込量確保の方策について、計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

3 点目の「低所得者層に対する利用料減免措置などの対策」についてであります。

各種サービスに対する低所得者対策等は、本来、国の責任において実施すべきものと考えております。現時点で町としては、「自立支援給付」に関する独自の軽減措置等は考えておりませんが、この制度は 4 月に施行したばかりであり、今後、一定期間のサービス利用の実態及び利用者の状況等を見極めながら、見直しすべき事項等については、国に対し、しかるべき提案をしてまいりたいと考えております。

なお、町が行う「地域生活支援事業」につきましては、先ほども申し上げましたように、利用料等を 5%とし、負担を軽減することで予定をいたしております。

障害者の方が、ご自分の住み慣れた地域で、生き生きとした生活を送れるように支援していくことが行政の役割であろうと。今後とも障害者の方の経済状況や生活環境等に応じて、各種の支援施策が適切に受けられるように相談・支援体制の強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

最後に、財政問題についてであります。

地方公共団体の自主性をより高める観点に立って、本年度から地方債許可制度が協議制度に移行いたしました。特例として実質公債費比率の高い団体等につきましては、引き続き許可団体になることとされております。

ここで、協議団体と許可団体に分ける判断基準として、実質公債費比率という財政指標が本年度か

ら新たに導入されたところであり、18%以上の団体は引き続き許可制となること。また、25%以上の団体は一定の地方債を制限されるというものであります。

本町におきましては、平成15年度以降の3か年平均が21.5%であり、昨年度に引き続き許可制となりますが、地方債の発行等におきましては、特に問題等が生じることはありません。

次に、本町の数字が高いことについてであります。お話がありましたように、過去に取り組んだ大型建設事業の財源に、地方債を充当してきたことが主たる要因であります。ただ、その地方債につきましては、後年次、地方交付税措置のある有用な起債を活用しているのも実情であります。

また、本町の場合、大きな市街地が2カ所あることに伴って、下水道処理施設等の生活基盤整備に他町村と比較してより多くの経費を要するというのも要因の一つとして分析をいたしております。

次に、今後の財政運営についてであります。一定の住民サービスを保ちながら、健全な運営を図っていくことが必要とのご意見には、意を同じくするところでありまして、平成18年度中に策定いたします第3次幕別町行政改革大綱に基づき、各種の事務事業を効率的かつ効果的に推進していくとともに、歳入の確保に向けた取り組みにも努めていくことなどによりまして、健全な財政運営を図ってまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 税制改正による影響について、まず、お尋ねいたします。

示されました数字は、昨年9月にお尋ねしたときよりも若干下回った数字であるかなというふうには思いますが、人数的には、ご説明いただきましたようになり増えていると。忠類が入ったということもあるというふうには押さえないと思いません。

ここで、今回の税制改正によって影響を受けたのは、全町民であります。しかし、一番多かったのが、多かったといいますが、影響額が大きかったというのが高齢者であるというふうには押さえます。

そこで、私も何件か、間違いではないかというような問い合わせも、この町にもたくさんあったのではないかと思いますので、その実態もお聞きしたいと思うのですが、私自身もお受けしたものが何件かありまして、そこではやはり、これまでの住民税が、それまで1万円だったものが4万円になったとか5万円になったとかというような形の相談が一番多くありました。

これは、一定程度所得が、所得が高いというふうには言い切ってはうまくないと思うのですが、年金金額でいいますと二百数十万という方たちが多かったように思うのですが、問題なのは、ここで3点目に挙げました今まで非課税だったのだけれども、課税になった人が992人いらしたと。ここだと思うのですね。

今回の税制改正というのは、もともと控除というのは、理由があって控除されていた。結局その税というのは生活費にはかけないという大原則がありまして、そういう状況と、それから社会情勢、経済情勢を勘案して、各種の控除が打たれていたと。ところが、今、年金も所得も下がっているのに、一部では上がっているところもあるようですが、全体としては下がっているのに税が上がったということになると、この992人の中で、これまでは、本来であれば非課税ですから、生活費として全部使えた。しかし、使えなくなるという状況ですね。

そこで、全国の事例ではありますが、年収150万あるいは160万という状況の人たちが課税になっていく。その現実には実際に所得で差し引いていきますと、生保基準以下のところにも課税されている実態が生じてきているというふうには報じられております。

うちの町では、この中にそういう実態があるのかどうか。まず、どのぐらいの問い合わせがあったかということと、その非課税の中に、そういう人たちが含まれているかどうか伺います。

○議長（本保証喜） 税務課長。

○税務課長（前川満博） 今回の税制改正納付書発布後の住民からの苦情というか、問い合わせの件数でありますけれども、この苦情と相談、あるいは内容の説明を聞きたいという、ここら辺の判断が非常に難しいわけがありますけれども、おおよそ270件ございます。

それで、そのうち電話で 190 件、直接税務課の方で面談された方が 80 件、文書での問い合わせというのはございませんでした。

それと、非課税の方が課税になった場合なのでございますけども、例えば、年収 160 万、この方は所得に直すと大体 35 万円ということになります。それで、この方については、均等割額 1,000 円、これは負担軽減が適用されますので 3 分の 1 ということで 1,000 円の課税が均等割だけ課税されていると。

それと、234 万円ぐらいの年収の方、この方は所得額で 114 万円ほどになります。均等割額につきましては、これも負担軽減が適用されて 1,000 円、所得割の額では 4,100 円ほど。合計 5,100 円ほどの税額ということになっております。

先ほどは、質問で非課税から課税になった方、992 名というお答えさせていただいたのですが、詳しい内訳という形になると、今、手元にちょっと資料がございませんので、お答えの方、ちょっとできないということでご了解いただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9 番（中橋友子） あとでは是非お知らせいただきたいと思います。

自分が思うには、やはり 160 万程度、単身とかご夫婦とか、あるいはそれぞれの状況で変わってきますけれども、160 万、170 万程度であれば、幕別町の生活基準 3 級の 1 ですか、この基準を合わせて、ほとんど同額あるいは下回る状況も生まれてくるのではないかというふうに、所得で見た場合に考えます。その辺をやはりきちっと数字で押さえていただきたいと思います。

その上で、そういうところにも、1,000 円といえど、あるいは 3,000 円といえど、課税がされていくということがやはり非常に問題だというふうに思うのですね。

それで、これは国の制度ですから、これは町長責めません、国の制度ですから仕方がないのです。

しかし、やはり実際に町民が困っている現状は、これはもうどんどん増えていくと。では、どうするかということなのですから、やはりずっと言われていますが、国に対してきちっと関係機関というふうに書いていただきましたので、お答えいただきましたので、こういう実態があるということ。生保世帯と生保世帯に準ずるところに課税されていく実態をどんどん国に届けていって、これ以上の増税は是非しないように求めていきたいというふうに、1 問目の質問で申し上げましたが、それが 1 番です。

その次に、軽減策として一つには、自治体が、税ですから、国の制度ですから、直接いじることではできません。しかし、上乘せの制度として、所得税を半額にするというのが、私の調査では京都市、大阪、あるいは名古屋と、大都市なのですから、そういうところで条例で実施しているというのを聞いております。

住民税です、失礼いたしました。私、所得税と言いました。住民税です。

これについて、是非こういう手立てもとっているところがあるということをご承知いただいて考えていただきたい。これが一つです。

それからもう一つ、各種控除であります、これも非常に税額に、1,000 円、2,000 円の税額に大きく影響出てくると思うのですね。

それで、申告ですから、町長が言われるように、そのときにきちっと自分が医療費に幾らかかっているとか、あるいは障害者の控除を受けたいとか、申告しない限り、これは全然控除されないのですよね。そこをやはりきちっと町として、是非、不利益を被らないような周知を、力を入れていただきたいと思いますというふうに思うのです。

例えば、医療費向上なども総額 10 万円というふうに一般的には押さえられがちなのですが、これは所得に対して 5% という要項もありますね。そうすると、160 万の方でも所得がそこから落ちますと、例えば、100 万としても 5% であれば 5 万円でも控除が受けられると。こういうことは以外と知られていないといえますか、わからないまま申告をしないで過ごしてしまう。

あるいは、障害者控除につきましても、うちの町も 2003 年から受けられる方たちが増えてきている



のですが、昨年度の実績では14名ということで、音更町35名、鹿追36、忠類27、このときは別の町でしたから。そういうところから比較しますと、広尾町は51とかですから、やはり少ないですね。

ですから、それはいろんな事情があるとは思いますが、しかし、きちっと周知をするという努力は、もっと必要だと。こういう数字を見ても思うわけです。

ホームページもやっていただく。それから、しらかば大学ということもありました。

是非、月1回の広報もそうですし、いろいろな形で冊子をつくっていただくとか、いろんな角度で検討していただいて、是非、住民の方の不利益を生じないように求めてまいりたいと思います。

どうでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も高齢者の方が、非常に負担が大きくなることについては、大変憂慮をするものであります。

先日も町村会の集まりの中でいろんな論議がされ、今、社会保障費がいろんな制度改革がどんどん進むのですが、結局改革が進んだのは、国の負担が減って、みんな市町村に、地方にその負担がしわ寄せってきているのではないかと。こうなると批判というよりは、町村長同士の愚痴になるのですけれども、現実には、その負担が高齢者であり、住民、そして市町村へしわ寄せがきているのは、これは事実でありまして、何とかこういった改革が本当の意味の改革ということではなくて、単なる国の負担を減らしてほかへ。そうでないことを期待したいということでもありますし、私どもだって、誰もが住民は少ない負担で、ということが望ましいのは同じ考えだというふうに思います。

ただ、二つ目の町村で軽減をされる。京都だとか名古屋の例があったかと思いますが、この辺はきっと、地方交付税は不交付団体か何かではないかというふうに思うのですが、我々はそれを入れてくるやつを、75%交付税でみられる。その部分も軽減してしまうと、入ってこないけども交付税では埋められるというようなことに、実はなるものですから、私も詳しくわかりませんが、やはりなかなか町村財政の中で、独自で住民税の減免をするということは厳しい状況にあるのかなというふうには思っております。

ただ、後段のいわゆる控除ですとか、いろんな手法によって、税控除が受けられるようなことについての周知は十分させていただきたいと思いますが、そしてやはり、今、中橋議員さんがおっしゃったように、まず本人が関心を持ってもらわないと、幾らホームページで出しても広報に出してもなかなか難しいのかなと。できれば、何人かが集まって、税務課の職員にでも説明に来てほしいというようなことが進むと、もっと広く周知がされていくのかなというふうに思っていますけれども、十分意を用いてまいりたいと思います。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 是非、移動講座でもよろしいですし、冊子をつくっていただくのも手法の一つだと思いますし、あらゆる角度から軽減対策を講じていただきたい。このことを申し上げまして、1問目を終わらせていただきます。

次、2問目ですが、障害者の自立支援にかかわってであります。

これも、制度そのものについての認識が、全体として三つの障害をきちっと格差なくという点では、私も必要なことだというふうには認識しているのですが、やはり利用者の負担あるいは軽減が困難になってきているということについては、いろんな今、軽減策たくさん説明されましたけれども、しかし、実態としてはやはり負担が増えているというのが現実なのですよ。軽減とられていても負担が増えている。これは現実です。

例えば、幕別町内にもいろいろ施設がありますが、学童保育など障害者の自立支援に大きく寄与しています。市内で開催されています事業所は、利用料が、これまで平均3,000円だったものが9,000円、3倍になったということが言われています。

それからまた、これはちょっと次年度からになりますが、現在、ひまわりの家に通っていらっしゃる方、通所ですから原則としては食事だとかいろいろな負担、今も1万円弱の負担をしてきているよ

うですから。働いて5,000円を得ていると。差引きは4,000円の負担ですか。しかし、来年の4月からは、1万5,000円から1万8,000円になりますよと。既に言われているということなのですね。

ですから、この方も障害者年金、ご家族といらっしゃると思いますが、月6万ちょっとの障害者年金です。そこで、こういう負担をしながら自分の暮らしもするわけですから非常に大変だということは変わらないわけですね。

それで、これも基本的には国の制度であり、国が頑張らなければ駄目だと。そのとおりです。

いつもの流れですが、その国がきちっとするまでは、できる限り、町のできることを応援していただきたいというふうに思うのです。

ここでは、事例といたしまして、先日、旭川市が作業場の使用については無料にするということが新聞に載っておりました。地域支援活動センターに移行した場合の利用料は、現行通り無料とするということから始まるのですけれども、通所施設が利用になるということについては非常に喜ばれていると聞いています。

また、隣の帯広市は、今年度スタートの段階で自立支援制度を利用する。低所得者に対して応益割の1割の2分の1、低所得者にですけれども。さらに2分の1の軽減をします。

財源はどこからもってきたかというふうになりますと、帯広市の場合には、この障害者に使っていた1億2,000万円の財源、このうち1割負担になるということは1,200万、これが新たに市の増収になるという押さえから、この分を軽減に充てるという、そういう政策に転じたというふうに聞いております。

ですから、うちの町も、新しい事業が始まりますし、決して収入が多く、うちの町が制度替えによって増えるというふうには思わないのですけれども、予算のとき、120万程度の収入があるというふうに答えていらっしゃいました。少なくともそういうものは軽減に使って応援をするということが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私どももそのことについては十分軽減対策については検討していかなければならないのだろうと思っています。

たまたま先ほど説明させていただきましたように、町が実施する分については1割のところを何とか5%で抑えていきたいというようなことで、今、計画を進めているところでありまして、それ以外にも軽減ができるようなことがあれば、軽減を講じることも十分検討させていただきたいというふうに思います。

いつも今回の改正の中でも、障害者の方が今、家庭から通う、施設に入っている方が、親がいらっしゃる間はいいのでしょうか、その後のこと、皆さん大変親の方が心配されている。そんな話を何回か聞かされまして、本当に障害者福祉の自立支援法が本当の意味の障害者の方々にとって良い施策になっていくためには、まだまだ改善していかなければならないことがあるのだろうというようなことは、私も実感として受け止めております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） 国よりも1割を5%にする。それから、手話サービスなどは無料にするということについては評価したいと思います。

それと、もう1点。障害者認定区分のことなのですけれども、実態はわかりました。一番心配されていることは、介護保険のときもそうだったのですけれども、介護保険のときに認知症がなかなか実態にあった区分がされないというように、同じように障害者の場合につきましても、知的障害、あるいは精神障害、ここが私も見せていただいたのですけど、なかなか106項目の中身が、介護保険と変わらないといいますが、自分で食事ができるとか、床ずれはないとか、実態とちょっと障害者を判断するのにどうかと思う項目も中にはあるのですよね。

ですから、そういった、実際にそして介護保険と違うのは、この認定区分を受けても利用量の制限はないのですよね。サービスの量の制限はない。

ですから、本当に実態に合った手立てをとって、漏れのないようにしてほしいというのが、障害者の切実な声として上がっています。

それからもう一つ、これは障害者の声としてお伝えしたのですが、今、町長言われたように、老後のことがすごく心配だと。これが一番だと。ここで、350万の預金要件、どうしても子供だけ残しておいて、自分の子供の兄弟や、あるいはおじ・おばに頼んでいかなければならない。

全くお金なしでは頼めないということもあって、こつこつそのために預金しても、それがあることによって減免が受けられない。全額自己負担と、こういうことも言われると。ここが切ないのだというように訴えられております。

財政問題です。

財政問題については、幕別町の財政状況をずっと見てきますと、この10年間やっぱり硬直した状況変わっていないのですよね。

私、いろいろ見てみましたら、1996年、10年前ですが、このときの地方債の残高が217億1,274万1,000円。そして、そのときの公債費比率、このときは18.5%になりました。5年度、公債比率22.1%、残高222億円、今回が比率21.5%、残高223億円ということですね。

いろいろあるでしょうけれども、やはりこれまでも繰上償還とかいろんなことをされながら、改善に向けてはきたというふうには思うのです。しかし、国の厳しい財政状況と、うちの支払のときというのは重なっていったということもありまして、こういう状況がずっときたのだと思うのですよね。

でも、いつまでもやはりこういう状況がいいということにはならない。ですから、今後の見通しですね。これを10年前に投資した基盤整備のお金、これなども有利なものに切り替えてこられたとおっしゃるので、先の見通しも一定程度たつのでないかというふうに思うのですよね。

その辺についても示していただきたいですし、また、今回、夕張のことで非常に私もこれは気をつけなければいけないというふうに思ったのは、どうも一般財源だけの起債に目がいく。しかし、特別会計であるとか、それから債務負担行為であるとか、この辺も非常にやっぱり気をつけていかなければならないところですよ。

この辺についてもどんな認識を持っておられるのか伺います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、中橋議員が言われた10年ぐらい前から同じぐらいの起債残高があると言われてますけども、起債は大幅に減っております。

私、町長になったときには確か起債残高が227億ぐらいありました。普通会計です。

それを毎年、今、17、8億、元金を返して、借り入れているのが12、3億ですから。毎年5億から7億ぐらい減っていったと。

ところが、今、夕張の問題が出たものですから、今回のこの地方債の比率を出すときに、今まで普通会計であった公債比率の出し方が、今度は特別会計も全部含めて入れなさいということになった。加えて忠類から三十何億の地方債を引き継いできた。

それで今の地方債残高になっているわけですから、100年事業で大幅に借り入れた起債の大半は、もう減ってきているのですけども、今言うようにほかからの起債が残高に全部入ったことによって、うちの残高が10年前と同じぐらいになっている。

今までは一般会計と普通会計だった。飲供ですとか簡水。そこへ、一番うちが大きいのは、先ほどもちょっと言いましたように下水道の起債残高が全部そこへ入ったことによって大幅に増えたと。

そして、夕張の問題があったものですから、今、厳しく今度は、債務負担行為もその比率の計算に入れてくださいということです。ただ、債務負担行為は、昔、債務負担行為が一番大きかったのは、農業基盤整備事業をやったときに、その財源を農林漁業資金をもってやったものですから、大幅に増えたのですが、いつの時点からか、もうその農林漁業資金は全部借入れをやめて、ほぼその償還も終わりますから、債務負担はほとんどなくなっております。

そういう意味では、まだここ2、3年、22、3%の数字は続くのですけれども、今言う特別会計によ

って増えているということで、もともとあった幕別町の地方債は間違いなく減っているということは言えると思います。

ただ、これも地方債残高が多いからどうなのか。言うなれば、下水道は全道でも幕別町は4番目ぐらいに整備が進んでいる。下水道が進んだということは、それだけ借金額が増えているというようなこともあって一概にはいえない部分もありますけども、言われましたように、数字は数字ですから、これからも健全財政に意を用いたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○9番（中橋友子） お答えいただいた中で、過去の大型事業に対しての借入れが多かったわけですが、それに対する手立てをとってきたので、一定見通しがつくやに受け止められましたけれども、その部分だけを取り上げれば、いつごろまでに返せることができるのか。

そういった見通しを持っておられるのか、伺ったわけです。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平成8年、9年、あるいは7年ぐらいからでしょうか、100年に向けての大型事業のときに、その地方債の大半が地域総合整備事業債を充当いたしました。

これの55が地方交付税で措置されたのですが、実際に払うのは15年間で払うのですが、交付税は10年間で措置されたものですから、今回、地方交付税、うちがマイナスになった大きな要因が、その分の償還財源が交付税からみられなくなったということです。

起債の残高だけでいくと、もう4、5年その大型事業の係る起債の償還は続くという見込みであります。

○議長（本保証喜） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

[延会]

○議長（本保証喜） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前10時から開会いたします。

15:01 延会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成18年第3回幕別町議会定例会

(平成18年9月15日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
14 杉山晴夫 15 齊藤順教 16 堀川貴庸  
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第58号 幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第59号 幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第60号 幕別町居宅介護支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第61号 幕別町居宅サービス事業の実施に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第62号 幕別町老人医療費助成条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第63号 幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第64号 幕別町墓地条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第65号 幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第66号 幕別町心身障害者小規模通所授産施設条例を廃止する条例
- 日程第11 議案第67号 十勝圏複合事務組合規約の変更について
- 日程第12 議案第68号 町道の路線認定について
- 日程第13 議案第69号 町道の路線変更について
- 日程第14 議案第70号 平成18年度幕別町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第15 議案第71号 平成18年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第72号 平成18年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第73号 平成18年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第74号 平成18年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第75号 平成18年度幕別町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第76号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第77号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

# 会 議 録

平成18年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年9月15日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月15日 10時00分宣告
- 4 出席議員 全議員
- 5 出席議員 (29名)  
議長 本保証喜  
副議長 額額太郎  
1 前川雅志      2 芳滝 仁      3 前川敏春      4 牧野茂敏      5 草野奉常  
6 岡田和志      8 大坂雄一      9 中橋友子      10 豊島善江  
11 中野敏勝      12 伊東昭雄      13 助川順一      14 杉山晴夫      15 齊藤順教  
16 堀川貴庸      17 乾 邦広      18 小田良一      19 増田武夫      20 野原恵子  
21 永井繁樹      22 千葉幹雄      23 坂本 偉      24 古川 稔      25 佐々木芳男  
26 南山弘美      27 杉坂達男      28 大野和政
- 6 欠席議員 (1名)  
7 中村弘子
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町長 岡田和夫    助役 西尾 治    助役 遠藤清一    収入役 金子隆司  
教育長 高橋平明    代表監査委員 市川富美男    総務部長 菅 好弘  
企画室長 佐藤昌親    民生部長 新屋敷清志    経済部長 藤内和三  
建設部長 高橋政雄    教育部長 水谷幸雄    札内支所長 本保 武  
忠類総合支所長 川島広美    総務課長 川瀬俊彦    糠内出張所長 中川輝彦  
税務課長 前川満博    企画室参事 羽磨知成    福祉課長 米川伸宜  
保健課長 久保雅昭    町民課長 田村修一    農林課長 増子一馬  
土木課長 佐藤和義    都市計画課長 田中光夫    水道課長 橋本孝男  
会計課長 鎌田光洋    学校教育課長 八代芳雄    地域振興課長 姉崎二三男  
保健福祉課長 野坂正美
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭    課長 横山義嗣    係長 國安弘昭
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
14 杉山晴夫    15 齊藤順教    16 堀川貴庸

# 議事の経過

(平成 18 年 9 月 15 日 10:00 開会・開議)

## [開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

## [議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、14 番杉山議員、15 番齊藤議員、16 番堀川議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

事務局長。

○事務局長（堂前芳昭） 7 番中村議員より欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（本保証喜） これで、諸般の報告を終わります。

## [付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 2、議案第 58 号から日程第 21、議案第 77 号までの 20 議件については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、議案第 58 号から日程第 21、議案第 77 号までの 20 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

## [議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第 2、議案第 58 号、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 58 号、幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

北栄町近隣センターにつきましては、昭和 48 年に設置してから 33 年を経過し、建物の老朽化が進んでおりますことから、幕別町札内北栄土地区画整理事業によります道路整備の時期に合わせて、今年度、現在地より約 300 メートル西側に建て替えを行っておりましたが、10 月 23 日から供用を開始できる見込みとなりました。

この移転新築に伴い、住所が変更となりますことから、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、第 2 条の表中に規定しております北栄町近隣センターの位置を、幕別

町札内北栄町 159 番地 19 から、幕別町札内北栄町 158 番地 7 に改めるものであります。

なお、施設の概要につきましては、集会室、和室二つ、調理室からなります木造平屋建て、建物の床面積につきましては 199.33 平方メートルであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 59 号、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 59 号、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料 3 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、障害者自立支援法並びに平成 18 年 6 月 21 日に公布されました健康保険法等の一部を改正する法律の施行を受けまして、北海道で行っております北海道医療給付事業補助要綱が改正となりましたことから、補助要綱の改正の内容に沿いまして、所要の改正を行うものであります。

第 2 条第 6 項につきましては、健康保険法第 85 条第 2 項が改正されましたことに伴います文言の整理であります。

次に、第 3 条第 3 号を第 4 号に改め、新たに第 3 号として対象者の該当要件を加えるものであります。

これにつきましては、障害者自立支援法の施行に伴いまして、平成 18 年 10 月から、障害児施設に利用契約制度が導入されますことで、措置費制度の対象外となり、医療費については自己負担となりますことから、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置により、里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している乳幼児、つまり虐待などから引き続き措置費制度の対象となる乳幼児を除き、助成の対象とするものであります。

続きまして、議案の説明資料の 4 ページになりますが、第 4 条第 2 項であります、第 2 条第 6 項と同様に、健康保険法の改正に伴います文言の整理であります。

なお、本条例につきましては、平成 18 年 10 月 1 日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○9 番（中橋友子） 文言の整理ということでありまして、標準負担額というのが、食事療養標準負担額というふうに改められましたけれども、この助成そのものの内容といえますか、助成される金額に違いは出てくるのでしょうか。

助成内容に違いは出てくるのでしょうか。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 助成内容については、違いは出てきません。



○議長（本保証喜） ほかに。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第60号、幕別町居宅介護支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第60号、幕別町居宅介護支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料5ページをお開きいただきたいと思います。

介護保険法が改正され、平成18年3月31日公布、同年4月1日から施行となりましたことから、本条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

従来、幕別町居宅介護支援事業所におきまして、要支援者及び要介護1から要介護5の者のサービス計画を作成してきたところでありますが、介護保険法の改正により、そのうち要支援者の介護予防サービス計画につきましては、地域包括支援センターが作成するとされたところであります。

この地域包括支援センターの設置者は、指定介護予防支援事業者の指定を受けることにより、介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有することとなりますが、町では、平成18年4月1日付で指定を受けましたことから、今回、本条例に幕別町指定介護予防支援事業所を追加するものであります。

また、介護予防サービス計画の作成を実施するため、条文に介護予防支援事業についての内容を加えるものであります。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

初めに、題名であります。幕別町居宅介護支援事業の次に「等」を加え、幕別町居宅介護支援事業等の実施に関する条例に改めるものであります。

第1条は、趣旨について定めたものでありますが、介護保険法の改正に伴い、引用条文が変更となり、法第7条第18項とありますものを、法第8条第21項に改正するとともに、指定介護予防支援事業者として、要支援者のための介護予防支援を実施することにつきまして、加えるものであります。

また、以下、括弧書きでございますが、「居宅介護支援事業という」とありますものを、「居宅介護支援事業等という」に改めるものであります。

第2条は、事業所の名称及び位置について定めたものでありますが、第1号では、要介護者のための居宅介護支援事業を行うため、幕別町指定居宅介護支援事業所を置くこととし、第2号では、要支援者のための介護予防支援事業を行うため、幕別町指定介護予防支援事業所を置くものとするものであります。位置につきましては、いずれも幕別町新町122番地の1とし、幕別町保健福祉センター内に置くものであります。

第3条は、見出しを居宅介護支援事業等の休業日及び利用時間に改め、同条中、居宅介護支援事業を居宅介護支援事業等に改めるものであります。

第4条は、利用者について定めたものでありますが、前条と同様、居宅介護支援事業を居宅介護支援事業等に改めるものであります。

第5条は、手数料について定めたものでありますが、第1項では、前条同様、居宅介護支援事業を居宅介護支援事業等に改め、第2項及び第3項につきましては、法改正による引用条文の変更を行う

とともに、要支援者に係る介護予防支援についての内容を加えるものであります。

議案書の7ページにお戻りを頂きたいと思えます。

前段でお話をさせていただきましたが、附則になりますけれども、介護保険法が平成18年3月31日公布、同年4月1日施行となっておりますことから、施行年月日は公布の日からといたしておりますけれども、平成18年4月1日から適用するとするものであります。

なお、条例改正が遅れましたことは、政省令の告示が6月30日に告示されたということによります条例の制定の遅れということをごさいます。

なお、今回のことに関し、住民に直接影響の与えることはなかったということで理解をいたしているところをごさいます。

このような理由でございますので、ご理解を賜りたいと思えます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第61号、幕別町居宅サービス事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第61号、幕別町居宅サービス事業の実施に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料7ページをお開きいただきたいと思います。

介護保険法が改正をされまして、平成18年3月31日公布、同年4月1日から施行となりましたことから、本条例につきまして所要の改正を行うものであります。

居宅介護サービス事業における訪問介護及び通所介護におきまして、従来、要支援者及び要介護1から要介護5の方に対し、サービスを行ってきたところでありますが、介護保険法の改正により、そのうち要支援者のサービスにつきましては、介護予防サービス事業といたしまして、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を行うこととされたところであります。このために、引き続き要支援者に係るサービスを実施するため、介護予防サービス事業についての内容を加えるものであります。

また、忠類訪問介護事業所につきましては、介護保険制度が始まった当初から、忠類地域の訪問介護サービスを確保するため、直営事業として実施をまいりました。しかしながら、現在では、忠類地域を対象とした民間の訪問介護事業所が隣接する大樹町内に2事業所ありますので、十分にサービスが確保されること。さらには、人件費、介護報酬との採算性を鑑み、9月30日をもって廃止いたしたく提案するものであります。

なお、4月1日適用分を第1条関係、10月1日施行分を第2条関係として提案するものであります。

以下、条文に沿いまして、説明を申し上げます。

初めに、4月1日適用分であります第1条関係について、ご説明申し上げます。

題名であります、幕別町居宅サービス事業の次に「等」を加え、幕別町居宅サービス事業等の実施に関する条例に改めるものであります。

第1条は、目的について定めてものであります、介護保険法の改正に伴い、従来行ってまいりま

した要介護者のための居宅サービス事業の次に、要支援者のための介護予防サービス事業を実施することについて加えるものであります。

また、居宅サービス事業と介護予防サービス事業を総称して、以下、居宅サービス事業等という括弧書きを加えるものであります。

第2条は、居宅サービス事業について定めたものでありますが、見出しを居宅サービス事業等に改め、介護保険法の改正に伴い、引用条文の変更を行うとともに、従来行ってまいりました訪問介護と通所介護の次に、介護予防サービス事業といたしまして、介護予防訪問介護と介護予防通所介護をそれぞれ加えるものであります。

第3条につきましては、事業の名称及び位置について定めたものでありますが、前条と同様に居宅サービス事業を居宅サービス事業等に改め、訪問介護と通所介護の次に、介護予防訪問介護と介護予防通所介護をそれぞれ加えるものであります。

第4条及び第5条につきましては、利用対象者、利用の契約について定めたものでありますが、同様に居宅サービス事業を居宅サービス事業等に改めるものであります。

8ページをお開きいただきたいと思います。第6条につきましては、利用料等について定めたものでありますが、同条第1項の居宅サービス事業を居宅サービス事業等に改め、同項第1号の訪問介護の次に、及び介護予防訪問介護を加え、居宅支援サービス費用基準額を、介護予防サービス費用基準額に改め、同号中、特例居宅支援サービス費とありますものを、特例介護予防サービス費に改めるものであります。

次の、第2号については、通所介護の次に、及び介護予防通所介護を加え、法改正による引用条文の変更を行うとともに、要支援者のための介護予防通所介護を加えるものであります。

第2項につきましては、通所介護の次に、及び介護予防通所介護を加えるものであります。

10ページをお開きいただきたいと思います。

10月1日施行分の第2条関係についてであります。訪問介護事業所の廃止に伴い改正するものであります。

第2条につきましては、居宅サービス事業等について定めたものでありますが、第1号で規定していた訪問介護及び介護予防訪問介護を削除するとともに、条文を整理するものであります。

第3条につきましては、事業所の名称及び位置について定めたものでありますが、第1号に規定する訪問介護及び介護予防訪問介護の事業所の名称及び位置を削除するとともに、条文の整理をするものであります。

第6条につきましては、利用料等について定めたものでありますが、第1号に規定する訪問介護及び介護予防訪問介護を削除するとともに、条文の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、前段でご説明しましたように、第1条関係については、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用するものとし、第2条関係につきましては、平成18年10月1日から施行するものとするものであります。

前議案同様、6月30日に政省令が告示されたことから、条例改正が9月定例会になりましたことをご理解いただきたいと思います。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第62号、幕別町老人医療費助成条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第62号、幕別町老人医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の12ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、先にご説明をさせていただきました議案第59号の幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例と同様に、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことを受けまして、北海道医療給付事業補助要綱が改正となりましたことから、所要の改正を行うものであります。

第2条第6項につきましては、健康保険法第85条第2項が改正されましたことに伴います文言の整理であります。

次に、第7条第1項第2号につきましては、老人保健法第28条第1項の改正に合わせまして、一定以上の所得を有する現役並所得者が医療を受ける際の一部負担金の割合を2割から3割に改めるものであります。

公的年金控除の見直し及び老年者控除の廃止に伴い、新たに3割負担となります方々につきましては、月々の自己負担限度額が2年間の経過措置によりまして、現役並所得者より低い区分の一般に据え置かれますことから、一般の区分の自己負担額を超えた額につきましては、本条例の助成対象となるものであります。なお、現在、本町におきましては、3割負担の該当となる方はおりません。

次に、第8条第1項であります。第2条第6項と同様に、健康保険法の改正に伴います文言の整理であります。

施行期日につきましては、平成18年10月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○9番（中橋友子） これは一連の医療改定といいますか、今回は現役世代の分での提案で、現役並の所得がある分についての提案であります。次年度については一般の方もというようなことで、どんどん医療費を、個人負担を増やしていく一環の一つの条例提案だというふうに思うのですよね。

それで、ただいまのご説明ですと、今の時点で3割負担の対象者はいませんよということなのですが、昨日もお話ししましたけれども、税改正などありまして、今後については、やはり対象が出てくるということも考えるのですけれども、その辺の見通しは持っていらっしゃいますか。

○議長（本保証喜） 町民課長。

○町民課長（田村修一） 本事業につきましては、先ほど、助役が説明いたしましたとおり、北海道医療給付事業に基づく事業でございまして、本事業におきましては、今後も3割負担になるものは出ないと想定しております。

と申しますのは、そもそも本事業の所得制限というのがございます。対象者の所得制限というものがございまして、老人保健法に基づく所得制限は、この事業の所得制限よりかなり高いものでございますので、この事業においては、今後もほとんど出ないというふうに想定しております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(本保証喜) 異議がありますので、起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(本保証喜) 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第63号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役(西尾治) 議案第63号、幕別町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の13ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましても、先にご説明をさせていただきました議案第59号並びに議案第62号と同様に、北海道医療給付事業補助要綱が改正となりましたことによる改正であります。

健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項の改正に伴いまして、第2条第7項の文言を整理し、第8項を第9項に改め、新たに第8項として生活療養標準負担額の定義を加えるものであります。

生活療養標準負担額とは、介護保険との負担の均衡を図る観点から、平成18年10月より療養病床に入院する70歳以上の方に対しまして、生活療養に要した費用につきまして、食費以外に新たに居住費を負担していただくこととなるものであります。

次に、議案説明資料の14ページになりますが、第3条につきましては、助成の対象となるものにつきまして規定をしているものであります。北海道医療給付事業補助要綱の改正に沿いまして改正するものであります。

第1号から第5号は、他法令による措置並びに所得要件によりまして、本条例の助成対象外とするものを定めているものでありまして、第2号につきましては、議案第59号、幕別町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例第3条第3号と同様に、障害者自立支援法の施行に伴いまして、引き続き措置費制度の対象となるもの意外を、本条例の対象とするべく文言を改正し、第3号につきましては、該当となるものがないことから削除をし、第4号を第3号に、第5号を第4号に改めるものであります。

議案説明資料の15ページになりますが、第4条第1項であります。助成の額を規定しているものでありまして、第2条第7項と同様に、健康保険法の改正に伴う文言の整理と、第2条第8項で新たに加えられました生活療養標準負担額につきまして、助成の対処から除かれますことから、医療費から控除する額に加えるものであります。

なお、本条例につきましては、平成18年10月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほど、お願い申し上げます。

○議長(本保証喜) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○9番(中橋友子) 8の生活療養標準負担額、70歳以上のお年寄りの方の医療の助成にかかわることありますから、食費、居住費、つまり入院したときの費用負担が増えていくということですね。

介護保険の絡みで同じようにしていくのだということですが、この増える負担の金額は幾らになるのでしょうか。

○議長(本保証喜) 町民課長。

○町民課長(田村修一) 所得区分に応じて4段階に分かれておりまして、まず、一般の方につきましては1日当たり920円増えるということになります。

現役並所得の方、これは所得が老人夫婦の世帯で 520 万円以上の世帯の方で、その方につきましても 1 日当たり 920 円増額になるということでございます。

あと、低所得者の 1 と低所得者の 2 という区分がございまして、低所得者の 1 につきましても、1 日当たり 410 円の増、低所得者 2 につきましても、1 日当たり 320 円の増ということになっております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がありますので起立採決をいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 64 号、幕別町墓地条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 64 号、幕別町墓地条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の 16 ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、現在、拡張工事を進めております千住墓地に係るもので、1 の改正及び新たに貸付けをする区画の使用料等を設定するものであります。

第 2 条につきましては、墓地の名称及び位置について規定したものでありますが、千住墓地の位置として、千住 60 番地とあるものを、千住 59 番地 13、千住 775 番地 1、千住 804 番地 3 とするものであります。

現行条例は、千住 60 番地となっておりますが、既存の墓地の位置につきましては、昭和 38 年、大蔵省から借受けをした際に、番地がもともとなかったところございまして、無番地のところを 60 番地とつけ、大蔵省から借受けをしていた経過がございます。

この土地について、昭和 60 年に幕別町で払下げを受けております。払下げを受ける際に新たな番地を付設しておりますが、その番地が千住 775 番地の 1 であります。本来であれば、払下げを受けた昭和 60 年に、位置の変更の必要があったというふうに思っております。条例改正が遅れましたことについては、大変申し訳なく思っております。

さらに、拡張する部分につきましては、59 番地 13 及び 804 番地 3 に位置することから改正をするものであります。

17 ページをお開きいただきたいと思います。

別表第 5 条関係になりますが、墓地の使用料について規定したものであります。

このたびの千住墓地の拡張では、既存部分を第 1 区とし、拡張部分を三つの区に分け、第 2 区は、面積が 4 平方メートルの区画になりますが、120 区画。

第 3 区は、6 平方メートルの区画になりますが、130 区画。

第 4 区は、8 平方メートルの区画で、31 区画に区分するもので、使用料の単価につきましては、1 平方メートルにつきそれぞれ 6,000 円、7,000 円、8,000 円とするものであります。

この 1 平方メートル当たりの単価につきましては、拡張経費となる用地取得費及び造成に要する工事請負費の合計額を基本に、本町の既存墓地の 1 平方メートル当たりの単価及び近隣自治体の近年の

動向等を勘案し、受益者の方に3分の1程度のご負担を頂くことで設定をいたしております。

なお、造成工事につきましては、11月中に竣工する予定となっておりますことから、施行年月日につきましては、平成18年12月1日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第65号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第65号、幕別町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の18ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、昨年末に発表されました医療制度改革大綱に基づきます医療制度改革の中で、少子化対策の一つといたしまして、出産育児一時金の見直しが行われましたことを受けてまして改正するものであります。

第8条第1項は、出産育児一時金の支給額について規定しているものであります。昨今の出産費用の実態を踏まえまして、支給額を30万円から35万円に引き上げるものであります。

なお、所要の財源につきましては、総務省通知によります国民健康保険特別会計繰出基準に基づきまして、一般会計から所要額の3分の2を繰り入れるものであり、補正予算で提案をさせていただいているところであります。

本条例につきましては、平成18年10月1日から施行するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第66号、幕別町心身障害者小規模通所授産施設条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第66号、幕別町心身障害者小規模通所授産施設条例を廃止する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 56 号の提案理由でもご説明しましたように、小規模通所授産施設ひまわりの家は、本年 10 月 1 日から地域活動支援センターとして新たな事業を展開することとなっておりますので、本条例につきましても廃止するものであります。

なお、施行年月日につきましては、平成 18 年 10 月 1 日からとするものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 67 号、十勝圏複合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 67 号、十勝圏複合事務組合規約の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料 19 ページをお開きいただきたいと思います。

十勝圏複合事務組合の事務のうち、帯広高等看護学院の保健学科の廃止について提案するものでありますが、近年の少子化の進行と、高卒進学希望者の大学志向の高まり、大学での看護系学部、学科の新設、拡充等により、専修学校への志望者の減少が続いている現状にあります。

これは全国的な傾向でありまして、帯広高等看護学院の保健学科におきましても、同様に志願者が減少し、入学者が定員に満たない状況となっております。さらに、組合を構成する市町村において、保健師採用数が減少する傾向にあり、保健師業務を志すものが、卒業後の進路の選択肢をできるだけ多くしようと、専修学校よりも大学への進学を選ぶ一因となっているという現状にあります。

このような社会環境の変化や、地域の動向を勘案いたしまして、十勝圏複合事務組合の保健師養成事務を取りやめ、帯広高等看護学院保健学科を平成 20 年 3 月 31 日をもって廃止するため、組合規約の一部を変更しようとするものであります。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。

規約の第 1 条につきましては、十勝圏複合事務組合の目的を規定しておりますが、共同処理する事務のうち、保健師の養成に関する事項を削除するもので、アンダーラインの部分の「保健師及び」と次の行、「第 19 条第 2 号及び」を削除するものであります。

次に、議案書の 16 ページにお戻りを頂きたいと思えます。

附則になりますが、第 1 項において、施行年月日を平成 20 年 4 月 1 日とするものであります。

また、第 2 項においては、その時点で卒業を延期される学生がいる場合は、その学生が在学しなくなるまでの間、平成 22 年 3 月 31 日までに限りませんが、関係事務を継続して行うと定めるものであります。

十勝圏複合事務組合の規約変更につきましては、地方自治法第 290 条の規定によりまして、関係地方公共団体の議決が必要となりますことから、本議会に提案するものであります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第 29 条の規定により、教育に関する事務について定める議会の議決を得るべき事件の議案を作成する場合におきましては、教育委員会の意見を聞かなければならないとされておりますことから、8 月 29 日開催の教育委員会においてご審議を頂き、組合規約の変更議案の提出について、ご同意を頂いたところであります。



以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりました。

なお、本件につきましては、地方教育行政に関する組織及び運営に関する法律施行令第12条の規定により、教育組合法第23条に規定する事務の一部を処理するものについて、地方自治法第288条の協議を行う場合、当該関係地方公共団体の議会は、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないとされておりますので、過日、幕別町教育委員会に対し意見を求めたところ、お手元に配付いたしました写しのとおり、意見書が送付されておりますので報告いたします。

これより、議案第67号に対する質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第68号、町道の路線認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第68号、町道の路線認定につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

今回、認定しようとする路線は16路線。総延長は2,271.22メートルであります。

議案説明資料の20ページをお開きいただきたいと思います。

1番の、忠類小学校2号線、延長136.08メートルにつきましては、忠類小学校2号線道路改良事業によります新規認定であります。

続いて、説明資料の21ページをお開きいただきたいと思います。

2番の国営1号から16番の札内共北中通までの15路線、延長2,135.14メートルにつきましては、札内北栄土地区画整理事業の実施に伴う新規認定であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第69号、町道の路線変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第69号、町道の路線変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

今回、変更しようとする路線につきましては5路線、延長で1,118.06メートルの減であります。

議案説明資料の22ページをお開きいただきたいと思います。

17番の文京1号につきましては、開発行為に伴う終点変更であり、路線延長が146.42メートルの増となるものであります。

議案説明資料の 23 ページ、24 ページをお開きいただきたいと思います。

18 番の弘和 3 号線につきましては、道営畑地帯総合整備事業による道路整備に伴う終点変更であり、路線延長が 556.40 メートルの増となるものであります。

19 番の札内 6 号団地道路 1 号につきましては、札内北栄土地区画整理事業に伴う起終点変更であり、路線延長が 93.45 メートルの減となるものであります。

議案説明資料の 25 ページ、26 ページを参照いただきたいと思います。

20 番の幌内線及び 21 番の弘和当縁線につきましては、北海道有林管理区域区間との重複に伴う終点変更でありまして、路線延長が、幌内線で 1,128.87 メートル、弘和当縁線で 598.56 メートルの減となるものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、11 時まで休憩いたします。

10：48 休憩

11：00 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 14、議案第 70 号、平成 18 年度幕別町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 70 号、平成 18 年度幕別町一般会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1,179 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 158 億 6,699 万 4,000 円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページでございます、第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、地方債の補正でございますが、4 ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正、変更でございます。

臨時財政対策債につきまして、最終幕別町分の決定が行われまして、690 万円の増となりますことから、690 万円の増として新たに限度額を変更するものでございます。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

9 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目近隣センター管理費、129 万 2,000 円の追加でございます。

近隣センターの水洗化工事でございますが、千住東工業団地でございます企業が撤退をするということから、その合併浄化槽を古舞近隣センターに移設し、新たに古舞近隣センターの水洗化工事を実施するものであります。

16 目諸費、23 万 3,000 円の追加でございます。

行政報告でも申し上げましたとおり、功労者表彰記念品でございますが、当初、12名で計上いたしておりましたけれども、18名の方が表彰をお受けになるということから、追加をさせていただくものでございます。

2項徴税費、1目税務総務費、30万6,000円の追加でございます。十勝圏複合事務組合負担金といたしまして、来年度から実施されます税の滞納整理機構に対する準備経費として、30万6,000円を支出するものでございますが、一般会計からと、さらに国保会計からと合わせまして、総額で70万円となるものでございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、1,026万7,000円の追加でございます。

委託料でございますが、10月1日から実施されます地域生活支援事業の一環といたしまして、追加をさせていただくもの、さらには組替えとなるもの、それぞれの補正をさせていただくものでございます。

細節の5の障害者デイサービス事業委託料につきましては、支援費制度によります移行分として、1番下の細節11番、訪問入浴サービス事業委託料への組替えでございます。

細節8番の地域活動支援センター事業委託料につきましては、21名の方が今通所をされております。幕別町のひまわりの家には18名、池田町のクローバーには3名、総勢21名に係ります委託料でございます。

相談支援事業委託料につきましては、相談業務そのものは、町が窓口となるというのが第1次でございますけれども、困難事例等につきましては、専門の地域支援センターの方に委託をさせていただくというものでございます。

細節10番のコミュニケーション支援事業委託料につきましては、手話通訳等36時間分のいろいろな事業に対する派遣を受けるための委託料でございます。

次のページになりますが、細節の12番、移動支援事業委託料につきましては、障害者・障害児の外出支援サービスの委託料でございますが、居宅支援費からの組替えによるものであります。

日中の一次支援事業につきましては、障害者の日中活動の場の確保と、介護者の休息を目的とするものでございまして、新設事業であります。障害者居宅支援費からの組替えとなるものでございます。

次、19節の負担金補助及び交付金につきましては、条例でもご審議いただきましたように、ひまわりの家の補助金が10月1日より、地域活動支援センターへ移行するということから、委託料に組替えをするものでございます。

扶助費につきましては、身体障害者の日常生活用具補助。これにつきましては、身体障害者の補そう具の補助、細節6番からの組替えでございまして、ストマが補そう具から、日常生活用具になることによる組替えが主な内容となっております。

償還金利子及び割引料については、国、道の精算還付金でございます。

国保会計への繰出金が補正の内容となっております。

2項の児童福祉費、1目児童福祉総務費、3,566万9,000円の追加でございます。

本年の4月1日より、今まで3年生修了時までが児童手当の対象でございましたが、所得制限の緩和等を含めまして、6年生まで拡大されたことによります児童手当の追加分が主な補正の内容となっております。

障害児の居宅支援費につきましては、先ほどの説明の方への組替えが主な中身となっております。

次に、12ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、6目水道費、3,836万7,000円の追加でございます。

水道事業会計への補助金でございますが、今年度、交付税の算定におきまして、高資本費対策の団体として指定されましたことから、交付税では80%、これは普通交付税、特別交付税合わせまして補填されるものでありまして、残り20%は一般財源となりますが、水道会計への補助をするものでございます。

次に、6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費、50万9,000円の追加でございます。

負担金補助及び交付金でございますが、農業生産総合対策事業補助金、これはいわゆるたまねぎの実験法に関するソフト事業、細節23の経営構造対策事業補助金につきましては、農業研修施設の建設に係る補助金でございます。これらは、北海道に対して国から補助から交付金化されたということによりまして、北海道から幕別町への補助金は、19節の強い農業づくり事業補助金に改変されたことに伴いますそれぞれの組替えが主な内容でございます。

次に、4目農業施設管理費、13万7,000円の追加でございます。修繕料、気象観測用ロボットの修繕にかかる費用でございます。

次に、2項林業費、1目林業総務費、18万5,000円の追加でございます。有害鳥獣捕獲にかかわる作業賃金の追加でございます。

次のページになりますが、8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路維持費、2,000万円の追加でございます。道路の補修・補修、道路污水枡、雨水枡等の補修にかかわります追加でございます。

次に、3項都市計画費、3目街路事業費、補正額はゼロでございますが、補償補填及び賠償金から公有財産購入費へ組替えをするものでございます。

現在、札内9号南大通、道道事業として整備を実施いただいているというところでございます。

この道道にすりつけをする幕別札内線、さらには札内東通、これらについては道で事業を実施していただくものでございますが、当初、一旦、道の道路用地として取得するようなことで計画をいたしておりましたが、手法が変更いたしまして、直接町が幕別札内線、さらには札内東通の据付部分について、買収をする手法に変更されたものでございます。ただ、事業の費用につきましては、全額同品をもって充てる事業ということでございます。

次のページになりますが、9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、301万円の追加でございます。高規格救急自動車の擬装工事にかかわります費用を追加させていただくものでございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、81万8,000円の追加でございます。

議案でも提案をさせていただいております。学校あり方検討会議の報酬・費用弁償でございますが、10月から3月までの6回分を計上させていただいているものでございます。

3目教育財産費、100万円の追加でございます。学校、教員住宅等の営繕に係る費用の追加でございます。

次、歳入でございますが、5ページへお戻りいただきたいと思えます。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、2,323万円の追加でございます。

行政報告でもお話をさせていただきましたが、普通交付税については、決定額が3,583万4,000円の減ということで、この部分については減額をさせていただくものでございます。なお、今回の補正に必要な部分については、特別交付税として5,906万4,000円を追加するものでございます。

次に、13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金であります。5万円の追加でございます。

肢体不自由児の施設利用負担金でございますが、10月よりサービス費用の1割が負担となります。9月末までは、所得に応じた月額負担でありました。この月額負担については、道の直接納入する形になっておりまして、町には道から措置費道負担金として歳入を受けていたものでございますが、10月以降は町に直接負担を頂くものでございます。なお、今回の1割負担によって増額になる方は、ほぼいないというふうにお聞きをいたしております。

15款の国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、2,329万8,000円の減額補正でございます。

児童手当の関係が主な内容でございますが、昨年までは児童手当の3分の2を国が負担をしておりました。今年度、18年度から3分の1、半分に国庫の支出負担金が減額をされた。この部分につきましては、道及び市町村が交付税で措置をされるということで、行政報告の中でも、事業手当分の交付税分について、ご説明をさせていただいたところでございます。

次のページ、6ページになります。

2項の国庫補助金、2目民生費補助金、312万4,000円の追加でございます。地域生活支援事業が主な中身となっております。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、3,102万7,000円の追加でございます。主な内容といたしましては、先ほど言いましたように、道の負担部分については、今まで6分の1でございました。18年度から6分の2、倍になりますことから、道の児童手当に対する負担金の増となるものでございます。

2項道補助金、1目民生費補助金、274万6,000円の追加でございます。地域生活支援事業の補助金が主な中身となっております。

2目の農林業費補助金、50万9,000円の追加でございますが、次のページになりますけれども、先ほど言いました強い農業づくり事業補助金への組替えが主な中身となっております。

次に、3項道委託金、3目土木費委託金、280万円の減額でございます。用地取得に係る土地計画事業の関係でございますが、いわゆる歳入の組替えでございまして、21款の諸収入の方で同額を受けておりますので、道からの支出はそのままということでございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、6,750万5,000円の追加でございます。

21款諸収入、4項受託事業収入、2目土木費受託事業収入、1億600万円の減額でございますが、次のページ、8ページをご覧いただきたいと思いますが、先ほどの道の委託金の減額と、今、説明しましたもの、合わせた金額、雑入として5項雑入、4目雑入でございますが、1億880万円の追加をさせていただくものでございまして、歳入総額については同額ということになります。

次に、22款町債、1項町債、9目臨時財政対策債、690万円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[一括議題]

○議長（本保証喜） 日程第15、議案第71号、平成18年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第19、議案第75号、平成18年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）までの5議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第71号、平成18年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,610万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億776万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページにございます、第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費、39万4,000円の追加でございます。一般会計でもご説明しましたように、十勝圏複合事務組合滞納整理機構に対する準備経費として、国保会計から39万4,000円を支出するものでございます。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、225万円の追加でございます。条例改正でもご説明しましたように、1件当たり30万から35万円に引き上げされたことに伴います45件分の一時金に係る補正でございます。

次に、5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、3目保険財政共同安定化事業拠出金、1億4,331万7,000円の追加でございます。

国民健康保険法の改正によりまして、平成18年10月より、保険財政安定化事業が創設をされました。各市町村の保険財政の安定化及び保険税、保険料の平準化を図るという目的で設置をされたものでございます。

内容につきましては、全体の拠出額41%が国・道、国が34%、道が7%、市町村が59%を拠出するものでございまして、事業の内容といたしましては、今年4月までは、今まで高額療養費の共同化事業として、70万以上の高額医療に関して、共同化事業を行ってございました。

今年4月から80万円に引き上げられたということもございまして、今、この事業の対象となる医療費につきましては、30万以上の医療費を対象として、それぞれ平準化を図っていききたいということでございます。

30万円以上の医療費につきましては、全体の医療費の40%、4割を占めるという形になってございます。

今回、交付する交付基準につきましては、14年度から16年度までの3か年の各保険者、市町村の対象医療費の額の按分がまず2分の1。残りの2分の1を、保険者の16年度の一般被保険者の数によって拠出額を決めていこうということになります。

これが30万を超える部分については、拠出したうち3%を除去して、残りの部分はそれぞれの各保険者に戻ってくる仕組みでございますので、高額医療費が大きければ大きいほど、各市町村には拠出額より戻る額が大きいということになります。

ただ、本町の場合は、忠類地区も含めて16年度までは、全道的にも、うちの場合で170位以下になっておりますし、忠類さんの場合は200位ぐらいということなものですから、幕別町にとりましては、ほぼマイナスの状況になるだろうと。

今、歳入の中でも、1億4,331万7,000円を支出しておりますが、1億1,000万程度の歳入になるだろうということで、今、試算をいたしております。

残り3,300万円不足するところによりましては、これは北海道の調整交付金によって措置をするという仕組みになってございまして、いわゆる全道一本化に向けた一つの取り組みでないかというふうには考えてございます。

次のページになりますが、9款の諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、1,014万円の追加でございます。国庫支出金の精算還付金でございます。

次に、歳入でございますが、4ページにお戻りいただきたいと思っております。

療養給付費交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、147万3,000円の追加でございますが、過年度分の精算によるものでございます。

4款道支出金、2項道補助金、1目都道府県財政調整交付金、19万7,000円の追加でございますが、これは税の整理滞納機構に、国保会計から支出する分について、調整交付金の対象となるということから、その分についての追加をさせていただくものでございます。

5款共同事業交付金、1項共同事業交付金、2目保険財政共同安定化事業交付金、1億1,000万円でございます。

先ほど、歳出でご説明しましたように、1億4,000万ほど支出して、幕別町としては1億1,000万円が30万以上の医療費として交付される分だということでございます。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、169 万 7,000 円の追加でございます。

この大きなものは、出産育児一時金繰入金でございまして、3 分の 2 を一般会計から繰り入れるものでございます。

8 款繰越金、繰越金、1 項繰越金、4,273 万 4,000 円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

8 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 72 号、平成 18 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,964 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 89 万 4,000 万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、9 ページ、10 ページにあります、第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

12 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、1,964 万 7,000 円の追加でございます。

平成 17 年度の国庫支出金の精算還付金が支出の内容でございます。

歳入でございますが、前ページ、9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、1,964 万 7,000 円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

13 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 73 号、平成 18 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 312 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 1,933 万 6,000 万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、14 ページ、15 ページにあります、第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出でございますが、17 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、2 款事業費、2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、68 万円の追加でございます。集中電話装置の修繕にかかわる追加をするものでございます。

3 目管渠維持管理費、244 万円の追加でございます。主に工事請負費でございますが、泉町、暁町におけます汚水取付管の腐臭にかかわります工事請負費の修繕に係る追加でございます。

次に、歳入でございますが、前ページでございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、312 万円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

18 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 74 号、平成 18 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 222 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,656 万 1,000 万円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、19 ページ、20 ページにあります、第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

次に、地方債の補正でございますが、21 ページをお開きいただきたいと思います。今回の個別排水処理整備事業として、1,880 万円の限度額の増額をするものでございます。

次に、歳出でございますが、23 ページをお開きいただきたいと思います。

歳出、2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費、2,223 万円の追加でございます。

本年度当初、個別排水の処理予定件数としては 30 戸を予定してございました。年度に入りましてか

ら、新築住宅として、さらに12戸の申込みがございましたので、新築住宅分については追加をさせていただきます、年度内に工事を完成させたいということから、12戸分について追加補正をお願いするものでございます。

歳入でございますが、前のページをお開きいただきたいと思います。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金、補正額119万2,000円でございますが、受益者分担金でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、223万8,000円の追加でございます。前年度繰越金でございます。

6款町債、1項町債、1目排水処理施設整備事業債、1,880万円の追加でございます。本事業に係る起債の補正でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

24ページをお開きいただきたいと思います。

議案第75号、平成18年度幕別町水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

第2条の部分であります。収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。

1款水道事業収益、既決予定額4億9,215万5,000円に、3,836万7,000円を追加し、5億3,052万2,000円と定めるものでございます。

支出の部分につきましては、第1款水道事業費用、既決予定額5億7,917万7,000円に、400万円を追加し、5億8,317万7,000円と定めるものでございます。

次に、3条でございますが、これは4条予算にかかわります資本的収入、支出の関係でございます。

第1款資本的収入、既決予定額4億7,571万3,000円に、830万円を追加し、4億8,401万3,000円と定めるものでございます。

資本的支出でございますが、既決予定額6億1,823万3,000円に、930万円を追加し、6億2,753万3,000円と定めるものでございます。

次に、26ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出、1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、100万円の追加でございますが、ポンプ及び計装器の修理に係る追加でございます。

2目配水及び給水費、300万円の追加でございますが、配水管の漏水修理にかかわります修繕料の追加でございます。

収入でございますが、前のページにお戻りいただきたいと思います。

1款水道事業収益、1項営業外収益、2目他会計補助金、3,836万7,000円の追加でございます。

一般会計でもご説明しましたように、高料金対策団体として認められましたことから、一般会計からこの額を補助するものでございます。

次に、28ページをお開きいただきたいと思います。

資本的支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、930万円の追加でございます。

水道管の移設に係ります負担金工事でございます。

前ページ、資本的収入でございますが、1款資本的収入、6項負担金、1目負担金、830万円の追加でございます。

水道管の移設工事に係ります負担金であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議ほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、5議案について一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。



議案第 71 号、平成 18 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 72 号、平成 18 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 73 号、平成 18 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 74 号、平成 18 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 75 号、平成 18 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### [人事案件]

○議長（本保証喜） 日程第 20、議案第 76 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第 76 号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、現公平委員会委員であります郷孝男氏が、本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、後任の委員の選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

郷氏の 12 年間のご功労に対しまして、ここに深く謝意を表するものであります。

後任といたしまして、忠類郵便局にて局長をなされておられます永田信氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成 18 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 27 ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（本保証喜） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。  
この採決は無記名投票をもって行います。  
議場の閉鎖を命じます。  
（議場の閉鎖）
- 議長（本保証喜） ただいまの出席議員は、28 人であります。  
投票用紙を配付いたさせます。  
（投票用紙の配布）
- 議長（本保証喜） 投票用紙の配付漏れはありますか。  
（なしの声あり）
- 議長（本保証喜） 配付漏れなしと認めます。  
投票箱を点検させます。  
（投票箱の点検）
- 議長（本保証喜） 異常なしと認めます。  
念のため申し上げます。  
本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて、順次投票願います。  
なお、重ねて申し上げます。  
投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。  
点呼を命じます。
- 事務局長（堂前芳昭） 議席番号とお名前を申し上げます。  
1 番前川雅志議員、2 番芳滝議員、3 番前川敏春議員、4 番牧野議員、5 番草野議員、6 番岡田議員、8 番大坂議員、9 番中橋議員、10 番豊島議員、11 番中野議員、12 番伊東議員、13 番助川議員、14 番杉山議員、15 番齋藤議員、16 番堀川議員、17 番乾議員、18 番小田議員、19 番増田議員、20 番野原議員、21 番永井議員、22 番千葉議員、23 番坂本議員、24 番古川議員、25 番佐々木議員、26 番南山議員、27 番杉坂議員、28 番大野議員、29 番瀬瀬議員。
- 議長（本保証喜） 投票漏れはありますか。  
（なしの声あり）
- 議長（本保証喜） 投票漏れなしと認めます。  
投票を終了いたします。  
議場の閉鎖を解きます。  
（議場の開鎖）
- 議長（本保証喜） 開票を行います。  
会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、前川雅志議員及び芳滝議員を指名いたします。  
よって両議員の立会いを願います。  
（開票）
- 議長（本保証喜） 投票の結果を報告いたします。  
投票総数 28 票。  
これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。  
そのうち、賛成 28 票、反対 0 票。  
以上のおおり、賛成多数であります。  
よって、本案は同意することに決定いたしました。  
日程第 21、議案第 77 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。  
説明を求めます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） 議案第 77 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

本件は、現教育委員会委員であります林郁男氏が、本年 9 月 30 日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期につきましては、平成 18 年 10 月 1 日から平成 22 年 9 月 30 日までの 4 年間であります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料の 28 ページに記載をいたしておりますので、ご参照いただき、選任につき同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 本件は、人事案件でありますので、質疑討論を省略し、直ちに採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場の閉鎖）

○議長（本保証喜） ただいまの出席議員は、28 人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（投票用紙の配布）

○議長（本保証喜） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱の点検）

○議長（本保証喜） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案を可とする諸君は○印を、本案を否とする諸君は×印を記載の上、職員の点呼に応じて、順次投票願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第 84 条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

○事務局長（堂前芳昭） 議席番号とお名前を申し上げます。

1 番前川雅志議員、2 番芳滝議員、3 番前川敏春議員、4 番牧野議員、5 番草野議員、6 番岡田議員、8 番大坂議員、9 番中橋議員、10 番豊島議員、11 番中野議員、12 番伊東議員、13 番助川議員、14 番杉山議員、15 番齋藤議員、16 番堀川議員、17 番乾議員、18 番小田議員、19 番増田議員、20 番野原議員、21 番永井議員、22 番千葉議員、23 番坂本議員、24 番古川議員、25 番佐々木議員、26 番南山議員、27 番杉坂議員、28 番大野議員、29 番瀬瀬議員。

○議長（本保証喜） 投票漏れはありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の開鎖）

○議長（本保証喜） 開票を行います。

会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、前川敏春議員及び牧野議員を指名いたします。

よって両議員の立会いを願います。

（開票）

○議長（本保証喜） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 28 票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 28 票、反対 0 票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明 16 日から 25 日までの 10 日間は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、9 月 16 日から 25 日までの 10 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会]

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、9 月 26 日、午後 2 時からであります。

11 : 50 散会

# 第3回幕別町議会定例会

## 議事日程

平成18年第3回幕別町議会定例会

(平成18年9月26日 14時00分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
17 乾 邦広 18 小田良一 19 増田武夫  
(諸般の報告)
- 日程第2 議案第78号 工事請負契約の締結について
- 日程第3 議案第56号 幕別町地域活動支援センター条例  
(民生常任委員会報告)
- 日程第4 議案第57号 幕別町立学校あり方検討会条例  
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第5 陳情第2号 「国を愛する心」を強制する「教育基本法の改正に反対する意見書」の提出を求める陳情の取下げについて
- 日程第6 陳情第6号 安全・安心の医療と看護・介護の実現のために「医師看護師等の大幅増員を求める意見書」の提出を求める陳情書  
(民生常任委員会報告)
- 日程第7 陳情第7号 「出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書」の提出を求める陳情  
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第8 陳情第8号 「季節労働者の「特例一時金」現行維持及び通年雇用の促進に関する意見書」の提出を求める陳情
- 日程第9 陳情第9号 雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し国の季節労働者対策の強化を求める陳情  
(以上、産業建設常任委員会報告)
- 日程第9の2 発議第14号 医師・看護師等の大幅増員を求める意見書
- 日程第9の3 発議第15号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸し金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書
- 日程第9の4 発議第16号 季節労働者の「特例一時金」現行維持及び通年雇用の促進に関する意見書
- 日程第10 認定第1号 平成17年度忠類村一般会計決算認定について
- 日程第11 認定第2号 平成17年度忠類村国民健康保険事業特別会計決算認定について
- 日程第12 認定第3号 平成17年度忠類村簡易水道事業特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第4号 平成17年度忠類村農業集落排水事業特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第5号 平成17年度忠類村老人保健事業特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第6号 平成17年度忠類村介護保険事業特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第7号 平成17年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第17 認定第8号 平成17年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

- 日程第18 認定第9号 平成17年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第19 認定第10号 平成17年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第20 認定第11号 平成17年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第21 認定第12号 平成17年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第22 認定第13号 平成17年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
- 日程第23 認定第14号 平成17年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第24 認定第15号 平成17年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について
- 日程第25 認定第16号 平成17年度幕別町水道事業会計決算認定について  
(以上、決算審査特別委員会報告)
- 日程第26 常任委員会所管事務調査報告  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第27 閉会中の継続調査の申し出  
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

# 会 議 録

平成18年第3回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成18年9月26日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 9月26日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (28名)  
議長 本保征喜  
副議長 額額太郎  
1 前川雅志      3 前川敏春      4 牧野茂敏      5 草野奉常  
6 岡田和志      7 中村弘子      8 大坂雄一      9 中橋友子  
11 中野敏勝      12 伊東昭雄      13 助川順一      14 杉山晴夫      15 齊藤順教  
16 堀川貴庸      17 乾 邦広      18 小田良一      19 増田武夫      20 野原恵子  
21 永井繁樹      22 千葉幹雄      23 坂本 偉      24 古川 稔      25 佐々木芳男  
26 南山弘美      27 杉坂達男      28 大野和政
- 6 欠席議員 (2名)  
2 芳滝 仁      10 豊島善江
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員  
町長 岡田和夫    助役 西尾 治    助役 遠藤清一    収入役 金子隆司  
教育長 高橋平明    教育委員長 林 郁男    代表監査委員 市川富美男  
農業委員会会長 上田健治    総務部長 菅 好弘    企画室長 佐藤昌親  
民生部長 新屋敷清志    経済部長 藤内和三    建設部長 高橋政雄  
教育部長 水谷幸雄    札内支所長 本保 武    忠類総合支所長 川島広美  
総務課長 川瀬俊彦  
企画室参事 羽磨知成  
水道課長 橋本孝男    地域振興課長 姉崎二三男
- 8 職務のため出席した議会事務局職員  
局長 堂前芳昭    課長 横山義嗣    係長 國安弘昭
- 9 議事日程  
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名  
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。  
17 乾 邦広      18 小田良一      19 増田武夫

# 議事の経過

(平成 18 年 9 月 26 日 14:00 開会・開議)

## [開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

## [議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

## [会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、17 番乾議員、18 番小田議員、19 番増田議員を指名いたします。

## [諸般の報告]

○議長（本保証喜） この際、諸般の報告を事務局からいたさせます。

○局長（堂前芳昭） 2 番芳滝議員、10 番豊島議員より、本日、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

○議長（本保証喜） これで諸般の報告を終わります。

## [付託省略]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 2、議案第 78 号については、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、議案第 78 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。日程第 2、議案第 78 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 78 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、幕別簡水第 1 送水ポンプ施設整備工事であります。

平成 18 年 9 月 25 日、水道機工株式会社札幌支店、磯村放水機工株式会社札幌支店、CA 機械産業株式会社、オルガノ株式会社札幌支店の 4 社により指名競争入札を執行いたしましたところ、6,941 万 5,500 円をもちまして、水道機工株式会社札幌支店が落札することとなりましたので、札幌市北区北 7 条西 2 丁目 20 番、水道機工株式会社札幌支店支店長國井文典氏と契約を結ぼうとするものであります。

工期につきましては、平成 19 年 2 月 20 日を予定いたしております。

本工事につきましては、明倫地区の水不足解消のために実施する工事で、第 1 送水ポンプ施設並びに取水ポンプ施設のほか、取水した井戸水を滅菌消毒し、配水池へ送水する施設を整備するものであります。

施工場所につきましては、議案説明資料 1 ページの位置図にもありますように、幕別町字三河にあ



ります幕別簡水第1送水ポンプ場であります。

工事概要につきましては、送水ポンプ2台、取水ポンプ1台、ポンプ設備を制御するための動力計装設備一式及び非常用発電機1基を新設するものであります。

また、上記設備の運転状況等の情報を、電話回線を使用して中央監視設備にてコントロールするためのシステム変更を行うものであります。

議案説明資料2ページにつきましては、今回、工事箇所の大図であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### [委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第3、議案第56号、幕別町地域活動支援センター条例を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長乾邦広議員。

○民生常任委員長（乾邦広） 平成18年9月26日。

幕別町議会議長本保証喜様。

民生常任委員長乾邦広。

民生常任委員会報告。

平成18年9月4日本委員会に付託された事件（議案第56号）を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成18年9月6日（1日間）。

2、審査事件。

議案第56号、幕別町地域活動支援センター条例。

3、審査の経過。

審査に当たっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされました。

本条例は、障害者自立支援法に基づき必要な事項を定めたものであるとして全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

幕別町地域活動支援センター条例は、委員長の報告は原案を「可」とするものであります。

本案は、委員長報告のとおり、決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第57号、幕別町立学校あり方検討会条例についてを議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長坂本偉議員。

○総務文教常任委員長（坂本偉） 平成18年9月26日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長坂本偉。

総務文教常任委員会報告。

平成18年9月4日本委員会に付託された事件（議案第57号）を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成18年9月6日（1日間）。

2、審査事件

議案第57号、幕別町立学校あり方検討会条例。

3、審査の経過。

審査に当たっては、条例新設に係る理由・内容等について質問が出され、慎重に審査がなされた。

本条例は、よりよい教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するための必要な事項を定めたものであるとして全会一致で結論をみた。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第57号、幕別町立学校あり方検討会条例に対する委員長の報告は、原案を「可」とするものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、陳情第2号、「国を愛する心」を強制する「教育基本法の改正に反対する意見書」の提出を求める陳情の取下げについてを議題といたします。

お諮りいたします。

陳情第2号については、お手元に配付した取下げ書のとおり、陳情者から取り下げたいとの申し出がありました。

これを許可することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号の取下げは、許可することに決定いたしました。

日程第6、陳情第6号、安全・安心の医療と看護・介護の実現のために「医師看護師等の大幅増員を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長乾邦広議員。

○民生常任委員長（乾邦広） 平成 18 年 9 月 26 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

民生常任委員長乾邦広。

民生常任委員会報告。

平成 18 年 9 月 4 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 18 年 9 月 6 日（1 日間）。

2、審査事件。

陳情第 6 号、安全・安心の医療と看護・介護の実現のために「医師看護師等の大幅増員を求める意見書」の提出を求める陳情書。

3、陳情の趣旨。

医療事故をなくし、安全でゆきとどいた医療と看護を実現するには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働ける職場環境づくりが不可欠であるが、医療現場の実態は過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化している。

北海道では、医師の確保が困難なため、診療科の縮小や病棟を閉鎖する病院が後を絶たず、病院自体を閉院する等、道内の地域医療の崩壊が危惧される。

欧米諸国に比べ日本は圧倒的に人員体制が少なく、患者の重症化、医療・看護の高度化に加え、入院日数の短縮や業務の IT 化などにより業務は過密の度を増しており、人員増は緊急の課題である。

医療現場での大幅増員を保障する医師・看護職員等の確保対策を抜本的に強化するよう意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第 6 号、安全・安心の医療と看護・介護の実現のために「医師看護師等の大幅増員を求める意見書」の提出を求める陳情書に対する委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり「採択」することに決定いたしました。

日程第 7、陳情第 7 号、「出資法の上限金利の引下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長坂本偉議員。

○総務文教常任委員長（坂本偉） 平成 18 年 9 月 26 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

総務文教常任委員長坂本偉。

総務文教常任委員会報告。

平成 18 年 9 月 4 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成 18 年 9 月 6 日（1 日間）。

2、審査事件。

陳情第 7 号、「出資法の上限金利の引下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書」の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

現在、公定歩合、銀行の貸出平均金利が超低金利の我が国において、消費者金融等の貸金業者は、利息制限法に定める制限金利でさえ高金利といえるところ、貸金業規制法 43 条の要件遵守を条件に、出資法上で定める上限の超高金利での営業をしている。最高裁は、貸金業者の貸付けにみなし弁財は適用しないと判示したが、貸金業者は、利息制限法に定める所定金利に定めなければいか、法を知らない債務者に何ら説明をせず、本来無効の利息を違法に受け続けている。全国では債務整理を必要とする多重債務者の自己破産、夜逃げ、自殺等の社会問題や、税金や社会保険料等の滞納が常態化している。

出資法の上限金利を見直し、住民が安心して経済生活を送れる適正な金利規制等の法改正を行うよう、意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第 7 号、「出資法の上限金利の引下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書」の提出を求める陳情に対する委員長の報告は、「採択」であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり「採択」することに決定いたしました。

[一括議題・委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第 8、陳情第 8 号、「季節労働者の「特例一時金」現行維持及び通年雇用の促進に関する意見書」の提出を求める陳情及び、日程第 9、陳情第 9 号、雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める陳情を一括議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長伊東昭雄議員。

○産業建設常任委員長（伊東昭雄） 平成 18 年 9 月 26 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

産業建設常任委員長伊東昭雄。

産業建設常任委員会報告。

平成 18 年 9 月 4 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第

94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成18年9月11日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第8号、「季節労働者の「特例一時金」現行維持及び通年雇用の促進に関する意見書」の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

冬期に失業を余儀なくされる季節労働者の、雇用安定、通年雇用化促進のための対策を北海道全体として進めているが、行政改革の一環として、雇用保険制度の見直しが論議されており、特例一時金は廃止等が検討されている。

特例一時金の廃止等は、季節労働者の生活を不安にし、地域経済への影響が懸念される。

国は新規施策として通年雇用促進支援事業（仮称）の実施を予定しているが、冬期失業の実態を踏まえると、通年雇用の促進させる事業として、北海道、市町村、地域の努力はもちろん、国の責任による事業成功が不可欠である。

季節労働者の特例一時金の存続、現行制度の維持、新たな冬期雇用の確保の実現のため、意見書の提出を求める。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

平成18年9月26日。

幕別町議会議長本保証喜様。

産業建設常任委員長伊東昭雄。

産業建設常任委員会報告。

平成18年9月13日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成18年9月15日（1日間）。

2、審査事件。

陳情第9号、雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し国の季節労働者対策の強化を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

季節的に失業を余儀なくされる労働者の「命綱」として、重要な役割を果たしてきた季節労働者冬期援護制度の廃止や特例一時金の廃止・見直し論議は、季節労働者の失業中の生活保障が奪われる深刻な事態が予想される。

北海道においては、長期にわたる不況と景気回復の遅れ等から雇用情勢は依然として深刻である。

国は通年雇用促進等事業費（仮称）の実施を予定しているが、国としてより積極的な支援が求められ、特例一時金の存続や、季節労働者対策の強化のため、意見書の提出を求める。

4、審査の結果。

「みなし採択」と決した。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、2議件一括し質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第8号、「季節労働者の「特例一時金」現行維持及び通年雇用の促進に関する意見書」の提出を求める陳情に対する委員長の報告は、「採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり「採択」することに決定いたしました。

次にお諮りいたします。

陳情第9号、雇用保険の特例一時金の廃止・改悪に反対し、国の季節労働者対策の強化を求める陳情に対する委員長の報告は、「みなし採択」であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり「みなし採択」とすることに決定いたしました。

追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

14:24 休憩

14:26 再開

○議長(本保証喜) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、お手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長(本保証喜) 日程第9の2、発議第14号、「医師・看護師等の大幅増員を求める」意見書案、及び日程第9の3、発議第15号、「出資法の上限金利の引下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書案、及び日程第9の4、発議第16号、季節労働者の「特例一時金」現行維持及び通年雇用の促進に関する意見書案の3議件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書については、先に報告のありました各常任委員会報告の、陳情の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、提案者の説明・質疑討論を省略し直ちに採決いたします。

[採決]

○議長(本保証喜) お諮りいたします。

発議第14号、医師・看護師等の大幅増員を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

次にお諮りいたします。

発議第 15 号、出資法の上限金利の引下げ等、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決いたしました。

次にお諮りいたします。

発議第 16 号、季節労働者の「特例一時金」現行維持及び通年雇用の促進に関する意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

#### [一括議題・決算審査特別委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第 10、認定第 1 号、平成 17 年度忠類村一般会計決算認定についてから、日程第 25、認定第 16 号、平成 17 年度幕別町水道事業会計決算認定についての 16 議件を一括議題いたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長千葉幹雄議員。

○決算審査特別委員長（千葉幹雄） 朗読をもって報告に代えさせていただきます。

平成 18 年 9 月 26 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

決算審査特別委員長千葉幹雄。

決算審査特別委員会報告書。

平成 18 年 9 月 4 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記。

#### 1、審査事件。

認定第 1 号、平成 17 年度忠類村一般会計決算認定について。

認定第 2 号、平成 17 年度忠類村国民健康保険事業特別会計決算認定について。

認定第 3 号、平成 17 年度忠類村簡易水道事業特別会計決算認定について。

認定第 4 号、平成 17 年度忠類村農業集落排水事業特別会計決算認定について。

認定第 5 号、平成 17 年度忠類村老人保健事業特別会計決算認定について。

認定第 6 号、平成 17 年度忠類村介護保険事業特別会計決算認定について。

認定第 7 号、平成 17 年度幕別町一般会計決算認定について。

認定第 8 号、平成 17 年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について。

認定第 9 号、平成 17 年度幕別町老人保健特別会計決算認定について。

認定第 10 号、平成 17 年度幕別町介護保険特別会計決算認定について。

認定第 11 号、平成 17 年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について。

認定第 12 号、平成 17 年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について。

認定第 13 号、平成 17 年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について。

認定第 14 号、平成 17 年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について。

認定第 15 号、平成 17 年度幕別町農業集落排水特別会計決算認定について  
認定第 16 号、平成 17 年度幕別町水道事業会計決算認定について。

2、委員会開催日。

平成 18 年 9 月 20 日・21 日・22 日（3 日間）。

3、審査の結果。

全会計を「認定」すべきものと決した。

○議長（本保証喜） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員長に対する質疑は、省略したいと思ひます、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

[討論]

○議長（本保証喜） これより、討論を行います。

認定第 1 号、平成 17 年度忠類村一般会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

増田議員。

○19 番（増田武夫） 認定第 1 号、平成 17 年度忠類村一般会計決算認定についての反対討論を行います。

平成 17 年度は、昭和 24 年に大樹村から分村して以来、56 年の歴史に幕を下ろした忠類村としての最後の会計年度でありました。

合併という自治の形を選択するに際しては、住民全体の意思を確認しながら前に進むことが、民主主義の基本的なルールであることを主張してまいりましたが、残念ながら、住民投票その他の手続をとることなく、強引ともいえる手法で合併という結論が導き出されました。

しかも、2 町村の枠組みがスタートして、わずか 4 カ月というあわただしさの中で、新しい町の将来の姿を村民の前に示した上での議論を保障することがないまま進められ、大方の村民の心からの納得を得た合併とはいえないものでありました。

合併の決定を受けた平成 17 年度は、合併に対する賛否の枠を超えて、新しいまちづくりへの思いを一つにしなければならぬ期間であり、また、築き上げてきた 56 年の歴史を次の町につなげて、この地域を安心して住み続けられるようにしてほしいとの地域住民の願いを受け止めなければならない年でありました。

私は、このような状況に鑑み、この年度を通じて、主に二つの点を村政に求めてまいりました。

第 1 は、苦しい財政状況の中で、少しずつ積み上げられてきた幾つかの施策が、合併と同時に、あるいは、3 年ほどの経過措置の後になくなろうとしています、このうちの一つでも二つでも残す努力をしなければならないということであります。

例えば、高齢者が楽しみにしている平成 6 年からのアルコ 236 敬老入浴事業、また、同じ 6 年から始まった子育て支援のための就学前までの乳幼児医療費無料化、平成 11 年から始められた生保世帯、重度心身障害者世帯、母子・父子世帯、お年寄り世帯など弱い立場にある方々への水道料、し尿汲み取り料、下水道料の助成制度。また、介護保険制度発足時から行われてきた介護保険料の低所得者に対する減免制度などあります。

今日の住民が置かれている経済状況を鑑みますと、決して十分なものではないと思ひますが、しかし、多くの関係者が努力して積み上げてきた村政の優しさであり、一人一人の村民の顔が見え、住民を大事にする地方自治体の良さが具体化された貴重な施策といえるものであります。

それまでの住民に対する説明では、合併せずに自立の道を選択すれば、これらの住民に対するサー



ビスの見直しと、行政サービスの低下は避けられず、公共料金等の負担も耐えられないものになると説明され、合併を選択する方向に舵が切られました。

そこで強調されたのが、114億円の合併による財政効果でありましたが、村民に待っていたのは、こうした住みやすさ、優しさの後退と、水道料金、ごみ処理手数料、国保税などの公共料金の大幅な引上げであります。

私は、再三にわたり、これらの施策を一つでも二つでも残すことによって、お互いの町村の良さを新しい町につないでいく努力を行政に求めてまいりましたが、残念ながら実現するに至りませんでした。

第2は、忠類担当助役の決裁専決権限と、総合支所の機能強化の問題です。

平成17年9月議会では、このことについての前向きな努力を要請したところであります。

忠類地域の急激な過疎化への懸念、経済活動の停滞や住民生活の将来にかかわる大切な課題でありましたけれども、行政にその認識があったとは思えず、見るべき成果が上がりませんでした。

合併後の3月議会などの一般質問での問題提起になったところであります。

56年の歴史を閉じる平成17年度の村政の場に居合わせた者の一人として、これらの二つの課題に対する取り組みを踏まえて考えますと、平成17年度の村政の在り方、姿勢に賛同し、評価することはできません。

以上の理由により、平成17年度忠類村一般会計決算の認定に反対するものであります。

○議長（本保証喜） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

南山議員。

○26番（南山弘美） 認定第1号、平成17年度忠類村一般会計決算についての賛成討論を行います。

平成17年度忠類村一般会計決算の内容につきましては、既に幕別町との合併を決断いたしました当年度2月までの打ち切り予算でございました。

そのため、予算執行につきましては、これまで段階的に、あるいは継続的に進めてまいりました事務事業や結果が求められないものに対しましても、締めくくりの意味合いのもとでの予算執行であったと考えております。

もとより、町村合併は、国が進める行財政改革に起因しておりまして、三位一体による財政面での難題に、人口1,859人の小さな忠類地域の存続をかけた合併によりまして、忠類村が歩んできました56年の歴史の足跡が消えることのないよう、理事者の強い願いを込めての予算執行であったのではないかと考えます。

中でも、決算で報告されておりますとおり、歴代理事者の健全財政のたゆまざる努力の結果、良質な起債と相応の基金を有しながら、新幕別町に引き継ぐことができましたことは、私どもが合併に対しまして、絶えず考えてまいりました、まだ体力のあるうちにという願いが叶えられ大変うれしく思っているところでございます。

本委員会に付託されました平成17年度忠類村一般会計の決算審査は、忠類村56年間の総決算でもありました。

十勝管内で一番小さな村が、そうした財政規模のもとで他町村に互して、最大の財政効果を上げられましたことに、理事者はじめ、職員の努力と並びに関係する皆さまに深く敬意を表し、併せて、この決算をベースに、一層に忠類地域の発展を願って、平成17年度忠類村一般会計決算の認定に対する賛成討論といたします。

○議長（本保証喜） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（本保証喜） これより採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第1号、平成17年度忠類村一般会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第2号、平成17年度忠類村国民健康保険事業特別会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成17年度忠類村簡易水道事業特別会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第4号、平成17年度忠類村農業集落排水事業特別会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第5号、平成17年度忠類村老人保健事業特別会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第6号、平成17年度忠類村介護保険事業特別会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

この際、15時まで休憩いたします。

14：45 休憩

15：00 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[討論]

○議長（本保証喜） 次に、認定第7号、平成17年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

中橋議員。

○9番（中橋友子） 認定第7号、平成17年度幕別町一般会計決算認定に対する反対討論を行います。

平成17年度幕別町一般会計決算額は、歳入総額で140億7,654万4,000円、歳出総額138億9,734万9,000円でありました。

この執行に当たり、主に政策の姿勢についての問題を申し上げたいと思います。

平成17年度の最も大きな施策は、国の地方自治削減のための行財政改革の提案に沿い、忠類村と合併を決定したことであります。

幕別町制109年の歴史始まって以来、初めて自治体の枠組みを変えるという重大なことであったにもかかわらず、全住民のアンケートや住民投票も行われず、協議会の構成が変わっても白紙に戻すこともせず、短期間に決定したことは、町長が公約する住民参加のまちづくりから大きく離れるものであります。

また、合併後のまちづくりにおいて、地域インターネット整備に2億2,000万、電算システム構築事業に2億9,700万円もの膨大な投資が行われる一方で、特に忠類地区で実施されてきた数十万円単位の福祉施策なども廃止と決められたことは、大きな矛盾であり、住民サービスを後退させるものです。

今後の新しいまちづくりで、福祉政策を復活させる再検討が必要であると考えます。

次に、町民の暮らしの問題であります。

格差社会が問題になっていますが、町民の暮らしの実態も大変厳しい現状にあることが明らかになってきています。

幕別町の生活保護世帯は、平成12年から5年間で約1.5倍になり、町内の雇用状況は労働者の44%が非正規雇用となっています。

また、町民の収入状況は、収入を得ている役1万6,000人の町民の62%が年収300万以下であり、中でも年金収入は71%が148万円以下です。

その上、国の増税計画により、生活費は非課税の原則のもとに実施されてきた所得税や住民税の各種控除制度が次々に廃止され、特に高齢者は、医療費や介護保険制度改定による負担増も加わり、収入が下がる中で二重三重の負担増となっています。

この責任は、庶民負担増を進める国の政策にあるわけですが、直接住民の暮らしを守る責任を持つ町として、軽減策を講ずることが必要であることを繰り返し求めてきました。

しかし、残念ながら実施には至りませんでした。

せめて、税改定による町の増収分は、これらの手立てに充てるべきであると考えます。

このことは、自己負担がどんどん増える障害者政策についても同様であります。

次に、収納率向上の在り方について、申し上げます。

税や各種使用料について、納入を促進していく上で、客観的資料による負担能力に基づき、具体的な指導と低所得者に対する援助の手立てが必要であり、命にかかわる水道の停止などは、基本的には行うべきではないと考えます。

行政と住民が向き合える環境が築かれて、そこで事態を打開していくことになるのではないのでしょうか。

現在、国の中心の行財政改革のもとで、財政を含めた地方行政は大変困難な状況にあります。

硬直的な財政状況を打開するために、町はこれまで繰上償還の実施、起債発行の抑制など努力をし、過去の大型事業の返済も先が見えてきた段階にあることが示されましたが、国の地方財政の姿勢はより厳しくなる方向であります。

関係6団体はもとより、あらゆる力を発揮し、地方財政確保のために力を尽くすことと併せ、町民の置かれている困難な現状を直視し、地方自治の本旨である住民サービスの向上のために、一層努力されることを求め、反対討論をいたします。

○議長（本保証喜） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

永井議員。

○21番（永井繁樹） 認定第7号、平成17年度幕別町一般会計決算認定について、私は賛成の立場で討論を行います。

平成17年度一般会計決算は、国と地方の三位一体改革のもと、大変厳しい状況の中で予算執行に苦慮された結果でありました。

歳入総額140億7,654万円、歳出総額138億9,734万円で、余剰金は1億7,919万円となり、次年度繰越財源3,149万円を差し引いた1億4,770万円が実質収支額となり、このうち財政調整基金に8,000万円を積立てし、残り6,770万円を翌年度へ繰り越す結果となりました。

このことは、翌年度以降の財源確保の観点からも評価できるところであります。

また、当初予算での財源不足6億3,537万円については、財政調整基金や減債基金などの充当を予定していましたが、町税や地方交付税などの収入の増により、まちづくり基金では5億500万円の繰入れが増加したものの、財政調整基金で2億円、減債基金で3億円の繰入れが減少になりました。

歳出において、合併関連事業の実施などによる基金取り崩しの総体的な縮減は図られませんでした。行政改革推進大綱に基づいた経費節減の効果が見受けられ、財政調整基金等で5億2,972万円が積み立てられたことは、評価できるところであります。

しかし、収納率においては、町税が89.8%と前年の88.42%と比較して、1.38ポイント減少したことは、今後の努力に強く期待するものであります。

一方、滞納金削減対策として、収納率向上推進本部を中心とした取り組みの結果、収入未済額において、旧忠類村にかかわる2,458万円を除けば、2億3,668万円となり、前年と比較してマイナス15.3ポイント、金額にして4,265万円減少したことは、評価されるところであります。

また、不納欠損額においては、旧忠類村にかかわる361万円を除けば、5,066万円となり、前年と比較してプラス6.3ポイント、金額にして299万円の増になったことは、財政上の負担となることや、負担の公平性維持のためにも、その削減に対して、さらに努力をされ、取り組まれることを望むものであります。

さらに、財政運営の健全性においては、経常収支比率89.7、財政力指数0.299、起債制限比率13.6、実質公債比率21.5などからみた財政状況は、徐々に改善はされているものの、やはり硬直化が顕著に現れています。

今後の健全な財政の弾力性をできるだけ早く回復することが望まれます。

先ほど、中橋議員の反対討論の中で、一部財政にかかわった理由がございましたが、岡田町政が始まった平成11年から17年の一般会計地方債残高の推移をみますと、平成11年度末225億2,200万円、平成14年211億100万円、平成17年度は、旧忠類村の33億6,000万円を除くと、198億9,200万円となり、6年間で26億3,000万円減少させ、各年を平均すると4億3,800万円の削減成果になっています。

こうした地道な努力を私は評価すべきだと思います。

また、平成12年度から16年度の第2次行政改革において、経費節減や職員削減及び各種手当廃止

などにより、その効果額がおおよそ8億5,952万円となったことは、行政改革の成果として評価されるところであります。

さらに、現在は第3次行政改革大綱を策定中であり、今後の経費節減や地方債残高の削減に対して努力する姿勢を強く期待できるものでもあります。

町の財政運営に対して、効果のあったものはきちんと評価をし、意見を付して改善すべきとことはしっかり主張していくことが、私は大切であると思います。

反対討論の中で述べられた幾つかの理由が、一般会計すべてを認定しないほどの要因にはなりえないのではないのでしょうか。

総合的な評価のもと、判断すべきであると私は考えます。

過日の決算審査特別委員会では、各委員により慎重審議がなされ、たくさんの意見が出されました。

これらの意見が次年度以降の予算に十分に反映されることを強く期待するものでもあります。

また、町民の皆さん一人一人の声を大切にしながら、共同のまちづくりを基本として、今後の町政の執行に全力で取り組まれることを強く要望いたします。

以上、議員皆さんの賛同を求めまして、私の賛成討論に代えます。

○議長（本保証喜） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

#### [採決]

○議長（本保証喜） 採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第7号、平成17年度幕別町一般会計決算に対する委員長報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

#### [討論]

○議長（本保証喜） 次に、認定第8号、平成17年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

中橋議員。

○9番（中橋友子） 認定第8号、平成17年度幕別町国民健康保険決算認定に対する反対討論を行います。

国民健康保険制度は、憲法に基づいた国民の健康と命を守るための皆保険制度であります。

加入者は、現在、退職者の増加や長期経済の低迷により、他の保険からの移動も含め、年々増加してきました。

平成17年度決算では、4,936世帯、加入率48.81%で、町民のほぼ半数の世帯が加入となっております。

国民健康保険税の1世帯当たりの調定額は18万7,386円で、昨年度よりも1,305円減少しているものの、依然重たい負担となっております。

特に、他の健康保険と比べて、高い税額であることから、担税能力を超えていることをこれまでも問題にしてまいりました。

このことは、国保税滞納世帯 559 件のうち、年間所得 100 万円以下が 55%を占めていることをみても明らかです。

法定減免を受けても、なお、負担が大きいのが現実です。

問題は、この滞納者に保険証が渡されず、資格証明書のみが発行が常に存在していることです。

平成 18 年 6 月 1 日現在、27 世帯に発行し、うち 9 世帯について、その後の面談により保険証が渡されたこと示されましたが、残る 18 世帯は無保険の状況であり、昨年の 15 世帯よりも増えています。

資格証明証発行件数 27 は、隣の 16 万都市の帯広市が、総数 26 であることに比べても異常な高い数字となっています。

また、通常の期限より期間の短い短期保険証の発行は 176 世帯にもなっています。

この資格証明書は、全額医療費が自己負担となり、保険税が払えない経済状況のもとで、当然医療費の全額自己負担ができず、病気になっても病院にかかれず命を落とす例が全国で生まれ、社会問題になってきています。

結局、現状は皆保険制度としながら、受領権が保障されない状態が存在し、拡大しているという現状がいえると思います。

経済状況いかんで受領権が保障されない事態は、一刻も早く解決されなければなりません。

この原因は、昭和 58 年以来、一貫して国が負担すべき予算を削減したことにより、国に対する改善を強く求める必要があると同時に、ことは命にかかわる問題であり、町の独自の低所得者対策を強く求めるものであります。

以上、申し上げます、平成 17 年度国民健康保険会計に対する反対討論といたします。

○議長（本保証喜） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

乾議員。

○17 番（乾邦広） 私は、認定第 8 号、平成 17 年度幕別町国民健康保険特別会計決算について、賛成の立場で討論を行います。

ご承知のとおり、国民健康保険制度は、昭和 13 年に農村住民などの健康な生活を守るために生まれたものであります。

その後、70 年近くが経過し、今日に至っており、国民皆保険制度の根底を支えていると言えます。

幕別町におきましては、昭和 14 年、組合への国民健康保険事業が始められた後、戦後の混乱期に一時休止していたものが、昭和 28 年に町営で再開されて以来、社会保険に加入できない自営業者や高齢者などの命と暮らしを守ってきました。

平成 17 年度は、町内の 48.8%の世帯、実に半数近くの世帯が加入しており、地域にとってはかけがえのない制度であります。

近年、長引く不況の影響から、被保険者の生活実態は非常に厳しいものとなっており、国保税収入も横ばいの状態で、平成 17 年度は前年に比べ、0.4%の減となっております。

こうした状況の中、低所得者救済のために、7割、5割、2割の軽減措置が講じられており、加入者の 45%に当たる 2,100 世帯以上に適用させているところであります。

また、失業などにより納税が困難な世帯に対しましては、納税相談を実施し、納付の一時猶予や分納により、それぞれの世帯の事情に配慮した納めやすい環境をつくっていると伺っております。

しかしながら、依然として長期間多額にのぼる滞納世帯があることは、非常に遺憾であります。

国民健康保険制度は、相互扶助の精神が大きな柱となっているのであります。

滞納はほかの善良な納税者への負担を強いることにつながるものであり、負担の公平という原則をくずし、制度崩壊を招きかねない重大な問題であります。

真面目に税を納めている人たちが損をする事態はあってはならないことであります。

町では、滞納者対策として、資格証明書、短期被保険者証を発行しているところであります。

連絡不通の世帯や意図的に納入の努力がみられない世帯などに対しましては、今後も強い態度で納税に当たっていただきたいと思っております。

ご存じのとおり、幕別町国民保険会計は、平成 13 年度、14 年度に赤字決算に陥ったところではありますが、国や道からの支援分のほか、厳しい財政状況の中、町単独で一般会計からの繰入れによる支援を行って黒字に転じてきたところであり、町全体で本会計の健全な維持に努めてきた姿勢がみられるものと思っております。

さらに、平成 17 年度の決算状況を受けて、平成 18 年度には、低所得者に配慮して、医療費分の国保税を引き下げるといった改正を行ってきており、町の姿勢は高く評価できるものであります。

今後も国民健康保険事業が町民の厚い信頼を得られるよう、健全な財政運営に努め、町民が明るく健康な暮らしを送れるよう、安定的な持続に努めていただくことを願って、私は、本特別会計決算認定に当たっての賛成討論といたします。

○議長（本保証喜） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（本保証喜） 採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第 8 号、平成 17 年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 9 号、平成 17 年度、幕別町老人保健特別会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第 10 号、平成 17 年度幕別町介護保険特別会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

野原議員。

○20 番（野原恵子） 認定第 10 号、平成 17 年度幕別町介護保険特別会計決算認定について、反対の討論をいたします。

介護保険の導入のとき、政府は介護の社会化を目的とするとして、家族介護から社会が支える制度へ、在宅で安心できる介護へ、サービスが選択できる制度へなどと宣伝しました。

介護保険が施行されてから 6 年が経過し、平成 17 年度で幕別で介護が必要と認定された人は、1,088 人となり、65 歳以上の高齢者の約 6 人の 1 人にまで広がっています。

介護が必要と認定されながら、サービスを利用していない人は 714 人となり、34.4%にのぼっております。

低所得者にとっては利用料の負担が重く、介護の必要性があっても利用できない状況にもなっています。

昨年 10 月から施設利用の場合、ホテルコスト、食費の徴収など、利用負担も増加し、所得の少ない高齢者の負担は限界となり、このままでは制度から排除されてしまいかねません。

同時に、療養型病床施設の削減は、高齢者の社会的強制単位を引き起こし、行き場のない高齢者が多数生まれることとなります。

平成 16 年度の療養型病床施設の利用者は 36 人でしたが、平成 17 年度決算では 9 人となり、大幅に減り、特別養護老人ホーム、老人保健施設の利用者が増え、各施設の待機者が増加しています。

介護保険料の滞納者は、昨年 77 人から 214 人と急増し、特に老齢福祉年金全世帯非課税の第 1 段階、第 2 段階の所得階層の滞納が増加しています。

介護保険料を滞納すると、時効 2 年で納付義務が削減し、過去の滞納期間に応じて利用料が 1 割負担から 3 割負担に引き上げられたり、保険給付が差し止められることもあります。

低所得者にとっては、非常に厳しい制度となっています。

このことから、保険料の軽減など高齢者の生活を守るための対策が求められます。

介護保険を実施し、運営する主体は市町村です。

これは日本の介護保険の特徴であり、同じ介護保険を導入しているドイツでは、全国単一の保険となっています。

介護保険制度の実施に当たり、地方分権の推進という観点に加えて、住民の福祉の増進は地方自治法に定められた市町村の責務であることや、介護保険に加入する住民にとってもっとも身近な行政単位である市町村が実施主体になることが適切であるとの理由で、市町村が保険者とされ、介護保険は自治事務として実施されています。

国は市町村が独自に行っている減免制度に対し、3 原則による締めつけをしておりますが、本来は市町村の実勢を尊重すべきです。

自治事務の観点に呈すれば、低所得者に対する施策として、介護保険料利用料の軽減を行うことができると考えます。

以上の点から、平成 17 年度幕別町介護保険特別会計決算認定に反対といたします。

○議長（本保証喜） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

古川議員。

○24 番（古川稔） 認定第 10 号、平成 17 年度幕別町介護保険特別会計決算認定に当たりまして、私は委員長の報告に対し、賛成の立場で討論を行います。

平成 12 年度から実施された介護保険制度は、介護を要する状態になっても、できる限り自宅で自立した生活を営むことができるよう、真に必要な保健福祉サービス及び医療サービスを安心して利用できることを基本として、国民の共同連帯の理念に基づく制度化がもたされたものであることは皆さんもご承知のとおりであります。

平成 17 年度は、制度開始から 6 年目を迎えたところではありますが、この間の幕別町の介護保険の状況について振り返ってみますと、平成 12 年度当初は、要介護及び要支援の認定者が 448 人であったものが、平成 17 年度末では 933 人となり、人数では 485 人増の約 2.1 倍の増加となりました。

サービスを提供する事業所については、施設サービスと居宅サービスを合わせ、平成 17 年度末では 195 事業所となり、平成 12 年 4 月当初に比較しますと、この 6 年間で 50 カ所の増、約 1.5 倍となり、利用者がサービスを選択できる幅がより広がったものと思っております。

保険給付状況では、平成 12 年度の約 6 億 5,000 万円から、平成 17 年度は 11 億 4,600 万円と増加し、約 1.8 倍の増加となっております。

このように、サービスを提供する事業所が順調に増加し、併せて認定によるサービスの利用も増加し、給付費も増大する中、第 2 期介護保険事業計画の幕別町の介護保険料は、管内でも低い方から 2 番目の基準月額 2,950 円で運営できたことは、大変喜ばしいことであり、高く評価するところであります。

また、平成 17 年度 10 月 1 日の改正により、施設入所者の食費、居住費が原則自己負担となり、入所者の動向が心配されましたが、低所得者に対する補足的な給付が実施されたことなどにより、個室利用者において 1 名の退所者があったものの、多床室利用者においてははいなかったとお聞きして一安



心をしているところでもあります。

幕別町の財政状況もますます厳しさが増してきますが、高齢化社会が進む中で、町民が安心して老後を過ごせるよう、低所得者の状況掌握や住民からの要望などの十分反映され、さらなる介護保険制度の充実が図られることを期待し、私は委員長の報告を可とするものとし、討論を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採決]

○議長（本保証喜） 採決をいたします。

お諮りいたします。

認定第 10 号、平成 17 年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 11 号、平成 17 年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 12 号、平成 17 年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 13 号、平成 17 年度幕別町公共用地取得特別会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 14 号、平成 17 年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 15 号、平成 17 年度幕別町農業集落排水特別会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第 16 号、平成 17 年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、「認定」とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

#### [委員会報告]

○議長（本保証喜） 日程第 26、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思っております。

#### [閉会中の継続調査の申出]

○議長（本保証喜） 日程第 27、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長・民生常任委員長・産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布した申し出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

#### [閉議・閉会宣告]

○議長（本保証喜） これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 18 年第 3 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

15 : 38 閉会